

2026 (令和 8) 年度

政策・制度予算に対する要請回答

# 泉南地区

貝塚市	(要請)	2025 年	10 月	29 日	(回答)	2026 年	3 月	6 日
泉佐野市	(要請)	2025 年	10 月	29 日	(回答)	2026 年	2 月	16 日
泉南市	(要請)	2025 年	10 月	29 日	(回答)	2025 年	12 月	22 日
阪南市	(要請)	2025 年	10 月	29 日	(回答)	2025 年	12 月	23 日
田尻町	(要請)	2025 年	10 月	29 日	(回答)	2026 年	2 月	16 日
熊取町	(要請)	2025 年	10 月	29 日	(回答)	2026 年	2 月	3 日
岬町	(要請)	2025 年	10 月	29 日	(回答)	2026 年	2 月	26 日



【目次】

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策 .....	- 1 -
2. 経済・産業・中小企業施策 .....	- 15 -
3. 福祉・医療・子育て支援施策 .....	- 24 -
4. 教育・人権・行財政改革施策 .....	- 45 -
5. 環境・食料・消費者施策 .....	- 57 -
6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策 .....	- 67 -
7. 大阪南地域協議会統一要請 .....	- 91 -
8. 泉南地区協議会独自要請 .....	- 97 -
《政策予算要請 用語集》 .....	- 104 -

※回答は、連合大阪大阪南地域協議会ホームページにも掲載しています。

トップページの「政策要請」タブよりご覧いただけます。

<http://www.osaka-minami.net/>



# 1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

## (1) 就労支援施策の強化について ★重点項目

### ①地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、福祉総務課、子ども福祉課）	※下線部追加
<p>現在、労働に関わる課題や問題、就労への支援ニーズの共有を図るため、労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）、大阪府、泉州地域の商工会議所や労働団体、市町と連携し、定期的に地域労働ネットワークの推進会議を開催しており、今後も継続して連携を強化してまいりたいと考えています。</p> <p>また、就労支援センターを設置し、パソコン事務講座やフォークリフト運転技能講習などの就労支援講座を実施し、能力開発を支援するとともに、専門の就労支援コーディネーターが相談に応じ、ハローワークとの連携による希望の就職に向けた求人企業の紹介や、就職後の定期的な状況確認を実施することで、適切な就職・定着の支援などを図っています。</p> <p>さらに、ひとり親家庭が安定した収入を得て自立することを支援するため、対象者の状況に応じた支援計画のもとハローワークとの連携による就労支援を行うとともに、養成機関での修業期間における生活費の支援や訓練経費の支援を行っています。これらの制度につきましては、児童扶養手当の現況届時の面談などを活用して個々のニーズに沿った情報が確実に届く取組みを実施し、ひとり親家庭における生活の安定と向上を図っており、今後も継続して適切な支援に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（地域共生推進課、まちの活性化課）	※従前と変わらず
<p>障害者の就労支援については、障害者総合支援法に基づく各種就労支援サービスと本市の相談支援体制を活用し、一人ひとりの適性や個性を活かして働き続けることができるよう、就労支援機関と連携し、就労するにあたっての基礎的訓練から職場定着、又は離職後の再就職に至るまで、切れ目のない支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、自立支援協議会就労支援部会において作成した「就労支援事業所パンフレット」及び「授産製品リスト」を活用し、本市が契約によって調達する物品及び役務の障害者就労支援施設等からの優先的な調達や、障害者雇用を検討している企業と障害者就労支援施設とのマッチングを推進していきます。</p> <p>加えて、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日より民間事業者による合理的配慮が義務化されたことに伴い、障害者に対する差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供についてのさらなる周知啓発を図ります。</p> <p>「地域労働ネットワーク」を活用し、ネットワーク間で様々な事例や取組を対面での会議で共有することで就職困難層の就労への支援ニーズに基づいた事業展開を大阪府と連携しつつ行ってまいります。加えて、女性のサポートやひとり親家庭については、大阪府や大阪府公共職業安定所等の関係機関の専門相談窓口や、職業能力訓練等の制度についての周知を図ってまいります。</p> <p>また、就職困難者や氷河期世代の方に対し、就職に有利となる資格取得に係る受講料を助成することで、新たな就労の実現につなげてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課、家庭支援課）	※下線部追加
<p>地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。</p> <p>また、市福祉部局と連携し、子育てや介護・治療やひとり親家庭への就労支援に努めます。</p>	

<p>また、女性ひとり親家庭への支援については、テレワークなど様々な働き方が選択できるよう、人材育成について検討します。</p> <p>ひとり親家庭への就業支援として、個々のニーズに応じ企業の紹介やハローワークへの就労相談に繋ぎ計画的な支援を行っています。また、8月の児童扶養手当現況届に合わせ、相談日を多く設けサポートの強化を図るとともに、より有利な職に就くための資格取得の支援も行っています。</p> <p>求人情報や資格取得のパンフレット等はカウンターに常時配架し周知をしています。</p>	
<p><b>阪南市</b>（生活環境課）</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>大阪府南部の各市町、労働基準監督署、公共職業安定所、労働団体、商工団体、大阪府労働環境課などの関係機関で構成される「阪南地域労働ネットワーク」に参画し、労働相談実務に関する研修会や意見交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っています。</p> <p>また、就職氷河期世代や女性のひとり親家庭などの就職就労困難層等への支援については、個別事情にあわせ、関係機関と連携するとともに、キャリアカウンセラーとの相談などきめ細やかな相談体制の構築に努めています。</p>	
<p><b>田尻町</b></p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>本町では、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」で紹介される好事例等を参考に、就労支援事業の強化を図るとともに、就労に繋がる資格取得講座等を開催しています。また、ひとり親家庭等の就職困難者については、「地域労働ネットワーク」を積極的に活用し、近隣市町及び商工会等で開催される合同就職説明会等へ誘導するなどして、地域就労支援コーディネーター等が就労に至るまで支援を行ってまいります。また、ハローワークやサポステと連携して就労支援を行うとともに各種福祉サービスと連携するなど、今後も相談者のニーズに応じた就労支援に努めてまいります。</p>	
<p><b>熊取町</b>（産業振興課）</p>	<p>※従前と変わらず</p>
<p>「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな、ていねいな支援とその活用に向けた周知啓発を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、ひとり親などの就職困難層に対する就労支援については、本町に就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターといった専門職員を配置し相談対応を行うと同時に、就職困難者等支援策として就職に役立つ資格取得に取り組む方への補助を実施しております。</p>	
<p><b>岬町</b>（都市整備部）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>就労支援体制の充実・強化を図るため、地域就労支援センターや担当窓口において就労・労働相談の受付や就労環境整備など未就労者の支援を行っております。引き続き、関係機関と連携を図るとともに、柔軟に対応できるよう、地域の雇用労働対策の充実に努めてまいります。<u>また、支援が必要な方へ情報が確実に届くよう町広報誌やホームページ等の活用を進めてまいります。</u></p>	

## ②障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用を推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

(回答)

<p><b>貝塚市</b>（産業戦略課、障害福祉課）</p>	<p>※下線部追加</p>
<p>市内の企業に対する障害者雇用対策につきましては、ホームページにおいて大阪府や国が実施するマッチング支援や後押しするための各種助成金、支援制度などの周知に努めています。</p> <p>また、障害のある方の就労に関する相談につきましては、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・支援及び事業主への支援を実施する泉州中障害者就業・生活支援センターやハローワーク岸和田などの専門的な相談窓口を紹介するなど、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。</p> <p><u>今後、令和7年10月から開始された就労選択支援サービスを活用することによる支援強化も含め、継続して適切な支援に取り組んでまいります。</u></p>	

<b>泉佐野市</b> （まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>泉佐野市就労支援フェア・高齢者雇用促進フェアにおいて、「合同就職面接会」を開催し、引き続き、出展企業より「障がい者求人」の提供を求めていくことにより、求職者の雇用や出展企業側の障がい者雇用につなげてまいります。職場での理解促進や各種法令の遵守につきましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等への周知を図ってまいります。</p>	
<b>泉南市</b> （産業振興課、障害福祉課）	※従前と変わらず
<p>就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている障害者自立支援センター等の支援団体との情報交換を行い、きめ細やかな支援を図ります。</p> <p>また、大阪府雇用推進室発行の職業訓練ガイド等を利用して啓発を行い、障害者就労への取組に努めます。</p> <p>障害者総合支援法に基づく障害者就労に関する支援を実施するとともに、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、今後も大阪府、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取組も含めて、職場環境の整備を働きかけます。</p>	
<b>阪南市</b> （生活環境課、秘書人事課）	※下線部追加
<p><u>障がい者の法定雇用率については、段階的に引上げられることになっていますが、特に中小企業においては、実雇用率が低い状況であるとのことです。</u></p> <p>本市としても、障がい者雇用については、福祉部局と連携の上、地域就労支援センターでの就労相談の充実に努めています。</p> <p><u>また、泉州南障がい者就業・生活支援センターやおおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）などの関係機関と連携した支援体制づくりに努めているとともに障害者職業生活相談員を選任し、相談体制を整え、障がい者活躍推進計画に基づいて研修を実施するなど、引き続き障がい者就労への理解の促進に取り組んでまいります。</u></p>	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>企業の障がい者雇用については、国や大阪府、関係団体と連携しながら、障がい者雇用に関する企業向けセミナーを活用するなどし、事業所における課題解決の支援及び助成金の支援制度の活用方法等の情報発信に努めております。また、本町の相談支援事業では、地域就労支援コーディネーター等が就労支援を行うとともに福祉関係の部署とも連携し、障がいの有無に限らず相談者に寄り添った支援体制により実施しています。</p>	
<b>熊取町</b> （障がい福祉課）	※従前と変わらず
<p>障がい者の雇用支援につきましては、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や、新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるように相談や助言を行う「就労定着支援」について、必要な方に支給しているところです。</p> <p>また、障がい者の就労支援と職場定着のため、障がい者の方からの就業に関する相談や、障がいの特性を踏まえた雇用環境の整備について事業所へ助言を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークと引き続き連携を行ってまいります。</p> <p>さらに、「障害者週間」などにおきまして、障がいに関する理解を深めるための啓発活動や情報提供を行っていただくところであり、今後も継続した取組を進めてまいります。</p>	
<b>岬町</b> （しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>障がい者の就労支援と職場定着については、関係機関と連携を密にしてその取組を進めているところです。今後も岬町障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき着実に支援を継続してまいります。</p>	

### ③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするためのPDCAサイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を

教えるボランティア等の養成講座を実施し、AIを活用し人材の育成・確保を行うこと。特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、魅力づくり推進課）	※下線部追加
<p>市内の企業では現在、雇用する外国人に対し、日本語教育や生活相談など、企業独自で外国人就労者に対するサポートに努めているとお聞きしています。</p> <p>一方、本市においては、外国人の方が多く来訪される窓口に携帯型翻訳機を設置し多言語による対応を行っているほか、<u>英語が堪能な職員を採用し、所属課以外の業務の支援ができる体制を整え、可能な限り外国語で対応するなど丁寧な対応に努めています。</u>また、外国語版ごみの分別冊子の配付やホームページへの公開、日本語の読み書きや会話に困っている方を対象とした教室を開講しています。さらに、<u>かいつか国際交流協会が実施している日本語教室及び日本語を教えるボランティア養成講座の開講に対し、国の補助金を活用しながら財政支援を行っています。</u>加えて、<u>市内の企業に対しては、ホームページにおいて大阪府や国が実施する外国人雇用に関するマッチング支援や各種助成金、支援制度などの周知に努めています。</u></p> <p>また、かいつか国際交流協会では、先述のボランティア養成講座のほか、外国人の方が周囲との交流を深め孤立を防ぐため、各種イベントへの参加の呼びかけや、災害時に必要な情報を的確に伝えるため、やさしい日本語で書かれた避難生活ガイドブックの配付を行っています。</p> <p><u>今後も引き続き、外国人労働者が安心して働けるよう、様々な角度から支援を進めてまいります。</u></p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>泉佐野市外国就労者サポートセンター（通称：iFOS）が相談できる窓口を設置しています。また、日本語サポートを必要とする外国人に対して、日本語教室も開催しています。雇用者側が日本語能力への要求が高まっていることもあり、入社面接前にiFOSスタッフが事前面接を行うと同時に、日本語能力のチェックもしています。</p>	
泉南市（産業振興課、生涯学習課）	※下線部追加
<p>就労支援に関しては、地域就労支援センターにて、外国語翻訳のタブレットを常備活用し、就労支援に努めます。また、外国人の受入れ、定着についての情報発信に努めます。</p> <p>令和2年度から日本語教育の推進に関する法律に基づき、鳴滝識字教室と泉南日本語教室の実施を支援しており、泉南市在住または在勤の方を対象に<u>鳴滝識字教室は週に1回、泉南日本語教室は週に2回、教室を開催しています。</u>引き続き外国人労働者をはじめ様々な方に学習の場を提供できるよう支援に努めます。</p>	
阪南市（生活環境課、中央公民館）	※下線部追加
<p><u>人手不足分野の外国人人材の育成と確保を目的とした「育成就労制度」が2027年度（令和9年度）から技能実習制度に代わる新たな外国人材受入の制度となり、各企業などにおいては、対応が求められます。</u>今後とも、庁内関係部署と連携するとともに、ハローワークや労働局などの国の関係機関や大阪府などとも連携を強化するとともによりよい支援体制の構築をめざしていきます。</p> <p>また、市立東鳥取公民館を中心に、各公民館で「外国人のための日本語教室」を開設し、日本語学習を希望される市内在住の外国人に対して、学習支援を行っています。<u>併せて、日本語を教えるボランティアを養成するために「日本語指導者養成講座」も実施しているところであり、今後も引き続き、財政措置や教室の充実に努めます。</u></p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>外国人住民が増加しており、多様な文化的背景や生活習慣をもつ住民との多文化共生への取り組みが必要であると認識しております。特に外国にルーツを持つ子どもたちへの学習保障は急務であり、外国人労働者への日本語教育の場の提供を含め、近隣市町や大阪府と連携し、本町の地域事情に応じた実施方法を検討してまいります。日本語学習を支えるボランティア等の養成につきましても、府の研修制度やAIの活用など、既存資源を活かしながら検討してまいります。</p>	

<b>熊取町（産業振興課）</b>	※従前と変わらず
<p>外国人労働者の受入については、国内の労働力不足を背景に大きな課題となっていると考えておりますので、環境整備については、国の適正な運用や大阪府、他の市町村の動向などを調査しながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>同時に、出入国在留管理省庁からの特定技能外国人の受入に係る、協力確認書の受領を行い、共生社会実現のために実施する施策の協力体制を構築しています。</p>	
<b>岬町（まちづくり戦略室）</b>	※従前と変わらず
<p>本町では、在留・在日外国人向け生活支援を提供する民間企業と連携協定を締結し、課題解決に向け取り組んでおります。また、外国人労働者への支援については、地域の実情に即した意見交換会の場を設置するなど、多様な声を反映した共生支援策を推進します。</p> <p>さらに、日本語学習の支援として、学習機会の充実を図る方策を町内関係機関とともに検討し、外国人労働者が安心して生活・就労できるよう町内関係機関とともに環境整備に努めてまいります。</p>	

#### ④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化 <新規>

**受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。**

**また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。**

(回答)

<b>貝塚市（産業戦略課、健康推進課）</b>
<p>大阪府受動喫煙防止条例などに関する周知・啓発につきましては、健診や健康相談時にリーフレットを配布するほか、ポスター掲示や広報などを通じて、喫煙及び受動喫煙が健康に与える影響についての情報提供に努めています。</p> <p>また、飲食店などでの喫煙所設置にかかる費用につきましては、国や府が実施する補助制度を活用いただくよう、ポスター掲示や関係機関への資料送付を通じて情報提供しています。</p> <p>受動喫煙対策の実態把握につきましては、商工会議所会員を対象に従業員の健康増進に向けての課題や従業員の健康づくりのための取組みについて、また、市民を対象に職場における受動喫煙機会についてのアンケート調査を実施しており、これらの調査結果をもとに、今後、職場内禁煙の推進に向けて事業者の皆様と協力をお願いするとともに、実効性のある対策を進めてまいります。</p>
<b>泉佐野市（健康推進課）</b>
<p>受動喫煙防止対策につきましては、市民および本市で働く皆様の健康を守る上で極めて重要な課題であると認識しております。</p> <p>本市におきましても、2020年4月の改正健康増進法の全面施行および大阪府受動喫煙防止条例の趣旨に則り、望まない受動喫煙をなくすための環境づくりに努めております。</p> <p>受動喫煙防止に関する啓発につきましては、これまでも広報紙やホームページ、公共施設へのポスター掲示、世界禁煙デーでの取組み等を通じて周知を図ってまいりました。今後も大阪府および管轄の泉佐野保健所と連携し、制度の周知徹底に努め、費用助成につきましては、国や府の動向をふまえながら、調査研究してまいります。</p> <p>実態把握および指導につきましては、法および条例に基づく指導・監督権限や立入検査等の業務は、大阪府（泉佐野保健所）が所管しておりますが、本市といたしましても、地域の実情を把握することは重要であると考えております。</p> <p>大阪府では、2023年及び2024年に「受動喫煙防止対策における飲食店実態調査」が行われ、必要な施策の検討・実施がなされており、当市におきましても、本年「泉佐野市民の健康や生活習慣などに関する市民意識調査」を実施し、受動喫煙に関する内容についても調査しており、対応策をふくめた第3次健康増進計画の策定に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、市民や労働者の皆様から市へ寄せられた受動喫煙に関する相談や苦情につきましては、速やかに管轄の保健所と情報を共有し、適切な指導が行われるよう連携を密にし、誰もが安心して働き、暮らせるまちづくりのため、受動喫煙防止対策の推進に取り組んでまいります。</p>

<b>泉南市（保健推進課、総務課）</b>
<p>本市では、健康教室、乳幼児健診および母子健康手帳交付時に、喫煙が及ぼす身体への影響についてという話もおりまぜながら保健指導を実施しており、また広報紙、ポスター等での受動喫煙に関する周知、啓発を今後も継続して行います。</p> <p>実態調査については、大阪府にて飲食店実態調査、府民への意識調査が行われており、喫煙可能店の減少、受動喫煙防止条例の認知度の上昇がみられています。今後も引き続き、保健事業や広報等で、受動喫煙防止、喫煙の害および禁煙外来についての啓発活動に努めます。</p> <p>庁舎敷地は健康増進法第28条第5号ロで指定する第一種施設であるため、大阪府受動喫煙防止条例第8条の規定により、令和2年4月1日から喫煙を禁止しています。</p>
<b>阪南市（健康増進課）</b>
<p>本市では、大阪府受動喫煙防止条例および健康増進法の改正を受け、望まない受動喫煙の防止に向けた対策として、公共施設における敷地内全面禁煙を実施しております。今後も広報誌やホームページ等を通じて、啓発に努めます。</p> <p>また、事業者における喫煙・禁煙表示の徹底は重要と認識しており、改正健康増進法の遵守状況の把握も含め、表示や啓発に係る支援の在り方については、他自治体の状況も参考にしつつ、今後の検討課題といたします。本市といたしましては、引き続き、受動喫煙防止の推進と働く方々の健康確保に向け取り組んでまいります。</p>
<b>田尻町</b>
<p>本町においては、従前より建物を含め公共施設敷地内禁煙としており、勤務する職員の意識も定着していることから受動喫煙となる環境にはなっていません。</p>
<b>熊取町（健康・いきいき高齢課）</b>
<p>本町では、喫煙所の設置や喫煙・禁煙表示等への補助、啓発に係る費用について、大阪府の「大阪府公衆喫煙所設置補助制度」の周知に努めます。また、受動喫煙防止対策と併せて、泉佐野保健所および管内の市町や職域と連携し、禁煙を希望する者には、支援をします。</p>
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
<p>本町では、第3次健康増進計画におけるたばこ対策として「吸わない・吸わせない喫煙ルールを守ろう」をスローガンに、喫煙及び受動喫煙による健康被害についての教育や啓発活動受動喫煙防止に取り組んでおります。飲食店等への規制については大阪府が行っているものですので、府に対して中小規模の飲食店への指導及び支援の充実を要望してまいります。</p> <p>また、職場における喫煙所の設置義務は管理者に課せられています。適切な対応がされるよう、関係機関と連携し受動喫煙防止対策の周知啓発に努めてまいります。</p>

## （2）ジェンダー平等社会の実現に向けて

### ①女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

（回答）

<b>貝塚市（産業戦略課、人事課、人権政策課）</b>	※下線部追加
<p>少子高齢社会による労働力不足が懸念されるなか、就業を希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現させることが重要であると考えます。</p> <p>市内事業者に対しては、事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された企業人権協議会を通じ、女性活躍推進法や育児・介護休業取得の促進など、法の周知を含めた情報提供や講座受講案内を行い、ジェンダー平等の理念のもと、性別を問わずすべての人に選ばれる企業の育成に取り組んでいるところです。</p>	

また、本市の取組みとしては、現在、各役職段階における男女の給与の差異について、毎年ホームページで公表しているところであり、特定事業主行動計画につきましては、今後、令和8年度に策定予定の第6次総合計画に合わせ計画を見直す予定としています。

今後も、市内事業者における取組みの好事例を発信しながら、男女共同参画計画（第4期）コスモプランに掲げる「あらゆる分野への女性参画の推進」及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を実践するための現状把握に努め、プランの目標達成に向けた効果的な施策を検討し、積極的に実施するとともに、本市における男女の賃金差異につきましては引き続き分析を行ってまいります。

**泉佐野市（人権推進課）**

※下線部追加

本市においては、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（人ひとプラン）」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現を柱として、事業所における両立支援対策の促進や多様な働き方への理解促進に取り組んでいます。

本計画に基づき、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知」、「子育て・介護支援の拡充」及び「男性にとっての男女共同参画の推進」を目的に、親子を対象とした講座や女性の健康保持・増進を図る講座等を実施しています。今年度においても、多数の参加があり、周知や理解の促進につながりました。

男性の育児休業取得の促進を図る取組として、事業所における制度設計や運用についての理解促進や啓発につなげるために、本市及び近隣自治体の事業所で組織されている事業所人権連絡会において、他自治体や企業で男性の育児休業取得向上にむけて、積極的に取組されている講師を紹介し、男性の育児休業をテーマとした研修会を実施します。

本市では、市内登録業者の総合評価方式制度において、ワーク・ライフ・バランス等の推進事業として、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」等の取得企業を加点対象としております。

改正育児・介護休業法の主な改正点の周知については、庁内においては、職員が随時確認できる媒体を活用して掲載するとともに、個別の相談窓口についても設置するなど、制度内容の理解促進に取り組んでいます。

**泉南市（産業振興課、秘書人事課）**

※下線部追加

市内の中小企業に対しての周知・啓発について、関係機関と連携しながら検討します。

本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、本計画を通じて女性が職業生活においてその個性と能力が十分に発揮できるよう適材適所の配置に努めます。

また、性別を問わず全ての職員が育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向け、休暇制度等の周知・啓発を行います。

**阪南市（人権推進課、秘書人事課、生活環境課）**

※下線部追加

本市では、女性活躍の推進のために、毎年、市民団体と協働し「ハートフル講座」を開催し、女性活躍のための周知・啓発を実施しています。

また、令和7年度より女性相談支援員を配置し女性活躍の推進等に取り組んでいるところです。

さらに、令和8年度に改定する男女共同参画プランでは、今年度実施する市民意識調査を反映した取組を推進してまいります。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」は、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とした法律です。この法律の主旨を踏まえ、阪南市事業所人権問題連絡会などの関係機関での周知を図ります。

また、商工、人権など庁内関係部署との連携をはかるとともに、関係機関とも連携を強化し、周知・啓発を図ります。

育児・介護休業法についても、女性活躍推進法と同様の取組をすすめていきます。

さらに、特定事業主行動計画及び行動計画に基づく取組の実施状況を毎年公表し、是正に努めています。

また、育児休業については、制度等を周知し男性の育児休業取得を促進するとともに、育児休業が確実に取得できるなど、働きながら育児等がしやすい職場環境整備に引き続き取り組んでまいります。

田尻町	※従前と変わらず
<p>2021年3月に策定した女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に掲げる各種目標数値を達成できるよう引き続き女性参画を進めてまいります。今年度公表した「男女の賃金の差異」についても、毎年継続し公表するようにします。また、男性職員の育児休業取得の促進についても、該当職員への制度説明の機会を設けるとともに、会計年度任用職員の代替配置等、取得しやすい職場環境の整備に努めます。</p>	
熊取町（人権・女性活躍推進課、人事課）	※従前と変わらず
<p>女性活躍推進法に関する周知につきましては、町ホームページをはじめ、町広報誌等において周知を行っております。引き続き、あらゆる機会を捉え、周知啓発に努めてまいります。</p> <p>職員の給与の男女の差異については適切に公表しており、今後も引き続き状況把握・分析を行い、女性職員の活躍の推進のために取り組んでまいります。</p> <p>また、職場での男性の育児休業取得の促進がされるよう、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会発行の連絡会での研修やニュース等を活用し、周知・啓発に努めてまいります。</p>	
岬町（総務部）	※従前と変わらず
<p>今後も引き続き、男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、女性の職業生活における活躍を推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活気ある社会の実現に努めてまいります。</p>	

## ②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、各方面に働きかけること。改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

(回答)

貝塚市（人権政策課、子ども相談課）	※下線部追加
<p>第2次人権行政基本方針における個別の人権課題として「女性の人権」を掲げ、様々な教育・啓発を行うことによりジェンダー平等社会の実現をめざしているところです。また、男女共同参画計画（第4期）コスモプランにおきましても、「あらゆる暴力の根絶」を基本目標として掲げ、庁内のみならず関係機関との連携強化を図り、DVなどの被害者支援に努めてまいります。</p> <p>本市においては、令和6年4月に妊娠から子育て期にわたるまで包括的で切れ目のない支援を提供することを目的として子ども相談センターを設置しており、特定妊婦に対して妊娠届出時に個々の状況によるサポートプランを作成し、出産後も必要に応じた支援を行っています。<u>妊娠や出産、性の正しい知識を身につけて自分たちの健康や生活に向き合う取り組みに関する研修を受講するなど、不妊治療に関する悩み事にも対応できるよう体制を整えてまいります。さらに、ルナルナにつきましては相談時に情報提供するなど周知に努めてまいります。</u></p> <p>また、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々が速やかに相談に繋がるよう広報やホームページなどによる相談窓口の周知に努めます。<u>相談・支援に当たる職員は、研修によりスキルアップに努め、専門機関に繋ぐなど適正な支援を行うとともに、セミナーや講演会の開催などにより、広く市民へジェンダーに対する理解促進を図ってまいります。</u></p>	
泉佐野市（人権推進課）	※下線部追加
<p>本市では、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（人ひとプラン）」に基づき、女性に対する暴力や人権侵害の防止を重点課題として位置付けています。</p> <p><u>性の商品化や暴力的表現については、女性に対する暴力をなくす運動期間に講座や啓発活動を通じて、女性の人権尊重の視点から市民意識の啓発に取り組んでいます。</u></p>	

改正「DV防止法」および「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」については、人権啓発冊子等で相談窓口の周知を継続するとともに、警察や府関係機関、庁内関係部署と連携し、被害者支援体制の充実を図っています。

また、基本計画における施策「子どもに対する支援体制の充実」として、小中学校において、男女共同参画の視点から、デートDVをはじめとする暴力の防止に向けた意識啓発を図るとともに、性別にとらわれない生き方や職業選択を尊重する社会づくりや相互理解の大切さについて学ぶ機会を提供するため、ゲストティーチャーによる出前授業を実施しています。また、DVやハラスメント被害、SOGIに関する差別など多様な人権課題に適切に対応できるよう、相談業務等を担当する職員については、専門的知識の習得を目的として外部研修等への積極的な参加を促すとともに、相談対応力の向上に努めています。

**泉南市（保健推進課、家庭支援課、人権推進課）** ※下線部追加

本市では、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で管理が決定された妊婦に対しては、サポートプランを作成し、母子保健と児童福祉が連携し、必要に応じて産前訪問を共同で実施しています。

また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源の情報提供を行なっています。

「不妊治療」の妊活支援として、不妊・不育専門相談窓口をウェブサイト等で周知し、また「ルナルナ」を掲載している大阪府のウェブサイトの紹介など、相談できる環境を支援するとともに、不妊・不育治療費等の一部を助成する経済的支援を実施しています。特定妊婦に対する切れ目のない支援について、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で管理が決定された妊婦については、母子保健と家庭児童相談室が連携し、必要に応じて産前訪問を共同で実施しています。また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源の情報提供を行っています。

「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV被害者への支援体制を整えていきます。DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的マイノリティなど、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、市内相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、研修や連絡会議を実施し、庁内の関係機関等との連携強化、また、被害者保護の対応から自立支援の取組をすすめるため、女性相談支援員の配置に努めます。

**阪南市（人権推進課、健康増進課）** ※下線部追加

毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」では、「AV出演強要『JKビジネス』等被害防止月間」の考え方も包含しているので、市ウェブサイトや公式SNSで周知を図っています。

また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」や、本市男女共同参画プラン（第3次）の考えの下、DVや様々なハラスメント被害に対しては人権総合相談などの活用について周知するとともに、毎年実施しているヒューマンライツセミナーをはじめとした講義・講演などを通じて、ジェンダー問題をはじめとしたあらゆる人権問題についての啓発に努めているところです。

「特定妊婦」の方に対しては、市の保健師が定期的な架電や訪問等により、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供を行う等の支援を行っております。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、切れ目のない養育支援に取り組んでおります。

大阪府では、「ルナルナ」と連携し、不妊・不育に関する専門的な相談やこころの悩みなどについてのご相談をお受けする「おおさか性と健康の相談センターcaran-coron」を開設しており、本市ウェブサイトにて周知しております。

**田尻町** ※下線部追加

2025年（令和7年）3月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画を包含した「第3次田尻町男女共同参画プラン」を策定しました。本プランに基づき、女性の人権をはじめとする様々な人権課題に関し、男女共同参画施策への取り組みを進めているところです。近年、全国的にDV被害が増加していることから、本町においても相談窓口に女性相談支援員を配置し、きめ細やかな相談体制を構築しております。今後も様々な問題を抱える女性に寄り添い、切れ目のない支援ができるよう努めてまいります。

熊取町（人権・女性活躍推進課、子育て支援課）	※下線部追加
<p>「改正DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に関する周知につきましては、広報、ホームページ等において周知を行っております。</p> <p>本町では、男女共同参画条例に基づき策定した「熊取町第3次男女共同参画プラン」に暴力と人権侵害を許さない意識づくりや、若年層へのデートDV防止のための教育と啓発などを具体的施策として盛り込み、DV被害者支援への相談支援体制の充実につきましても、DV相談窓口の周知、相談員の育成、関係機関との連携や緊急時の被害者の安全確保に努めることなど、さまざまな施策の推進を目標としております。今後とも、このプランに沿って各種施策の実施を推進してまいります。</p> <p><u>また、妊娠届出時に保健師・助産師による全数面接を実施しており、その中で「特定妊婦」に対しては、継続的に電話や訪問などで妊婦に寄り添い、必要な支援につなぐなど、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援に努めています。</u></p> <p><u>また、「不妊治療」中の方への支援として、不妊・不育治療費助成事業を実施し、不妊・不育治療を希望する家庭に対する経済的な支援をおこなうとともに、大阪府の不妊・不育症対策事業（不妊等に関する情相談センター:カランコロンや情報配信サービス:ルナルナなど）について、町ホームページや窓口において周知しています。</u></p>	
岬町（総務部、しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>メディア等において女性の人権を尊重した表現が行われるよう啓発活動等を、引き続き国、大阪府等関係機関と連携し推進してまいります。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」の周知・啓発やデートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にむけ、国、大阪府等関係機関と連携して取り組んでまいります。</p> <p><u>特定妊婦に対する切れ目のない支援は、第3期みさき子どもとおとなも輝くプランにおける、妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）として助産師、保健師の専門職の訪問、相談支援を継続実施しています。また、出産後についても養育支援訪問事業を実施しています。個別支援は地区担当保健師が岬町要保護児童対策協議会と対象者にあわせた内容を計画し実施しています。</u></p> <p><u>不妊治療への妊活支援としては、大阪府と連携し、ルナルナへ不妊不育治療費助成事業を掲載しているところです。あわせて町ホームページへの掲載、近隣産科医療機関への情報提供を行うなど周知に努めます。</u></p> <p>また、DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施できるよう努めてまいります。</p>	

### ③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

（以下条例未制定のみ追記）

また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、条例制定をめざすこと。

（回答）

貝塚市（公共施設マネジメント室・人権政策課）	※下線部追加
<p>第2次人権行政基本方針における個別の人権課題として「性的マイノリティに関する人権」を掲げ、多様な性自認・性的指向への理解促進に向けて、セミナーや講演会の開催などにより広く市民へ啓発を行っているところです。本市においては、令和2年9月よりパートナーシップ宣誓制度を導入し、大阪府や、他府県及び他自治体との連携制度に加盟する自治体として、性的マイノリティの方に寄り添う施策に取り組んでいます。</p>	

さらに研修会の実施により市民・職員を問わず、性的マイノリティの方に対する理解者を増やす取組みを推進し、市内全体が多様な価値観を認め合えるよう努めてまいります。

また、公共施設等総合管理計画の基本的な方針により効率的に施設のバリアフリー化などに取り組むとともに、誰もが快適に施設を使用できるようにユニバーサルデザインの導入を推進しているところと

ろです。

**泉佐野市（人権推進課）**

※下線部追加

本市では、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（人ひとプラン）」の基本目標Ⅱ「誰もが安全・安心な地域社会づくり」に基づき、ジェンダーに基づく偏見や差別の解消、人権尊重の取組の一環として、LGBTQをはじめとする多様な性のあり方への理解促進を人権施策として進めています。

今後については、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を踏まえ、大阪府が発信する情報や啓発冊子等の内容を参考にしながら、市の広報や啓発事業への反映を検討するなど、取組を進めてまいります。

また、泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度については、大阪府パートナーシップ宣誓証明制度の内容や自治体間連携を意識し、制度の充実と市民や事業者への理解促進と制度の啓発周知につなげていきたいと考えています。

**泉南市（人権推進課、総務課）**

※従前と変わらず

本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。

パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。

本庁舎および別館庁舎において誰もが使用しやすい多目的トイレを設置しています。

**阪南市（人権推進課）**

※下線部追加

性の多様性や性的マイノリティに関する理解を促進させるため「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府パートナーシップ宣誓証明書制度」の周知に努めてまいります。またLGBTQに関する研修や講座を実施し、啓発を行ってまいります。

**田尻町**

※下線部追加

性の多様性や性的マイノリティに関する理解を促進させるため「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進法」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府パートナーシップ宣誓証明書制度」の周知に努めてまいります。またLGBTQに関する研修や講座を実施し、啓発を行ってまいります。

**熊取町（人権・女性活躍推進課）**

※従前と変わらず

本町では、人権啓発情報誌や町ホームページ等において性的マイノリティの人権問題について啓発を行うとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会における事業所向けの研修や、町が主催する男女共同参画講演会においてもテーマとして取り上げるなど、様々な機会を通じ、性的マイノリティに対する理解啓発に努めており、引き続き、様々な機会を通じて理解啓発に努めて参りたいと考えております。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」については、町広報誌等において広く周知を行うとともに、町営住宅入居者募集時において、入居を希望している同性カップルが大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であると証明された場合、申し込みを可能としております。

さらに、大阪府に対しては、当事者の抱える様々な課題等に対応するため、同制度がより有効に活用され、サービスの範囲等が明確になるよう要望しているところです。引き続き、大阪府と連携しながら、多様な性が尊重される社会の実現をめざし、理解促進への取り組みを行ってまいります。

**岬町（総務部）**

※下線部追加

本町では、「第3次岬町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた意識改革を提案し、老若男女の問題意識を喚起することを目的として、女性も男性も「いきいき暮らせる社会」の実現を目指しています。

また、固定的な性別役割分担意識を解消すべく、平成 29 年度には、「性的マイノリティ」に係る人権問題を、令和 4 年度には「LGBT」をテーマにした啓発冊子を、令和 6 年度には「ワークライフバランス」をテーマにした啓発冊子を作成し町内全戸へ配布を行いました。今後も、LGBT等セクシュアル・マイノリティの方に対する偏見や差別はもとより、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを実現するため、国・府・関係機関と連携を図りながら、必要に応じた検証と支援、理解促進に努めてまいります。

「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に基づいた条例については、当町の状況等を踏まえ、国・府・関係機関と調整を図り引き続き検討してまいります。

また、人権に配慮したLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい公共施設（多目的トイレ等）の整備については、国、府、近隣市町村等と連携し、実態把握、必要性の検証に引き続き努めてまいります。

### (3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25 年 4 月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口すぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が 2025 年 4 月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、学校教育課）	※下線部追加
<p>図るとともに、労働相談につきましても、大阪労働局総合労働相談コーナーや大阪府労働相談センターといった相談窓口をより分かりやすくお示しし、相談を受けた場合により早く確実に専門機関へ繋ぐことができるよう努めています。また、本市、岸和田市、泉佐野市と所管労働基準監督署・公共職業安定所、近畿職業能力開発大学校及び大阪府で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会において、1年に2回程度、ハラスメント防止も含む雇用労働問題に関する各種講座を開催し、労働法制などについての啓発を進めています。</p>	
<p>今後は、カスハラ対策を雇用主に義務付ける法律が成立されたことを受け、大阪府が実施している中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業を活用し、大阪府や貝塚商工会議所などと連携しながら、市内事業者がカスハラ対策を実施できる環境や体制整備への支援策について研究してまいります。</p>	
<p>さらに、教職員に対するハラスメントの相談につきましては、大阪府教育庁や本市が設置しているハラスメント窓口を教職員に対し周知しており、カスタマーハラスメントへの対策につきましては、学校相談員として警察OBを2人配置するとともに、弁護士への法律相談を適宜行うなどの対応を行っています。ハラスメントの種類を問わず相談いただけるよう、今後も相談窓口の周知を図ってまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>岸和田市、貝塚市及びハローワーク等で構成する泉南地域労働行政機関運営委員会にて、事業主等へ向けたセミナー等を実施することに加え、カスハラを含むハラスメント防止等について、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会を通じて事業所等へセミナーを含めた周知を図ってまいります。相談対応体制につきましても、大阪府や関係団体との連携を強化し相談の迅速な解決に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を実施することでその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。</p>	
阪南市（生活環境課、危機管理課、企画課）	※下線部追加
<p>カスタマーハラスメント（カスハラ）対策については、国において、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、カスハラ対策が事業主に義務付けられることになりました。</p>	

<p>法律の主旨や各種労働法制の改正による混乱等が生じないように、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組んでいきます。</p> <p>併せて労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。</p> <p><u>カスタマーハラスメントの周知については、庁舎内掲示、公共施設でのポスター掲示、リーフレット配布等を検討し、市民の皆さまへの周知を強化してまいります。</u></p> <p><u>大阪府が2025年4月開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」の積極的な活用を支援機関に対して周知するように取り組んでまいります。</u></p>	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>職場におけるパワーハラスメント対策については、労働基準監督署や大阪府と連携し周知するとともに、住民からの相談があった場合には、的確な相談先をお伝えするよう心掛けています。また、今後も広報や町ホームページを活用して周知に努めて参ります。</p>	
<b>熊取町（産業振興課）</b>	※従前と変わらず
<p>カスハラを含む様々なハラスメント対策に係る各種の労働法制の周知については、国や大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報誌や町ホームページ等により啓発に努めてまいります。</p>	
<b>岬町（都市整備部）</b>	※下線部追加
<p><u>中小企業者に対し、カスタマーハラスメント対策について、十分な周知が図れるよう町広報誌やホームページ等を活用した啓発活動のほか、関係機関と連携を図りながら支援体制の充実と強化について検討を進めてまいります。</u></p>	

#### (4) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

(回答)

<b>貝塚市（産業戦略課、子ども相談課）</b>	※下線部追加
<p>「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取組みについて、市内事業者に対し、産業保健総合支援センターが進める専門相談員派遣や長期療養者就職支援事業などの周知を行うとともに、大阪府が作成した女性活躍応援BOOK!を活用し、大阪府や貝塚商工会議所とも連携を図りながら啓発してまいります。</p> <p><u>また、不妊治療につきましては令和4年4月から保険適用されており、本市ではさらに保険適用外である不育治療費を助成するとともに、就労との両立についての世間一般の理解不足を解消するため、引き続き周知などに努めてまいります。なお、卵子の凍結保存につきましては、女性の仕事や出産、子育てなど、多様なライフスタイルを応援することを目的として認識していますが、母体の加齢とともに妊娠、出産に伴う胎児、母体へのリスクなどの懸念もあり、現在補助する考えはありませんが、治療助成を実施している他自治体の状況を注視してまいります。</u></p>	
<b>泉佐野市（まちの活性課）</b>	※従前と変わらず
<p>企業での「治療と仕事の両立支援」の取組の浸透に向けて、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、事業者・労働者共に理解が深まるよう周知啓発に努めてまいります。</p>	
<b>泉南市（産業振興課）</b>	※下線部追加
<p>病気の治療や介護を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。<u>また、テレワークやスポットワーク等、在宅での就労や、空き時間を利用した就労等への支援策を検討していきます。</u></p>	

<b>阪南市（健康増進課、生活環境課）</b>	<b>※下線部追加</b>
<p><u>女性が活躍できる社会の実現に向けて、妊娠、育児休業と仕事への復帰、育児休業制度、治療と仕事の両立、不妊治療と仕事の両立、介護と仕事の両立などの様々なライフステージの変化に応じた働き方が求められます。そして、女性に限らずすべての労働者が多様な働き方・様々な支援、ハラスメントのない職場づくりなど、生きがいを感じながら働けるように大阪府など関係機関と連携を図り、ニーズを踏まえた両立支援体制の構築に努めていきます。</u></p> <p>病気の早期発見・早期治療を行い治療と仕事の両立につなげられるよう、各種検診や健康相談を行い、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止に取り組んでまいります。</p> <p><u>厚生労働省では、不妊治療と仕事との両立のために、事業主等を対象に研修等を行っています。</u></p> <p><u>また、阪南市では、大阪府の助成対象とならない不妊症及び不育症の検査及び治療（以下、「治療等」）に要する費用の一部を助成する事業を実施しています。</u></p>	
<b>田尻町</b>	<b>※従前と変わらず</b>
<p>病気の治療と仕事の両立について、労働基準監督署や大阪府、商工会議所、医療機関等と連携し、事業主に対して周知啓発を行うとともに、様々な情報を収集し、その支援に繋げてまいります。</p>	
<b>熊取町（産業振興課、介護保険課、子育て支援課）</b>	<b>※下線部追加</b>
<p>関係機関と連携し、相談窓口や治療と仕事の両立支援に関する施策について、周知に努めます。また、新たな働き方にも対応した両立支援についても、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めてまいります。</p> <p><u>本町では、不妊・不育治療費助成事業を実施し、不妊・不育治療を希望する家庭に対する経済的な支援をおこなうとともに、大阪府が実施する助成制度（不育症検査費用助成等）について町ホームページや窓口などで情報提供しています。</u></p>	
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>	<b>※下線部追加</b>
<p><u>引き続き、「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、男女共同参画担当部署や商工会と連携し周知・啓発を行えるよう検討していきます。</u></p> <p><u>「女性活躍応援BOOK！」については、母子手帳交付時に手交しており、働く女性が情報を活用できるよう支援しています。</u></p> <p><u>また、少子化対策の一環として「岬町不妊・不育症治療助成事業」を実施しており、大阪府で申請が可能な「不育症検査費用助成」は対象外としておりますが、医師が認める不妊症・不育症の治療検査費用の一部を助成しており、ホームページ、近隣産科医療機関、ルナルナにて情報提供を行っています。</u></p> <p><u>今後、プレコンセプションケアの推進について、国や大阪府の事業と連動し、相談支援機関の紹介や性と健康に関する情報提供に取り組み、大阪府が取り組んでいる「早発卵巣不全患者等妊孕性温存治療助成試行事業」のように、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実については、国や府へ要望してまいります。</u></p> <p>また、働きながら介護を行う労働者が増加する中、介護離職の防止に向けて、自らの親が介護状態になる可能性のある現役世代に対して、早期に介護保険制度や介護休業制度等について周知を行うことが重要となっております。厚生労働省が作成しました勤労世代の介護離職防止に資する介護保険制度等の公報資料等を活用し、関係団体と連携しながら、介護等の総合相談窓口である地域包括支援センターや介護制度等の周知に努めてまいります。</p>	

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

〔中小企業振興基本条例〕未制定

#### ① 「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、取り組みの実効性を高めること。

〔中小企業振興基本条例〕制定済

#### ① 「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について

大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

条例制定済み市（制定順 18 市）：2025 年 10 月現在）

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、守口市

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
本市では、商工業振興条例に基づき、商工業の経営基盤の安定化、商店街の活性化、工業の活性化、雇用の促進などに関する施策を実施しています。	
具体的な施策としまして、主要展示会などへの出展による販路・需要開拓事業や、生産性向上を目的とした設備投資・ITツール導入のための国・大阪府などが所管する支援（補助金）を活用した事業に対する支援、各種産業財産権の取得に対する支援を実施しています。また、市内事業者への就職を促進し人材確保に寄与するとともに、若い世代の定住促進に資することを目的とし、従業員の奨学金返還を支援する事業者に対する支援や、新規就職者へ就職一時金を支給する事業者に対する支援も実施しています。さらに、泉州オープンファクトリー実行委員会と連携し、泉州地域の高等学校や工科高等学校の生徒に、地元のものづくりの事業者を見学・体験してもらうことにより、地元事業者の人材確保や事業者イメージの向上に努めています。	
今後、国や大阪府が実施する事業者に対する取組みも含め、市内事業者へ積極的に周知するとともに、市内事業者の成長を支えるための支援策を積極的に進めてまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
本市では「泉佐野市中小企業振興基本条例」を施行しており、中小企業などへの人材確保・人材育成支援やDX導入支援など含めた中小企業者等の発展に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
大阪府等で実施している人材育成支援策等について、広く啓発を強化します。	
阪南市（企画課）	※従前と変わらず
本市の中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、労働組合・労働団体の参画と役割や責任等を含めて調査・研究に取り組んでまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、商工会議所とも連携し、地域にあった支援に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
条例の制定にあたっては、熊取町商工会等の関係機関との意思の統一を図るとともに、本町の産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視し研究してまいります。	

岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>中小企業者の健全な発展や、それに伴う町の活性化を目指し、町や関係団体、住民などがそれぞれの役割を明確にしたうえで地域が一体となり中小企業振興に係る取り組みを推進し、本町としての基本理念や必要な役割等の整理に努めてまいります。</p>	

## ②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
<p>本市では、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）や地方独立行政法人大阪産業技術研究所が実施する、技術支援や製品開発支援のほか、産学官連携、知的財産の活用、ビジネスマッチングなどの情報も、市内事業者に対し紹介・周知しており、ものづくりの事業者に対する総合的な支援を実施し、生産性向上と人材育成の両立の実現に取り組んでいます。</p> <p>今後も、大阪府や貝塚商工会議所などの関係機関と連携しながら、地域内での人材循環を促進し、事業者の生産性向上に努めてまいります。</p> <p>なお、カイゼンインストラクター養成スクールの独自の支援制度を創設につきましては、広域的な展開が必要であり、国や大阪府が主導することが適当であることから、現時点で創設する予定はございません。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>本市の地場産業であるタオル産業について、他の支援機関と連携しながらタオルのブランディングに努めることで、同産業の振興に努めてまいります。また、製造分野における生産性向上のため先端設備導入促進支援に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>大阪府と協議を図りながら検討します。</p>	
阪南市（企画課）	※従前と変わらず
<p>本市では、ものづくり企業を「阪南ブランド十四匠」として認証を行う阪南市商工会と連携し、様々な事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなど、ものづくり産業の維持及び強化に努めています。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>ものづくり支援については、国や大阪府等から情報を収集し、多くの情報を発信できるよう努めてまいります。また、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）と連携し、引き続き、支援施策の充実について検討してまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、熊取町商工会を含む各種の関係機関との連携を図ってまいりたいと考えます。</p> <p>また、産業活性化基金を活用し、中小企業者に対して継続した支援を行うことで、ものづくり産業の維持・強化に努めます。</p>	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p>中小企業がカイゼン活動に取り組めるよう、関係機関と連携を取りながら、環境の整備や支援制度の創設について検討を進めてまいります。</p>	

### ③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の専攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
本市では、技術水準の向上や技能習得におけるモチベーションの向上、事業者イメージの向上につながる支援策として、 <u>泉州オープンファクトリー実行委員会と連携し、泉州地域の高等学校や工科高等学校の生徒に対し、地元のものづくりの事業者を見学・体験会を実施しています。</u>	
技能五輪に出場させる事業者に対する助成につきましては、現時点で構築する予定はございませんが、貝塚商工会議所や大阪府立高等職業技術専門学校、近畿職業能力開発大学校などとも連携し、ものづくり企業に対する支援策について研究してまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※下線部追加
<u>工業高校や工業高等専門学校等の定員割れに対する対策も含め、中高生への周知を強化し、本市にある工科高校と連携してものづくり産業を中心とする企業で働く若者が、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦できるよう支援策の周知に努めてまいります。</u>	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
本市には工業高校や工業高等専門学校が存在せず、協力体制の構築は難しいものの、商工会等と連携し、広く情報収集および情報発信を行います。	
阪南市（企画課）	※従前と変わらず
本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会へ挑戦する機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知を行ってまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
若者の技能五輪等への挑戦や各種大会参加等への支援については、国や大阪府、関係機関などから情報収集を行うとともに、広報や町ホームページを活用して情報発信に努めてまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、熊取町商工会を含む各種の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えます。	
また、産業活性化基金を活用した支援メニューを通じて、中小企業者へ支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報について町ホームページの充実を図り、広報や啓発チラシ等によりPRしてまいります。	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
中小事業所に対し、技能五輪の十分な周知が図れるよう、町広報紙やホームページ等を活用するほか、商工会などの関係機関とも連携し、周知に努めるとともに、町の支援についても検討を進めてまいります。	

### ④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
<p>BCPの策定は、有事の際の事業継続あるいは早期復旧を可能とするだけでなく、事業者の危機管理や事業継続能力を証明することにより、対外的な信用の向上につながることから、貝塚商工会議所と連携し、市内事業者に対しBCP策定のためのセミナーやワークショップを実施しており、その中で大阪府で実施している超簡易版BCP『これだけは!』シートや、BCP策定に伴う低利融資や税制優遇についても積極的に周知しています。</p> <p>近年件数が増加し高度化しているサイバー攻撃に対するセキュリティ対策についても、今後、大阪府や貝塚商工会議所、中小企業基盤整備機構などと連携し、セミナーなどにより啓発できるよう努めてまいります。</p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>商工会議所と連携して作成した、本市域における事業継続力強化支援計画の認定を通じて、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援・促進してまいります。</p> <p>また、BCPの策定によるメリットをより事業者に周知することで、策定率の向上に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
<p>商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を進めるとともに、市内中小企業に対し、BCPに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。</p> <p>あわせて、中小企業においてもサイバーセキュリティへの啓発を行います。</p>	
阪南市（企画課）	※下線部追加
<p>本市において、阪南市商工会等の関係機関と連携し、BCPセミナーの開催周知や超簡易版BCP『これだけは!』シートの活用等及びサイバーセキュリティ対策について啓発活動に取り組むなど、策定率向上に向けた対策を行っています。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>中小企業による事業継続計画の策定については、商工会議所と連携し、相談支援に加えて、防災・減災対策等のセミナーを開催しております。また、大阪府「超簡易版BCP『これだけは!』シート」を活用する等、中小企業の事業継続計画（BCP）の策定率が向上するよう、今後も大阪府と連携し、地域に応じた支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※下線部追加
<p>令和6年度に、令和7～11年度の5カ年にわたる次期計画を本町と熊取町商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画には、新たに感染症対策を位置付けました。</p> <p>計画では、熊取町商工会が主催するBCP策定セミナーの開催した際には支援を行うことを位置付けるなど、中小企業者への支援を引き続き行ってまいります。</p> <p>特に、産業活性化基金事業補助金での、創業支援や既存事業者支援では、BCPの策定を義務化し、府のシート等を活用したBCPの策定を促進しています。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>本町では、商工会が実施するBCPセミナーをより広く知ってもらうため町内業者への周知に向け、広報活動及び相談等の支援を円滑に行えるよう取り組んでいます。また、取り組みにあわせて、効果の検証等の推進に努めます。</p>	

## (2) 取引の適正化の実現に向けて ★重点項目

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。

特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
本市では、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を推進するため、貝塚商工会議所と連携し、市内事業者に対し周知しているところです。	
引続き、パートナーシップ構築宣言、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などの取組みについて啓発するとともに、制度や活用方法を伝えるセミナーの実施や、大企業・親事業者の下請などへのしわ寄せ防止に関する周知について検討してまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
中小企業の公正取引の確立と円滑な価格転嫁につきましては、大阪府を始め各関係機関と連携しながら、理解が深まるよう周知徹底に努めてまいります。また、関係機関への円滑な誘導に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
大阪府と連携し、必要な情報の周知啓発に努めます。	
阪南市（企画課）	※従前と変わらず
本市では、国や大阪府、関係機関と連携を図り、市内企業に対して取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取組み周知や、企業の宣言拡大に向けた啓発等に努めます。	
また、取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、商工会等の関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めます。	
田尻町	※従前と変わらず
国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法について検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報誌をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
パートナーシップ構築宣言、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の取り組みの推進・拡大に努めます。また、 <u>中小企業に対するセミナーや相談窓口の設置</u> や下請等、中小事業者から大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、関係機関への情報提供など緊密な連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。	

### (3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて ★重点項目

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

(以下条例未制定のみ追記)

併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

(回答)

<b>貝塚市（契約検査課）</b>	※下線部追加
<p>公契約の発注を行うにあたり、下請法や労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などの遵守に今後も継続して努めるとともに、パートナーシップ構築宣言を踏まえた取引に関する情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合において、契約の相手方として不相当であると認められるときは、入札参加停止要綱により、入札参加停止など必要に応じて措置を講じてまいります。</p>	
<b>泉佐野市（契約検査課）</b>	※下線部追加
<p>本市の民間企業への発注の際の方針につきましては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に準拠するなど、国等から随時通知のある適正価格に係る指針等に基づき適正な取引となるよう努めています。また、業務委託におけるインフレスライドの対応及び情報サービスやソフトウェア発注取引につきましても、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて、受注者からの協議の申出等に適切に対応するよう努めています。</p> <p>入札参加事業者の法令違反につきましては、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づき入札参加資格の停止措置を行っております。</p>	
<b>泉南市（契約検査課）</b>	※下線部追加
<p>市から民間企業への発注は各部署で幅広く行われており、国通知、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などを踏まえ、必要な予算を見込むとともに、受注者からの要請などに対しては、適切に対応するよう努めています。</p> <p>また、事業者が法令違反に伴い監督官公庁から処分や商号の公表がなされた場合、指名停止措置を行う旨の要綱を定め公表しています。</p>	
<b>阪南市（企画課、総務課）</b>	※下線部追加
<p>発注にあたっては関係法令等を遵守しつつ取引の適正化に努めているところであり、引き続き取引の適正化に努めていくとともに、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引に関しては他の自治体の動向を注視するなど調査研究に努めてまいります。</p> <p>また賃金、物価などの急激な変動に対応するため、協議により契約金額変更等ができる制度として契約約款に規定していることや入札参加資格者の法令違反等に対する入札参加停止等の措置を定めた本市入札参加停止要綱により、引き続き本市発注業務等の適正な履行に努めてまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。総合評価入札制度については、本町は年間発注件数が少なく、事業規模も大きくないことから、導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。</p>	
<b>熊取町（総務課）</b>	※下線部追加
<p>公契約における取引の適正化については、適正な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させるべきものであると認識しており、今後も経済社会情勢の変化を勘案し、労務単価や資材単価への反映や「インフレスライド条項」の改定検討など、適切な工事発注に努めてまいります。</p> <p>また、2点目の情報サービスやソフトウェア発注取引については、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注とならないよう町職員への情報提供に努めてまいります。</p> <p>3点目の入札参加事業者が労働基準法違反等による一定期間入札から排除するなどの措置については、法令違反により監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等が公表された場合は入札参加停止を行っているところです。</p> <p>また、総合評価入札制度の導入については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。</p>	

岬町（総務部）	※下線部追加
<p>原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定を行い、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であります。岬町におきましても、令和5年に内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、発注者として適切な行動に努めてまいります。また、本町では、各種法令に違反し監督官庁から処分を受け公表された場合には、一定期間町と契約することができないよう制度化しております。</p>	

#### (4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO第94号条約型）の制定を積極的に推進すること。また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

（以下「総合評価制度」未導入のみ追記）

加えて地域間格差の是正を促進するため、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

**総合評価入札導入済：貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市**

（回答）

貝塚市（契約検査課）	※従前と変わらず
<p>公契約の締結において、人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保する取組みの情報収集に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（契約検査課）	※下線部追加
<p>本市の公契約条例の制定につきましては、国においてILO94号条約の批准がなされていないこと、関係法令等が制定されていないこと、また、労働実態の把握が困難であることやその実効性が担保できないということ、元請から下請の契約、下請から孫請けの契約といった民間事業者間の契約にどこまで介入できるのかといった課題もあることから、現時点では、条例の制定は困難であり、今後の研究課題であると考えていますが、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保にもつながるダンピング対策などの推進にも取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>本市は「泉佐野市人権行政基本方針」を制定し、市民団体や企業、NPO、ボランティア団体との連携、協働が重要であるとしており、事業者の責務を明らかにし、市内で事業活動を行う事業者は施策に協力するとともに、従業員の人権意識の高揚を図るなど、人権尊重の社会づくりが推進されるよう努めることと定めています。これらの方針や条例等に基づき、公契約締結においても外国人労働者や非正規雇用者の多少に関わらず人権尊重の取組に努めてまいります。</p>	
泉南市（契約検査課）	※従前と変わらず
<p>労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考え方もあることから、国に対し関係法令の整備について要望を行っています。今後も国の動向や既に制定している自治体の運用状況について注視するとともに、公共調達における人権尊重の取組への配慮も含め、引き続き検討課題として取扱います。</p>	
阪南市（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約条例の制定また公契約締結における人権デュー・デリジェンスへの配慮に関しては、国や大阪府、近隣自治体等の動向を注視し、引き続き調査研究してまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>公契約条例につきましては、労働基準法や最低賃金法など国において関連法令の中で統一的な整備を図っていくべきものとの考えに変わりなく、引き続き国の動向を注視してまいります。人権デュー・デリジェンスへの配慮につきましては、地方公共団体として当然の取り組みであると認識しておりますが、適切なリスク評価につきましては、他団体の動向を注視してまいります。また、総合評価入札制度については、本町は年間発注件数が少なく、事業規模も大きくないことから、導入に至っておりませんが、引き続き他団体の動向を注視しつつ入札制度の改善を検討してまいります。</p>	

熊取町（総務課）	※従前と変わらず
<p>公契約の締結や公契約条例の制定については、国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も国や大阪府、府内自治体等の動向を注視していく考えです。また、総合評価入札制度の導入については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところであり、本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。</p>	
岬町（総務部）	※下線部追加
<p><u>公契約条例については、市町村ではなく、国又は都道府県の広域レベルで検討整備すべき事項であります。また、公契約における人権デューデリジェンスへの配慮を確保のため、労働条件の透明性や適正な契約履行の確保に努めます。</u></p> <p>総合評価入札については、導入すべき規模の発注が少なく、導入における検討段階にとどまっているところです。現在、契約事務については、地方自治法及び契約規則に基づく事務手続きを行っており、引き続き契約適正化に努めてまいります。</p>	

#### (5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、人権政策課）	※下線部追加
<p>ILO中核的労働基準については、貝塚商工会議所と連携し、周知に努めてまいります。</p> <p>また、企業における人権意識の向上につきましては、事業所内の人権啓発活動を幅広く進展させ、より良い人権尊重社会の実現に寄与することを目的として設立された企業人権協議会を通じて取組みを進めています。<u>会員事業所に対しては、法令順守の重要性をはじめ、人権問題への対応、男女共同参画の推進など、多岐にわたる情報提供や講座受講案内により人権意識を高め、市内事業所を牽引する役割を担っていただくことを期待して支援しています。今後も人権意識の向上を支援し、魅力ある地域の一翼を担う企業の育成に努めてまいります。</u></p>	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
<p>関連機関と連携し、企業への中核的労働基準・人権デュー・デリジェンスの必要性について周知に努めてまいります。</p>	
泉南市（産業振興課）	※下線部追加
<p>海外事業展開を図ろうとする地元企業があれば、<u>大阪府、大阪産業局等と連携して協力するとともに、労働条件の整備についても啓発を行い、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局とも情報共有を図り、啓発に努めます。</u></p>	
阪南市（企画課）	※従前と変わらず
<p>本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を予定する事業者に対して、中核的労働基準順守の重要性について周知啓発に努めます。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた支援に努めてまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>中核的労働基準の遵守の重要性や、人権デュー・デリジェンスの必要性については、広報などの各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。</p>	

岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
海外での中核的労働基準遵守の重要性や、人権デューデリジェンスの必要性について、町広報紙やホームページの掲載等による啓発活動の実施を検討し、周知徹底に努めてまいります。	

#### (6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

(回答)

貝塚市（産業戦略課）	※下線部追加
産業人材の確保・育成は、地域経済を支えるあらゆる事業者が直面している課題であると認識しています。国や大阪府、大学などと連携を深め、また、市内に工場を展開し、関西蓄電池人材育成等コンソーシアムに参画しているパナソニックエナジー株式会社の意見も参考にしつつ、人材を確保・育成するための枠組みの構築について研究してまいります。	
なお、現行の枠組みへの工業高校の参画につきましては、広域的な展開が必要であり、国や大阪府が主導することが適当であることから、回答は差し控えさせていただきます。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取組の浸透に向けて、産官学が連携して、バッテリー人材の育成・確保ができるように、周知啓発に努めてまいります。	
泉南市（産業振興課）	※従前と変わらず
地域産業における人材の確保・育成について近畿経済産業局などと情報共有を図るとともに、効果的な施策について検討をします。	
阪南市（企画課）	※従前と変わらず
本市において、さまざまな産業の人材の確保・育成のため産官学等が連携して取り組む枠組みの構築については、大阪府や商工会等の関係機関と連携を図りながら、調査・研究してまいります。	
田尻町	※従前と変わらず
引き続き、国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、地域に応じた相談体制の構築や実施方法を検討してまいります。	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
地域産業を考える上で産学等の連携による人材育成・確保は重要な視点と認識しています。	
ご要望にある「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の事例も参照しながら、その手法等について研究してまいります。	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
本町は、第5次総合計画の基本方針として「協働のまちづくり」を位置づけ、産学官の連携を強化しており、これまで大阪公立大学、和歌山大学、大阪府立岬高等学校などの教育機関と連携し、多様な事業を展開してまいりました。	
また、(株)官民連携事業研究所と締結した「公民連携促進に関する連携協定書」に基づき、行政が抱える課題の解決や、住民サービスの向上、地域活性化を図るため、民間事業者等のノウハウ、アイデアを積極的に活用しています。	

今後につきましても、産学官の連携を一層強化し、地域産業の持続的な発展に向けて全力で取り組み、地域社会全体の発展に寄与してまいります。

さらに、地域に根ざした中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを備えた人材育成にも注力し、多様な産業分野での成長の支援についても検討します。これらの取り組みを通じ、持続可能で競争力のある産業基盤の創出を引き続き目指してまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

#### (1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

##### ①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市</b> （福祉総務課）
本市ではすでに支援会議を実施していますが、法改正がなされたこともあり、組織及び運営に関し必要な事項を整理しているところですので、今のところ大阪府に運営支援などを求める予定はありません。
<b>泉佐野市</b> （地域共生推進課）
支援調整会議は開催しております。関係機関等が支援対象者の支援方針や役割分担、地域課題の解決について論議しております。 運営については生活困窮者自立支援事業を委託実施する基幹型包括支援センター及び市内5カ所の地域型包括支援センターに対し、国が実施する「生活困窮者自立支援制度人材養成研修」及び大阪府が実施する「大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修」の積極的な受講勧奨を行い、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を始め、就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者の養成に努めています。 また、国が実施するテーマ別研修を始め、大阪府内地区別研修など、あらゆる機会を捉えて、支援員の資質向上を図っています。住宅確保要配慮者に対しては「Osakaあんしん住まい推進協議会」の運営する「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用し、相談窓口、安心して入居できる登録賃貸住宅や各種支援制度の情報を提供することに加えて、大阪府と連携し、居住の安定を支援してまいります。
<b>泉南市</b> （生活福祉課）
支援会議について、令和8年度設置に向けて進めています。引き続き国庫負担金および国庫補助金を申請して事業を行います。
<b>阪南市</b> （生活支援課）
本市において支援会議は未設置ですが、週1回開催する生活困窮者支援調整会議をはじめ、重層的支援会議等同様の多機関連携の会議において生活困窮者自立支援制度の対象者の支援会議を実施しています。
<b>田尻町</b>
大阪府と2か月に1回支援会議を行い情報の共有を行っている。今後も引き続き継続してまいります。
<b>熊取町</b> （生活福祉課）
本町には福祉事務所が設置されていないため、生活困窮者自立支援制度の実施主体は大阪府となりますが、住民に最も身近な行政窓口として、大阪府が設置する自立相談支援機関（はーと・ほっと相談室）と十分連携しつつ、地域の生活困窮者からの一次的な相談に対応してまいります。 また、現在、本町にCSWを4名配置し、関係部署・機関と連携しながら、ケースに応じた伴走型支援を実施しているところですが、当該制度が円滑に推進されるよう、大阪府に対して、人員確保に

必要な財政支援の拡充を求めるとともに、就労に関する部署をはじめ、本町社会福祉協議会など関係機関との協働により、体制の充実を図ってまいります。

**岬町（しあわせ創造部）**

生活困窮者自立支援事業については、本町は福祉事務所を設置していない町村であるため実施主体ではありません。そのため、実施主体である大阪府と連携・協力してまいります。

**②住宅セーフティネット法の周知徹底について**

**2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。**

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

**貝塚市（建築住宅課）**

高齢者・障害者・子育て世帯など住宅確保要配慮者が安心して暮らせるように、住宅セーフティネット制度について広く周知することは重要であると認識しています。現在本市では居住支援協議会の設置予定はありませんが、住宅セーフティネット関係課会議などにより住宅部局と福祉部局が密接に連携して相談者に対応できる体制を構築し、相談窓口でのリーフレット配布を行っているほか、大阪府や居住支援法人とも連携を図り、入居を拒まない賃貸住宅、仲介協力店、入居支援を行う団体などについてホームページで情報発信し、周知に努めているところです。今後も大阪府と連携し、居住支援を進めてまいります。

**泉佐野市（地域共生推進課）**

住宅確保要配慮者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携する場として住宅確保要配慮者居住支援協議会設置が奨励されておりますが本市では未設置です。設置については努力義務ではありますが、適切な支援と課題の解決を円滑に進めるために検討と制度の周知にも努めてまいります。

**泉南市（生活福祉課）**

大阪府と連携し進めます。

**阪南市（生活支援課、都市整備課、市民福祉課、介護保険課）**

本市において居住支援協議会は現時点では未設置ですが、令和6年度末から住宅部局と福祉部局の関係各課による事前協議、大阪府職員を講師とした勉強会、居宅支援事業との情報共有等を行っています。

**田尻町**

法の趣旨に則って、大阪府はじめ関係団体と連携し周知に努めてまいります。

**熊取町（生活福祉課）**

2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」については、庁内関係部局と連携し情報共有を行い、パンフレット等を窓口にて配架し、住宅セーフティネット制度が必要な相談者に対しては配付・周知を行っているところです。

また、地域居住支援協議会設置については関係部局と連携し、設置支援を大阪府に求めて参ります。

**岬町（しあわせ創造部、都市整備部）**

住宅セーフティネット法については、引き続き周知に努めるとともに、本町は居住支援協議会を設置していないため、今後とも大阪府と連携・協力してまいります。

**③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について**

**住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的を実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。**

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

**貝塚市（建築住宅課）**

本市では、住宅セーフティネット制度について広く周知し、支援の対象となる当事者や支援現場に対しても積極的に情報発信に努めているところです。

<p>また、住宅部局と福祉部局が密接に連携し、住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々からの相談に対応するとともに、部局間の情報を共有することで、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させる体制を構築しています。そのため、実態調査を実施する予定はありませんが、今後も住宅確保要配慮者や支援現場の声を踏まえて、施策の推進に努めてまいります。</p>
<p><b>泉佐野市（地域共生推進課）</b></p>
<p>収入の減少により家賃の支払いが困難になった方に、一定期間、家賃相当額を補助することで住まいを確保し、生活再建を支援する制度となっています。令和7年4月1日から家賃補助に加えて転居費用補助が追加されました。「住まい」は安定した生活を送るために重要なものです。事業の周知の充実を図り、支援対象者の生活の安定を図るとともに、支援対象者や支援現場の状況を把握し、施策に反映できるよう努めてまいります。</p>
<p><b>泉南市（生活福祉課）</b></p>
<p>支援会議を運営する中で、困難を抱える人の情報を共有し、支援を実施します。</p>
<p><b>阪南市（生活支援課、都市整備課、市民福祉課、介護保険課）</b></p>
<p>本市において住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査は行っていません。相談支援体制については、令和3年4月1日より生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金事業を自立相談支援機関が実施しているとともに、同窓口において住宅喪失リスクのある方への相談を行っており、引き続き相談者に寄り添った支援を続けてまいります。</p>
<p><b>田尻町</b></p>
<p>大阪府、社会福祉協議会等と連携し実態の把握に努め、相談支援体制を整えてまいります。</p>
<p><b>熊取町（生活福祉課）</b></p>
<p>住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施するよう国に求めてまいります。</p> <p>また、相談ケースにおいて住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々について把握した情報を地域共生ネットワーク構築会議にて共有を行い、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築して参ります。</p>
<p><b>岬町（しあわせ創造部・都市整備部）</b></p>
<p>今後とも、地域の特性に合わせた取り組みを推進してまいります。また、現在本町にて行っている住宅確保要配慮者のうちひとり親世帯の居住の安定のためのセーフティネット住宅登録制度の推進や家賃補助についても引き続き実施してまいります。</p>

## (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

### ①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<p><b>貝塚市（健康推進課）</b></p>
<p>がん検診の受診率向上に向けた取組みは、早期発見・早期治療を促進し、市民の健康を守るために非常に重要な施策であります。これまでも未受診者への受診勧奨通知やSNSを活用した情報発信を行い、がん検診の重要性を周知してまいりました。</p> <p>学生期の対象者に対する取組みとしましては、地元大学と連携し、がん検診に関する出前研修を実施し、学生への啓発活動を強化しました。また、例年、20歳となる方に子宮がん検診無料クーポン券を発行し、若年層の受診促進を図っています。</p> <p>がん検診率向上のための好事例の取組みにつきましては、メディアと連携した受診勧奨活動として、がん検診に関する健康特集番組の放送直後に受診勧奨通知をタイムリーに送付することで、視聴者に受診を促すきっかけを提供しました。今後も、メディアとの連携機会の活用や無料クーポン券の配付など、継続的な受診勧奨活動を行うことにより、検診からこぼれ落ちやすい層への支援を強化し、早期発見・早期治療の推進に努めてまいります。</p>

#### 泉佐野市（健康推進課）

本市のがん検診の受診率は、子宮がん検診が大阪府・全国よりも上回り、大腸・肺・乳がん検診においては低いという傾向です。胃がん検診は、大阪府より高く、全国よりは低い受診率となっています。がん検診の受診率が低いことは泉佐野市の健康増進事業の大きな課題となっており、開始当初から様々な受診率向上対策を試みてきました。

国の施策を活用し、子宮がん検診は20歳の人に、乳がん検診は40歳の人にクーポン券を郵送し自己負担分を無料とする他、大腸がん検診におきましても医師会の協力を得て、自己負担分を無料にし、集団検診では、肺・胃・大腸・乳・子宮がん等のセット検診を設定するなど、国保の特定健診はもちろんのこと、後期高齢者や協会けんぽの家族を対象にした特定健診と同時に行う工夫をしています。

若い年代には、健診を受診してもらいやすいように、一時保育つきの健（検）診や、夜間や商業施設や地域に出向いての健（検）診も行っており、学生期や若い世代から健康づくりの重要性を周知するため、教育部局との連携を通して情報提供を行うことや、20歳の若者が節目の日を迎える「成人式」には、子宮がん検診のお知らせだけでなく、喫煙やアルコールにおける健康への害につきましてもパンフレットを配布し啓発を行っております。

また、20歳以上の市民を対象とする健康マイレージ事業デジタル化では、がん検診や特定健診を受診することで、「さの健康ポイント」を各健（検）診毎に500ポイントを得ることができ、健康づくり活動・健（検）診受診を促すシステムとして、継続的に事業実施していきたいと考えております。

健康情報の提供につきましては、広報やホームページ・公式ライン等への掲載はもとより、りんくう総合医療センターや地元医師会等関係団体とも連携しながら、健康に関する事業や情報の提供を行っております。今後も、働き盛り世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」も含めた市民への情報発信や受診しやすい方法の検討を本市の健康増進計画・食育推進計画をふまえ、PDCAサイクルにより、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいります。

#### 泉南市（保健推進課）

本市では、例年「二十歳のつどい」にて、子宮がん検診の啓発チラシを配布し、がん検診の重要性について周知しています。受診率向上のために、無料クーポン（20歳女性に子宮がん検診、40歳女性に乳がん検診）を送付、節目年齢の市民にがん検診受診勧奨通知、未受診者に再勧奨通知を送付し、また、特定健康診査とがん検診を同時に実施することで、市民の利便性向上に努めています。

働き盛りの世代に対しては、日曜日検診を実施、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯に対しては、検診費用を無料とし、受診機会の確保に努めています。

#### 阪南市（健康増進課）

各特定健診・各種がん検診については、働き盛りの世代が受診しやすい環境づくりのため、土日検診やセット検診の実施、受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいます。また、がんは早期に発見できれば完治する可能性も高まるため、定期的のがん検診を受け、がんの原因となる生活習慣の見直し、改善について周知、啓発してまいります。

今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。

#### 田尻町

本町では中学2年生を対象にがん教育を実施しており、学生期からがんに対する正しい知識を学ぶとともに、望ましい生活習慣等を自ら選択できる知識を得る機会を設けています。がん検診の受診率向上のため、対象者への個別通知、健診においてはふれ愛センターでの集団健診や医療機関での個別健診の充実に努めております。働き盛りの世代に向けては日曜健診や保育付き健診の実施、住民税非課税世帯/生活保護受給者には事前申請により健診の費用を免除しています。今後も誰もが受診しやすい環境づくりやがん検診の周知・啓発に努めてまいります。

#### 熊取町（健康・いきいき高齢課）

本町では、がん検診等について、個人の検診履歴を踏まえた予約受付やプッシュ型の受診勧奨ができる「がん検診web予約システム」を導入しています。また、「乳がん、子宮頸がん、胃がん（エックス線検査）、大腸がん、肺がん、骨粗しょう症」検診の自己負担額を無償化し、若い世代も受診しやすい環境づくりに努め、令和7年度からは前立腺がん検診の無償化を行うなど、町民の各種がん検診の受診率向上による健康寿命の延伸に資するようしています。

AYA世代への勧奨として「熊取町二十歳の誓い」で子宮頸がん検診等の勧奨チラシを配布するなど、がん検診の受診を促す取組を実施しています。

#### 岬町（しあわせ創造部）

がん検診については国の指針に基づき実施しており、毎年、本町の二十歳のつどいにおいて、がん検診の重要性や健康管理の重要性を周知しています。

また、がん検診の受診率の向上についても府内及び近隣市町と定期的な状況共有を行い、好事例を参考に取組を行っています。

これまでも、一部個人負担を無料としてきましたが、次年度以降はすべてのがん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診の自己負担を無料化することで町民の受診行動を後押しし、肺がん検診の個別検診実施への体制づくりを医師会と取り組む予定です。肺がん検診の個別化が進めば、働く世代の町民も受診しやすい環境となると見込んでいます。

生活困窮者への対応としては、大阪府貝塚子ども家庭センター生活保護担当と協力し、受診勧奨の強化、個別健診への取組を進めています。

## ②口腔保健事業の周知徹底について <新規>

**すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。**

(回答)

#### 貝塚市（健康推進課、高齢介護課）

生涯にわたり健康な歯を保つことは、健康で質の高い生活を営む上で大変重要であり、歯と口の健康を保持・増進するため、令和7年度から、これまでの歯科健診対象者に、新たに20歳と30歳の節目年齢を追加し、乳幼児期から切れ目のない歯科健診体制を構築しています。

高齢者の口腔機能の評価として、個人に運動機能や咀嚼機能、嚥下機能などの検査の実施はしておりませんが、高齢者の口腔機能向上の取組として、地域包括支援センターが町会・自治会などと連携して実施している介護予防教室や本市から保健師、栄養士、歯科衛生士が地域に出向いて行っている健康教室において、オーラルフレイルの説明や口の体操などに取り組んでいます。

#### 泉佐野市（健康推進課）

歯と口の健康は、食べる・話すといった基本的な生活機能を支えるとともに、生活の質を維持するために欠かせないものです。歯周病は歯を失う主な原因であるだけでなく、様々な生活習慣病などにも関係していることがわかっており、子どもから高齢者まで、すべての世代が歯と口の健康に関心をもち、定期的な歯科健診を受け、生涯にわたり自分の歯でおいしく食事ができるよう取り組むことが大切であるとの認識のもと、本市は事業展開を行っております。

まず、庁内での連携については、関係各所に歯と口の健康に関する知識の普及啓発として、ポスターの掲示や健康イベント等での啓発を行うことにより、各担当課との連携も図っております。

歯科健康診査については、妊産婦歯科健診、乳幼児歯科健診、こども園・小中学校における歯科健診だけでなく、20・30・40・50・60・70歳の市民に対し、歯周疾患検診を行い、口腔内の検査とその場で必要な保健指導を行う歯周疾患検診なども実施しています。

また、高齢者の口腔機能の低下防止を支援し維持向上を推進につきましては、オーラルフレイルの予防の啓発や健康講話の開催を行うなど庁内の関係各課と連携し一体的に取り組んでいます。

今後も口腔保健が本市の第3次健康増進計画・食育推進計画の歯と口の健康づくりとして含まれていることをふまえ、進捗を点検・評価しながら、更なる推進に努めてまいりたいと存じます。

#### 泉南市（保健推進課、保険年金課）

本市では、1歳7か月、2歳6か月、3歳6か月の幼児に対して歯科健診を実施し、幼児期からの歯科に関する啓発および指導を実施しています。

また、妊婦歯科健康診査を実施しており、妊娠届出時に受診票を発行し、妊娠期の口腔衛生についての啓発を行っています。

また、成人を対象に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳を対象に歯周疾患検診を実施し、歯周病の早期発見、早期治療につなげています。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施において、歯科医師によるオーラルフレイル予防講演会および「まちかど健康チェック」と題して、地域の商業施設に出張し体組成測定や握力測定、血圧測定と一緒にかむ力測定（咀嚼力測定）を実施します。

また、75歳になられた後期高齢者医療新規加入者への全戸家庭訪問により、きめ細やかな支援を実施します。個別対応により、歯科健診の重要性を説明し、受診率向上に努めます。

#### 阪南市（健康増進課）

本市では、乳幼児期から高齢期までの歯科保健の推進のため、乳幼児健診時での歯科健診や、20・30・40・50・60・70歳を対象とした歯周疾患検診、高齢者を対象としたオーラルフレイル対策などの口腔機能向上事業を実施しており、関係機関と連携しながら取組の充実を図っているところです。

地域格差の是正に向けた支援体制につきましては、国や大阪府、近隣自治体の動向を注視しつつ、必要な取組の強化に努めてまいります。

#### 田尻町

本町では乳幼児歯科健診や学校歯科健診、妊婦歯科健診、成人歯科健診、後期高齢者歯科健診等ライフステージに応じた歯科健診を実施しております。妊婦及び18歳以上の方は年度に1度無料で歯科健診を受けることができます。さらには受診率向上のため、対象者への個別通知を行っています。また、高齢者に対しては、介護予防教室の中でオーラルフレイル教育を実施しており、日常生活における口腔機能維持の重要性について周知・啓発を行い、早期の気づきと予防につなげております。地域の歯科医師会と連携し、全世代ごとの課題に応じた継続的な口腔の健康づくりを推進してまいります。

#### 熊取町（健康・いきいき高齢課）

令和6年度より、成人歯科検診の対象者を20歳以上に、協力医療機関を3市3町（熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町）に拡大し、受診しやすい環境づくりに努めております。

オーラルフレイル予防の健康相談・健康教育としましては、集団健診受診者にフレイルチェックを行い、口腔機能で予防が必要な者を対象に歯科相談を案内、実施しております。また、通いの場（タピオステーション）立ち上げ支援や継続支援で歯科衛生士と言語聴覚士によるオーラルフレイル予防に関する講話を実施しております。通いの場で取り組んでいるタピオ体操+（プラス）の中にも、お口の体操を含み、各実施地区で取り組まれています。

#### 岬町（しあわせ創造部）

口腔保健事業の周知徹底についてはこれまでも取り組んでまいりました。本町では15才以上の全ての住民が無料で歯科健診、歯周病検診を受診できます。

また、地域の歯科医師会と年1回、歯科保健事業推進委員会を開催し、歯科検診の医師からの受診勧奨に取り組み受診者が増加しています。口腔機能評価が適切に実施されるよう歯科医師会へ協力を求めてまいります。

高齢者へのフレイル予防は、地域の通いの場において、口腔フレイルも同様に周知徹底、教育を実施し、取り組んでいます。

年代別では乳幼児の歯科検診時に保護者の歯科検診も行い、親と子の歯の健康づくりに取り組むほか、8020歯の健康コンテストも第30回をむかえ、高齢者の歯の健康づくりの気運醸成に取り組んでいます。引き続き、各年代への取り組みを通じて、口腔保健事業の周知に努めてまいります。

### (3) 医療提供体制の整備に向けて ★重点項目

#### ①医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の質の向上に向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

(回答)

<b>貝塚市（病院総務課）</b>	※従前と変わらず
<p>市立貝塚病院では、職員の労働時間、労働災害などの状況について、毎月、院内の労働安全衛生委員会で報告し、職員の健康管理を行っています。また、医師の労働時間上限規制に対しては、医師の時間外労働の上限規制であるA水準を満たしていますが、引き続き多職種へのタスクシフトや業務の見直しを図り、医師の時間外労働の削減に努めてまいります。</p> <p>ベースアップ評価料を活用した処遇改善につきましては市立貝塚病院において既に取り組んでいるところです。医療機関への情報提供や相談対応の強化につきましては、医療機関に対する指導監督権限を有する国の役割であると認識しています。また、看護師においては、特定分野の知識・技術を習得した者を評価する院内認定制度やキャリアに応じて能力を開発するキャリア開発ラダーなどの構築を行っており、今後も医療技術などの向上に資するよう努めてまいります。</p> <p>潜在医療従事者が大規模災害時に復職できる仕組みの構築につきましては、適宜、大阪府と意見交換し、泉州二次医療圏のあり方について保健所との意見交換を進めてまいります。</p>	
<b>泉佐野市（健康推進課）</b>	※従前と変わらず
<p>本市が設置した地方独立行政法人りんくう総合医療センターでは、令和6年4月1日より3年間の期間を特定地域医療提供機関として指定を受けており、その内容は、循環器内科や小児科などの9診療科が医師の働き方改革のB水準の指定を受けるもので、時間外労働の上限規制がA水準の年間960時間からB水準の年間1,860時間に緩和されるものとなっています。B水準については2035年度末までの暫定措置とされており、今後は看護師、医療技術員へのタスクシフトにより業務の軽減、医師事務作業補助者の適正配置による事務作業の軽減を行い医師の労働時間の削減を図るとともに安全で安心できる医療を提供するための適正な医師数の確保を目指してまいります。</p> <p>また、緊急事態を想定した医療人材確保のために災害マニュアルやBCPの見直し、作成を行うとともに、医療分野では人材バンクや人材派遣の取組みを積極的に進められており、潜在医療従事者等の活用が推進されていると考えます。</p>	
<b>泉南市（保健推進課）</b>	※下線部追加
<p>本市では、初期救急医療および二次救急医療に対して、近隣市町と共同で運営に要する費用の一部を補助しており、<u>医療人材の労働環境を含めた医療の提供体制の整備に努めています。</u></p> <p>また、本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。</p> <p>今後も大阪府や医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。</p>	
<b>阪南市（健康増進課）</b>	※従前と変わらず
<p>阪南市民病院においては、病院運営主体である指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、チーム医療の推進、医師事務補助者やICTの活用等により医師の働き方改革に積極的に取り組んでいます。また、2023年度より特定行為研修の指定医療機関に認定されるなど看護師等のキャリア構築に向けた取組みも行っています。</p> <p>なお、災害時においては、業務継続が可能な体制を構築する必要があることから、人材確保の仕組みについて大阪府自治体病院開設者協議会や大阪府公立病院協議会を通じて、大阪府に対して要望してまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>本町は、地域の医師会医師の学術向上と地域医療の促進や看護師の育成を目的に地域医療研究費や看護師養成に補助を行っております。今後も継続した地域医療の提供のため、大阪府の動向を注視しながら、医師会及び関係自治体、保健所と共に医療人材の確保・定着等について検討してまいります。<u>また、新興感染症に備えるためにも平時から有事に対応できる体制を構築に努めてまいります。</u></p>	
<b>熊取町（健康・いきいき高齢課）</b>	※従前と変わらず
<p>本町には町立病院はありませんが、新たに医療人材確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者とともに協議しています。</p>	

また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援や、看護師等の医療人材確保のため看護学校に対する支援や本町が実施している保健事業へ実習生の受け入れを行っています。

今後も大阪府、泉佐野泉南医師会をはじめ、関係機関とともに研修機会の拡充に努めてまいります。

**岬町**（しあわせ創造部）

※下線部追加

医師及び医療従事者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けては各医療機関において取り組んでいるものと認識しています。しかしながら小児科、産婦人科、救急については医師不足が深刻化しており、医療体制の維持のため、大阪府、医師会、各市町において対策を協議してまいりました。

大阪府において喫緊の課題である小児初期救急体制支援のための補助金が創設され、本町においても来年度より支援を行う予定です。

医療人材の勤務環境と処遇改善については今後も大阪府や医療機関と連携して取り組んでまいります。医療人材の確保、災害時対応については、大阪府、府看護協会等の職能団体、医療機関との連携が必要となり、広域的な対応となるため、大阪府、府保健所に対して要望してまいります。

また岬町を所管する大阪府泉佐野保健所は3市3町という地理的に広域であることや関西国際空港があることから、新興感染症への体制整備として尾崎保健所の設置を要望してまいります。

#### **(4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる**

##### **介護サービス提供体制の強化に向けて ★重点項目**

##### **①地域包括ケアの推進について**

**利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。**

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

**貝塚市**（高齢介護課）

高齢者の複雑化・複合化している支援ニーズに対応できるよう、属性や世代を問わない他分野と密接に連携を行い、高齢者を包括的に支援する地域包括ケアシステムの深化を図ってまいります。

**泉佐野市**（地域共生推進課）

基幹包括支援センター（1カ所）及び生活圏域である5つの中学校圏域ごとに整備した地域型包括支援センターと連携し、より身近な場所での相談窓口となるよう機能強化を図るとともに周知・広報に取り組んでまいります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、住まい、医療、介護、子育てをはじめとする一体的な生活支援が包括的に確保される体制を強化してまいります。

また、小地域ネットワーク活動と連携し、子どもと高齢者の交流を図る世代間交流の推進に努めてまいります。

**泉南市**（長寿社会推進課）

本市では、高齢者の現状や課題把握のため、3年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査を実施し、府の施策や関連計画と整合を図りながら、具体的な取組や計画を策定しています。アンケート結果や計画等を踏まえた上で、泉南市地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの設置や委託、運営、職員の確保等に関すること等委員に諮り、その意見を受けて適切な整備・運営に努めています。

また、地域包括支援センターと連携し、高齢者の複雑化する支援困難な事例や介護離職に関する相談に対しても対応しています。

住民への周知・広報に関しては、広報紙およびウェブサイトへの掲載、市窓口での周知パンフレットの配布、また、子どもから高齢者まで参加できる認知症啓発イベント「WAO伴」を地域包括支援センター等と一緒に開催し、周知活動に努めています。

引き続き、市と地域包括支援センターと一体的な運営が行うことができるよう体制の整備を図ります。

<b>阪南市（介護保険課）</b>
本市では、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向け、地域特性に応じて、より一層施策の充実、強靱化に取り組んでいるとともに、介護サービスの提供体制については、介護保険事業計画にも各種事業を掲げ推進するなど、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制の構築を進めています。
<b>田尻町</b>
地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢福祉・障害福祉両方の相談ができる総合相談窓口を設置し、相談体制を強化しております。広報等でその役割を周知することで、世帯が抱える問題や課題が多様化・複合化するなか、各分野だけでは解決できないケースに対応し、家族全体をサポートする機能を発揮できるように進めてまいります。また、地域包括支援センターでは小学生を対象に高齢者見守り体験を実施するなど、高齢者と子どもが交流できる機会を設けています。地域包括支援センターの運営については、設置当初から町内の事業所に委託しており活発な事業展開を行っているため引き続き委託で実施したいと考えています。
<b>熊取町（介護保険課）</b>
地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮し、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」において、事業運営の評価を行ないながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいるところです。 このような地域包括支援センターの持つ機能・役割等について、地域住民に理解してもらえよう、広報紙やホームページだけでなく、住民向け講習会の開催、地域の通いの場や医療機関、薬局、町内郵便局、金融機関や小売業者等への戸別訪問にて積極的に広報活動を行ってまいります。
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
令和6年3月に策定した「岬町地域包括ケア計画」に基づき、地域包括ケアシステムを推進するため、必要に応じた介護サービスの整備を行い、地域の医療機関や関係機関と共に、在宅医療・介護連携事業や生活支援体制整備事業等に取り組んでいます。 また、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターと連携し、センター機能を有効に発揮し地域住民に地域包括支援センターの目的や機能を周知するよう更なる取り組みを行います。また、高齢者や子どもなど、世代を超えて共に交流し支え合うことにより、高齢者の生きがいや子どもの成長に繋がるよう、関係機関等と連携しながら、取り組みを進めてまいります。 本町の日常生活圏域は1つであるため、現在の地域包括支援センターの体制を維持しながら、行政や福祉関係機関との連携の強化に向けて、介護予防、高齢者の社会参加、包括的な相談・支援体制、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援を一体的に取り組む地域支援事業の充実に努めてまいります。

## ②介護職員等の処遇改善に向けて

**介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。**

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市（広域事業者指導課）</b>
新たに算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠などを就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導に努めてまいります。また、未取得の事業所に対しては、大阪府や厚生労働省が実施している介護職員等処遇改善加算の取得促進のための支援業務の周知をホームページで行い、取得促進をはかってまいります。
<b>泉佐野市（介護保険課）</b>
介護従事者の賃金は、全産業の平均と比較して低い水準にあり、処遇改善を図る上で各種処遇改善加算の取得は重要であることから、事業所との情報交換会等において、取得勧奨および制度周知に努めてまいります。

<b>泉南市（長寿社会推進課）</b>
<p>介護職員等処遇改善加算関係業務を所管する広域福祉課において、「令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」（令和7年1月21日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知）および「介護職員等処遇改善加算に関するQ&amp;A（第1版）」の送付について」（令和7年2月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に従い、処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業所には、期日までに処遇改善計画書等の提出を行うよう指導しています。また、広域福祉課が実施する集団指導および運営指導においても必要な指導を行っています。</p> <p>また、介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しても、同加算を取得できるよう広域福祉課において個別相談も含めた相談・支援を行っています。</p>
<b>阪南市（介護保険課）</b>
<p>介護職員の賃金改善を目的とした処遇改善加算については、その配分方法や根拠が不明確であるとの指摘が多く、職員の不満や離職の一因となっています。</p> <p>この問題を解決するため、各事業所に対し、具体的な改善額の設定根拠の就業規則又は給与規程への明記について、労働者に周知徹底するよう事業所に対して周知啓発を図ります。</p> <p>また、処遇改善加算未取得の事業所については、大阪府と連携を図りながら、個別相談窓口の設置等、支援体制の構築に向けて検討してまいります。</p>
<b>田尻町</b>
<p>泉南地域介護人材確保連絡会議に町としても積極的に参加し、人材確保に向けた検討や啓発に努めていきます。</p> <p>介護労働者の処遇改善につきましては、介護サービス事業所が処遇改善加算の適用要件を満たすことを確認し、適切に運用するとともに、本年度からは町内介護施設との「介護人材確保検討会」を立ち上げ、現場の状況を把握し、町としての取り組みを検討してまいります。</p>
<b>熊取町（介護保険課）</b>
<p>介護報酬における処遇改善加算について各事業所に周知啓発を図るとともに、今後も大阪府と連携してまいります。</p>
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
<p>介護事業者に対して、新規指定受付時や運営指導の際に介護職員等処遇改善加算の申請の促しや指導を行っており、引き続き様々な機会において、介護事業者への指導を行ってまいります。また、介護職員等処遇改善加算を取得していない事業所については、加算申請要件の研修を受ける時間が無い等で申請をしていない事業所もありますが、なるべく加算を取るよう引き続き指導してまいります。</p>

### ③ハラスメントの防止対策について

**利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。**

（回答）

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市（高齢介護課）</b>
<p>要介護認定結果通知の送付にあたり、大阪府が作成する「施設・在宅ケアにおけるカスタマーハラスメントの防止について」のチラシを同封し、ハラスメントの防止に向けた周知を行ってまいります。</p>
<b>泉佐野市（介護保険課）</b>
<p>介護職場においては、介護保険の利用者やその家族からの種々のハラスメントが少なからず発生している状況であり、近年では特にカスタマーハラスメントが問題となっております。ハラスメント防止についてのパンフレット等の窓口設置をはじめ、様々な機会を捉えて防止に向けた取組みを進めてまいります。</p>
<b>泉南市（長寿社会推進課）</b>
<p>指定居宅サービス事業者等の指定、指導等を所管する広域福祉課のウェブサイトにおいて、大阪府内の介護事業所および施設に従事する職員および管理者等を対象に、利用者やその家族からのハラス</p>

<p>メントについての相談窓口が設置された旨を周知しているほか、広域福祉課が実施する集団指導においても、大阪府が作成した「カスタマーハラスメント防止に係るチラシ」を資料として掲載しています。</p>
<p><b>阪南市（介護保険課）</b></p> <p>介護現場におけるハラスメントは、介護職員の定着を困難にし、ひいては地域全体の介護サービスの質の低下につながる重大な問題であると認識しています。</p> <p>国の方針としても、令和3年度介護報酬改定で、介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の1つとして、全ての介護事業者にハラスメント防止のための必要な措置の実施が求められ、また、カスタマーハラスメント防止のための必要な措置の実施が推奨されているところです。</p> <p>引き続き、市としては国の動向を注視しながら、介護サービス事業者や関係機関と密接に連携し、介護職員が安心して働き、その結果、利用者の皆様が質の高いサービスを継続して受けられる環境づくりに努めてまいります。</p>
<p><b>田尻町</b></p> <p>ハラスメントの防止につきましては、サービスの信頼と利用者の尊厳を守るうえで欠かせない取り組みであると認識しています。今後につきましても国や大阪府の対策を注視しつつ、関係機関と連携しながら持続的にハラスメント防止に向けた取組・周知を図ってまいります。</p>
<p><b>熊取町（介護保険課）</b></p> <p>泉佐野市・熊取町・田尻町・泉南市・阪南市・岬町広域福祉課の主導のもと、3市3町の介護事業所に対し実施する集団指導の中で、介護現場におけるハラスメント防止に向けた啓発等を行っています。</p>
<p><b>岬町（しあわせ創造部）</b></p> <p>介護事業者への指導等において、大阪府が作成した介護職員等向けの施設・在宅におけるカスタマーハラスメントの防止についてのリーフレット等を活用し、引き続き、介護現場におけるハラスメントの防止に取り組んでまいります。</p>

#### ④介護サービスの安定的な提供に向けて

**2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。**

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<p><b>貝塚市（広域事業者指導課）</b></p> <p>介護報酬改定の主旨を踏まえ、適切に制度が運用されるよう、改定内容に関する情報を積極的に周知してまいります。</p>
<p><b>泉佐野市（介護保険課）</b></p> <p>本市では、介護給付の適正化事業として、ケアプラン点検をおこなっております。事業所へのヒアリングを通じて、介護事業所の生産性の向上および利用者へのサービス提供の質の向上につながるよう事業所への指導・助言をおこなっております。また、関係各課と連絡・調整を図り事業所への周知に努めてまいります。</p>
<p><b>泉南市（長寿社会推進課）</b></p> <p>2024年度の介護報酬改定により人員配置基準の見直しが行われた点に関しては、指定居宅サービス事業者等の指定、指導等を所管する広域福祉課が令和6年度の集団指導の「資料2 令和6年度介護報酬改定等について」において周知しているところです。</p>
<p><b>阪南市（介護保険課）</b></p> <p>人員配置基準の見直しが、現場のサービス水準や労働環境を悪化させないように、法令遵守の徹底、ケアプランや個別支援計画の見直し、及びリスクアセスメントの実施について、各事業所へ周知徹底してまいります。</p> <p>また、介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、職員一人あたりの業務量や時間外勤務が過大になっていないか定期的なモニタリングを実施するよう、各事業所へ周知徹底してまいります。</p>

<b>田尻町</b>
2024 介護報酬改定等による人員配置の見直しを踏まえ、ケアの質と利用者の安全を損なわず、介護職員の過重負担を回避するため、令和 7 年度に発足しました「介護人材確保検討会」において、介護施設の施設長に対し、適正な人員配置・安全管理と業務負担の軽減・職員研修の必要性について周知を図ってまいります。
<b>熊取町（介護保険課）</b>
平成 27 年度より大阪府及び泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する「泉南地域介護人材確保連絡会」に参画し、各市町の取組みなどの情報共有などに努めています。
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
2024 年度の介護報酬改定における人員配置の見直しは、ICT の活用を前提とした介護のあり方の転換を目指したものであると承知しています。条件付きの緩和が、安全性やサービスの質の向上を確保しつつ、介護職員への負担等につながることはないよう、介護報酬改定の趣旨について、事業者への周知や理解に努めてまいります。

### ⑤ 認知症対策について <新規>

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

(回答)

<b>貝塚市（高齢介護課）</b>
<p>認知症の人やその家族、地域住民などが集い、専門家に相談したり、参加者がカフェ形式で介護の経験について語り合ったりする場であるオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しています。さらに、「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、認知症に対する支援体制の強化を図るため、関係機関と連携し、認知症に関する事業の企画・調整、認知症の人や家族などへの相談支援、必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整を行う、コーディネーター役として認知症地域支援推進員を配置しています。</p> <p>また、若年性認知症について理解を深めるため、毎年講演会の開催や、認知症について地域で開催される介護予防教室や、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成講座を実施しています。認知症サポーター養成講座につきましては、小学校や高校、企業などでも実施しており、今後も認知症に関する理解促進のため、啓発活動を進めてまいります。</p> <p>今後も認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症への理解促進並びに認知症予防や早期発見・早期対応に向けたネットワークの構築などに取り組んでまいります。</p>
<b>泉佐野市（地域共生推進課）</b>
<p>基幹包括センター（1 か所）に認知症地域支援推進員を配置し、生活圏域ごとにある 5 つの中学校圏域ごと地域包括支援センター及び関係機関と連携しながら認知症の人やその家族の支援に努めています。また、地域での共生社会を目的とし、地域・企業などで認知症サポーター養成講座を開催しておりますが、幅広い年齢層への啓発と認知症サポーター養成を行ってまいります。今後、高齢者の増加に伴い認知症対策については重要であり、認知症になってもその人らしく地域で生活ができるように支援体制の強化に努めてまいります。</p>
<b>泉南市（長寿社会推進課）</b>
<p>認知症カフェを 12 か所設置し、認知症の人やその家族が地域で交流できる場を設けています。若年性認知症に特化した認知症カフェが 1 か所、若年性認知症当事者が主体となり開催しているカフェが 1 か所あります。認知症サポーターは平成 19 年からの総計 22,282 名、うち令和 7 年度は 11 月時点で 653 名となっています。認知症サポーター養成講座は、こども園、幼稚園、小・中学校、高校、企業にも開催しています。</p>

<b>阪南市（介護保険課）</b>
本市では、認知症推進委員会を中心に、認知症予防・啓発については、認知症ケアパスの作成、理解促進のために、認知症サポーター養成講座を行っており、子ども向けの養成講座として「キッズ認サポ」を市内小学校で実施するとともに、認知症や高齢者理解のための講座や体験を行うなど、認知症の正しい理解の普及を行っているところです。また、若年性認知症支援コーディネーターの配置については、国や大阪府、他市町の動向を注視しながら調査・研究してまいります。
<b>田尻町</b>
認知症対策につきましては、予防とケアを一体的に行うことが重要であるため、本町では包括支援センターにおいて「認知症地域支援推進員」「チームオレンジコーディネーター」等を配置し、医療・介護等との連携強化のもと地域における支援体制の構築と認知症のケアを実施しています。また、令和6年度には難聴等により認知症の進行を予防するため聴覚検査を実施し、補聴器購入補助制度を確立。来年度につきましては、更なる予防策として、「脳の健康状態を知る」をテーマに、iPadを用いた簡易検査にて周知することを予定しています。
<b>熊取町（介護保険課）</b>
認知症の方やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症についての正しい知識を持った応援者「認知症サポーター」を養成する講座を定期開催しています。また、認知症サポーター養成講座受講済みの方を対象としたステップアップ講座を開催することで、認知症の方やその家族への支援を地域でできるよう、地域の見守りや支え合い活動の実践者としての育成にも努めています。そのほか、町内全小学校でのキッズサポーター養成講座を開催し子どもへの啓発活動を行っています。 また、地域包括支援センターや関係機関と連携・協力しながら、商業施設などへ認知症への理解を深めるための普及啓発を図っていきます。
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
認知症の人やその家族を支えるため、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターが中核となり、認知症施策の更なる推進に努めています。また、学校との協働により、小学生・中学生・高校生に対して認知症サポーター養成講座を継続して実施しており、今後は、企業向けの認知症サポーター養成講座を充実させるなど、認知症対策や普及啓発の活動を強化してまいります。

## ⑥認知症に関する条例制定に向けて <新規>

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど条例制定を促進すること。

(回答)

<b>貝塚市（高齢介護課）</b>
地域における認知症の予防、早期発見、支援体制の強化などを体系的に進めるため、地域で暮らす認知症の人やその家族にも参画いただき、認知症施策推進基本計画を策定し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を推進してまいります。
<b>泉佐野市（地域共生推進課）</b>
本市では条例制定はございませんが、一般介護予防事業の活動の一部での認知症予防や、泉佐野市高齢者等見守りネットワーク事業として見守りQRコードシールの導入、個人賠償保険加入の導入を実施しております。地域での認知症の理解を深め、お互いを尊重し合える地域づくりの充実に努めてまいります。
<b>泉南市</b>
※条例制定済み
<b>阪南市（介護保険課）</b>
認知症条例の制定に関しましては、2024年1月に認知症基本法が施行されたことに伴い、本市においても認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことが出来るよう、国や大阪府、他市町の動向を注視しながら調査・研究してまいります。

また、「第 10 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定時において、好事例を共有するなど、本市の認知症推進計画の策定に向けて取り組んでまいります。

**田尻町**

認知症に関する条例制定につきましては、現時点で制定の予定はありません。認知症対策は国の基本方針と地域包括ケア推進のもと、現行の法令に基づき着実に実施する方針です。条例制定につきましては、地域の実情・各施策の効果検証を判断し、制定に向けた検討を進めます。現段階では、認知症サポーターの養成、早期発見・医療・介護の連携強化、地域見守り体制の整備、介護者支援などの施策を推進し認知症及びその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

**熊取町（介護保険課）**

本町では条例の制定はしていませんが、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」における基本計画の策定を受け、「認知症施策推進計画」を「いきいきくまとり高齢者計画 2024」に包含し策定しております。

今後も認知症施策の充実を図り、認知症の方及び家族の方が住み慣れた熊取町で安心して暮らしていただけるよう様々な施策を推進してまいります。

**岬町（しあわせ創造部）**

認知症に関する施策の推進を目的とした条例の制定の予定はありませんが、引き続き、他市町村の事例について調査研究を行ってまいります。また、認知症基本法に基づく市町村における認知症施策推進計画については、第 10 期介護保険事業計画と一体的に、共生社会の実現を目指す指針として策定してまいります。

**(5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて ★重点項目**

**①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について**

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて 2026 年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

(回答)

**貝塚市（子育て支援課）**

※下線部追加

子どもが健全に成長するためには、教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、より質の高い教育・保育を安定的に提供していくことが必要であると考えています。そのため民間の保育事業者に対しては、経験豊富で指導力のある保育士などの確保や育成のため、処遇改善加算の制度を活用し、処遇改善を図っています。

また現在、施設的环境改善や職員研修などにつきましては、国や大阪府の補助制度を活用し支援しているところですが、こども誰でも通園制度も含めた保育現場における更なる職員配置や職場環境の改善などにつきましては、今後の国や大阪府の動向を注視しながら検討してまいります。

**泉佐野市（子育て支援課）**

※下線部追加

質の高い保育が可能となるよう、市単独事業として「泉佐野市保育士就職支援補助金」及び「泉佐野市保育士等就労サポート給付金」制度の実施、泉佐野市保育士等就労支援事業（さのぼ付与事業）として「私立幼稚園・認定こども園・保育園永年勤続者表彰制度」の表彰者を対象に地域ポイントさのぼ【20000 ポイント（2 万円相当）】を毎年付与する制度を実施しています。

また、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を検討してまいります。

「こども誰でも通園制度」については、国の動向を注視し、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善、研修機会の確保についての要請を検討してまいります。

**泉南市（保育子ども課）**

※下線部追加

職場環境の改善としては、保育補助員を雇用したり、ICTを導入したりしながら保育士の負担軽減となるようにしています。雇用に関しては、正規・常勤のほか、子育てをしながら短時間でも働けるような雇用形態も用意し、人材確保に努めています。また、「こども誰でも通園制度」実施に伴う、職員配置や職場環境の改善を府へ要求していきます。

阪南市（こども政策課）	※下線部追加
<p>公立施設の保育士等の処遇については、民間や近隣団体を参考としています。</p> <p>また、「こども誰でも通園制度」については、今後、国から示される詳細を見極め、必要な措置を講じて参りたいと考えています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>本町は「こども誰でも通園制度」を子育て支援拠点において委託での実施を予定しており、委託業者を通じて、研修機会の確保に努めてまいります。</p> <p>保育士等の給与水準の見直し等は府に改善策を講じるように要望します。研修機会については府の補助金を活用し、研修に参加してもらい保育の質の向上を努めております。</p>	
熊取町（保育課）	※下線部追加
<p>本町におきましては、町立保育所では、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員については、会計年度任用職員制度に則った任用を行っており、近隣自治体の状況も勘案しつつ、勤勉手当の支給や人事院勧告に基づく正規職員に準じた基本給のアップなど、適宜、待遇改善を図り、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。</p> <p>なお、会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、できるだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育士配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。</p> <p>また、園内研修や派遣研修の実施により保育士の質の維持・向上に努めるとともに、出退勤システムなどのICTの導入により保育士の負担軽減を図るなど、良質な保育環境・職場環境の確保に向けて取り組んでいるところです。一方、民間保育所等に対しましては、施設型給付費等における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件に応じて適切に加算を行っているところです。</p> <p>さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、保育士等の就職フェアを民間園と協力して行うなど、雇用機会の拡大に努めているほか、令和6年4月1日以降令和9年3月31日までの間に町内の民間保育園等に新たに就労された常勤保育士を対象とした就労支援金制度を創設しております。</p> <p>「こども誰でも通園制度」につきましては、安定的な事業運営が行えるよう、職員配置や職場環境の改善、研修機会の確保のために、利用児童数に応じて変動する補助ではなく、最も重要な人件費などの固定経費に対する固定的な補助制度の創設を国及び大阪府に要望してまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>必要な保育士等の人員確保と適正配置など、更なる労働条件と職場の環境改善に努めてまいります。また、毎年、保育士等について、研修の受講機会を設けることで保育に必要な情報の更新などにも努め、保育の質の向上に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、「こども誰でも通園制度」に従事する保育士等について、様々な研修の機会を確保し、大阪府等に補助金創設等の要請を行います。</p>	

## ②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

貝塚市（子育て支援課）
<p>現在、本市では令和7年度を初年度とする第3期子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育の量の見込みと確保の内容などを定めています。本計画の推進にあたっては、地域の子育て団体や企業、関係機関などと連携しながら取組むとともに、施策の進捗管理や評価を年1回行い、具体的な施策の着実な実施に努めます。</p> <p>また、子どもたちを取り巻く社会問題に対する効果的な支援につきましては、子どもの居場所づくりやこども誰でも通園制度など多様な事業を通じて実施可能なことから取り組んでまいります。</p>

<b>泉佐野市（子育て支援課）</b>
<p>本市では、「大阪府子ども計画」を踏まえ、令和7年～11年度までの5年間を計画期間とする「第2期いずみさのこども未来総合計画」（市町村こども計画）を策定しています。</p> <p>本計画は、ライフサイクルを通した切れ目のない支援をめざし、総合的にこども・若者及び子育て支援に取り組むものであり、毎年、PDCAサイクルに基づき、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供してまいります。</p>
<b>泉南市（子ども政策課）</b>
<p>「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年～令和6年）の進捗管理を次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会において、各委員からの意見を「泉南市子ども計画」（令和7年度から開始）に反映しています。</p> <p>今後も計画の進捗管理および各委員からの意見を基に計画を進めます。</p>
<b>阪南市（こども政策課）</b>
<p>「大阪府子ども計画」中、第6章都道府県子ども・子育て支援事業計画の基礎となる市町村子ども・子育て支援事業計画として、本年3月に第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。</p> <p>今後は、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、着実に施策を実行するとともに、各年度で点検及び評価を行い、施策の改善につなげてまいります。</p>
<b>田尻町</b>
<p>田尻町内には町立認定こども園以外の保育施設は存在していないため、広域入所など他自治体との連携を引き続き行い、一人でも多くの児童に保育の提供を行うことができるよう努めてまいります。</p>
<b>熊取町（保育課）</b>
<p>本町の保育施設等では、従来より年度当初における待機児童ゼロを維持しているところですが、その一方で、特定の園への入所を希望したり、入所を辞退し育児休業を延長したりしている「利用保留児童」についてはこれまでも発生してきております。</p> <p>本町は町域がコンパクトであることから、通園に際しては市域の広い他市と比較するとあまり大きな支障とならないことが多いですが、特別な配慮を要する家庭環境のため特定の園への入所を希望せざるを得ない場合などにおいては、保育担当部署や子育て支援担当部署、生活福祉担当部署、保育施設等が迅速かつ密に連携し、可能な限り希望の園に入所できるよう対応しているところです。</p> <p>施策の進捗管理や評価については、子育て関連だけでなく、効果的な支援の提供に資するべく、事業原課においては年間事業計画を、業務担当者においても年間業務計画を作成し、組織として管理・見直しを行いながら目標達成に努めているだけでなく、定期監査において検査と評価を受けており、着実な事業遂行につなげているところです。</p>
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
<p>2025年3月に策定した第3期みさき子どもと大人も輝くプランに基づき、子育て支援施策の充実、施策の進捗管理を適切に行います。</p>

### ③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市（子育て支援課）</b>
<p>本市の第3期子ども・子育て支援事業計画は大阪府子ども総合計画と関連した計画と位置付けており、地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組みについて定めています。その中で、自治体間の連携としては、病児・病後児保育を令和3年1月より、隣町と広域利用に関する協定書を交わして実施しているところです。</p> <p>地域のセーフティネット事業としての自治体間のさらなる連携強化につきましては、今後の国や大阪府の支援体制を注視しながら検討してまいります。</p>

<b>泉佐野市（子育て支援課）</b>
本市では、「大阪府子ども計画」を踏まえ、令和7年～11年度までの5年間を計画期間とする「第2期いずみさのこども未来総合計画」（市町村こども計画）を策定しています。本計画は、ライフサイクルを通した切れ目のない支援をめざし、総合的にこども・若者及び子育て支援に取り組むものであり、「子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」において、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育、延長保育等についてのニーズを把握するとともに、今後も大阪府と連携し支援体制を構築してまいります。
<b>泉南市（子ども政策課）</b>
泉南市子ども計画（令和7年3月策定）では、関係各課と連携を図りながら策定を行いました。支援の隙間や制度間の連携不足が無いよう今後も関係各課と連携を図ります。
<b>阪南市（こども政策課）</b>
大阪府子ども計画」中、第6章都道府県子ども・子育て支援事業計画の基礎となる市町村子ども・子育て支援事業計画として、本年3月に第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。今後は、第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、着実に施策を実行するとともに、各年度で点検及び評価を行い、施策の改善につなげてまいります。
<b>田尻町</b>
地域子ども・子育て支援事業が多様な家庭への支援となるよう、情報の周知や関係機関の連携に努めてまいります。
<b>熊取町（子育て支援課、保育課）</b>
熊取町こども計画にもとづき、地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業」の実施に取り組んでおり、引き続き、定期的に進捗状況を確認し、効果的な推進を図るなど、事業の協力団体とも連携しながら、適正な進行管理に努めてまいります。 特徴的な取り組みとして、家庭訪問型子育て支援をおこなうホームスタート事業や産前・産後ヘルパー派遣事業を実施するなど、多様なニーズに対応できるよう支援の充実に努め、地域の子育て支援団体や関係各課とともに、切れ目のない支援に取り組んでまいります。 また、大阪府こども計画と連動し、懸案事項に応じた多様な連携体制の構築を図りながら施策を推進しております。 具体的には、担い手不足問題に対しては、公民合同での保育士就職説明会の開催や保育士就労支援金のアピールなどを通して保育士という職業の魅力伝えてまいります。 さらに、子育てひろばや乳幼児健康診査などあらゆる機会をとらえて支援制度の周知と支援の必要性の早期発見に努め、関係部署・機関連携のもと早期対応していくとともに、障がい児だけでなく、発達に心配のある児童についても保育施設等への心理巡回相談を通して発達状況を継続的に見守り、必要なタイミングで適切に加配保育士を随時配置するなど、セーフティネット機能を充実させてまいります。 病児保育事業については、現在、民間保育所等6か所、町立保育所3か所において体調不良児対応型を実施しているところですが、病児対応型・病後児対応型につきましても、町単独では財政面・担い手の面から実施が困難であったところ、令和3年1月より貝塚市との広域連携により実現させております。 また、保育の広域利用や、障がい児や発達に心配のある児童の転出入に際しても、自治体間・施設間で連携をとり、必要な支援の内容について引継ぎを行い、円滑な転園に資するよう努めております。
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>
2025年3月に策定した第3期みさき子どもと大人も輝くプランに基づき、子育て支援施策の充実、施策の進捗管理を適切に行い、必要に応じて近隣市町村と連携し、課題解決に向けた取り組みを進めます。

#### ④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

(回答)

貝塚市（子ども相談課）	※下線部追加
<u>子どもたちの貧困の原因は多種多様で、本市も家庭内の状況把握を行い個々の状況に応じた支援が重要と考えています。小中学校などの各所属や居住地域からの情報をもとに、当事者からのご相談を待つだけでなく各々にあった福祉サービスへ繋げられるよう積極的な支援を行っています。</u>	
泉佐野市（子育て支援課）	※従前と変わらず
令和7年度から11年度までを計画期間とする「泉佐野市子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの貧困を解消するための具体的な支援・取組みを推進しております。また、行政手続きについては、オンライン申請化の検討等、簡素化の推進を図ってまいります。	
本市のこども食堂については、地域の方々による安全安心なこどもの居場所として定着しています。また、本市が委託事業として運営するこども食堂においても、食事提供や学習支援を実施しているところです。さらに、本市ではこども食堂運営団体のネットワークを設置し、団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品の分配等を行うなど、連携体制を構築しています。	
また、全国的にも朝食を食べない子どもが増加している状況となっている中、本市では、親が忙しくて朝食を用意できない、経済的な理由で満足に食べられない等の家庭の事情で食べずに登校する児童に、朝ごはんをとる生活習慣をつけ、子どもたちの学習や成長を支えるために、市の委託事業として、市内の全小学校13校（全13校中）で「こども朝食堂（学校で朝ごはん）」を実施しており、こうした取組みを通じて今後も引き続き市内における子どもの居場所づくりの支援を強化するとともに情報提供を推進してまいります。	
泉南市（家庭支援課）	※下線部追加
<u>家庭児童相談室の相談員が、こども食堂への利用を促したり、必要に応じて同行支援したりしています。</u>	
阪南市（生活支援課、こども政策課）	※下線部追加
<u>本年3月に策定した第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画に基づき、着実に施策を実行するとともに、各年度で点検及び評価を行い、施策の改善につなげてまいります。</u>	
生活困窮家庭の相談は、生活保護担当課と自立相談支援機関である阪南市社会福祉協議会の2カ所の窓口があり、市と社協が関係部局と連携を図りながら、相談を一体的に応じることができる体制をとっております。また、阪南市社会福祉協議会にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり状態にある方など、アウトリーチ支援を行っています。	
田尻町	※従前と変わらず
困窮家庭に対して自立支援等の相談窓口の紹介などを実施しており、今後も相談者のニーズに応じて相談体制の整備に努めてまいります。	
熊取町（子育て支援課）	※下線部追加
<u>多様な背景を持つ家庭への支援として、家庭訪問型子育て支援をおこなう「ホームスタート事業」の実施や、「産後ケア事業」において「宿泊型」「日帰り型」に加えて助産師が自宅へ訪問する「訪問型」を導入するなど、多様なアウトリーチ型支援を図りながら、どのような支援が必要か把握できるよう努めています。</u>	
また、本町では、住民提案協働事業制度を活用して、「こども食堂」に取り組む団体を運営面、財政面で支援をおこなうことで、こども達が地域の人達と一緒に楽しく食事をし、安心して過ごすことができる居場所を提供しています（令和7年度は、町内全5小学校区のうち、4小学校区で実施）。	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<u>相談窓口一本化に向け、関係各課と調整し、ネットワークの構築を目指し、様々な媒体を用いた情報提供に努めます。</u>	

#### ⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

<b>貝塚市 (子ども相談課)</b>
本市では、昔と同じように人と人とのつながりを感じ、安全で安心できる子どもたちの居場所づくりに取り組んでいます。大学生がチューターとなり子どもたちの勉強をサポートしたり思春期ならではの悩みを聞いたりする現代版寺子屋や、子どもたちが友達と一緒に読書や宿題ができるスペースを歴史展示館や図書館に新たに確保しました。これらの居場所をホームページ上で公開し、周知に努めています。また、市民団体の皆様が手掛ける子ども食堂の運営も支援しています。
<b>泉佐野市 (子育て支援課)</b>
本市のこども食堂については、地域の方々による安全安心なこどもの居場所として定着しています。また、本市が委託事業として運営するこども食堂においても、食事提供や学習支援を実施しているところです。さらに、本市では「泉佐野市こども食堂ネットワーク」を設置し、運営団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品の分配等を行うなど、連携体制を構築しています。また、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できるよう市ホームページ等を通じて、情報提供を強化してまいります。
<b>泉南市 (家庭支援課)</b>
子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、補助金を交付しています。送迎支援をしている子ども食堂等、泉南市内で10か所の子ども食堂が存在しています。子ども食堂の情報は市のウェブサイトに掲載し、マップ化もしています。
<b>阪南市 (市民福祉課)</b>
阪南市社会福祉協議会と連携し「阪南市こども食堂おいでよMAP」を作成し、市内全小学校に配布する等、誰もが参加できる居場所の情報を提供しています。
<b>田尻町</b>
子どもの居場所づくりとして、田尻町総合保健福祉センター(たじりふれ愛センター)内に「子ども・子育て支援拠点」を整備するほか、R4年度より民間団体が新たに子ども食堂を実施しており、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っております。今後、国や大阪府等からの情報収集に努め、必要な支援策について研究してまいります。
<b>熊取町 (子育て支援課)</b>
本町では、子育て支援課が担当課として、住民提案協働事業制度を活用して「子ども食堂」に取り組む団体に対し、安定的に事業実施できるよう支援しています。令和7年度は4小学校区で実施する各団体と各々の役割のもと互いに連携しながら、こどもの食事及び居場所を提供し、その中で見守りをおこない、こどもやその親が抱える悩み・課題に応じた支援につなげられるよう取り組んでいるところです。令和8年度にむけて新たに1箇所が準備しており、5小学校区すべてに1か所ずつ子ども食堂が開設される予定です。 また、生涯学習推進課では、放課後や週末における、こども達の安全・安心な居場所として、体験活動や学習支援など、地域と連携した「放課後こども教室(くまとり元気広場)」を実施するほか、学校教育課では、心理的又は情緒的な原因等、さまざまな要因によって学校に行かない・行けない状態にある児童生徒に対して、社会的自立に向け、個々に応じた相談や学習支援ができる居場所として「教育支援センター」を開設しています。 各事業の実施にあたっては、学校や地域にも協力いただきながら周知に努めてまいります。
<b>岬町 (しあわせ創造部)</b>
関係各課と調整し、ネットワークの構築を目指し、様々な媒体を用いた情報提供に努めます。また、大阪府に対し、支援体制の構築を要望します。

## ⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

(回答)

<b>貝塚市</b> （子ども相談課）	※下線部追加
<p>児童虐待防止対策につきましては、令和6年4月から子ども相談センターを設置し、相談体制の強化に努めており、<u>大阪府のスキルアップ研修や児童相談所が実施する受入研修に参加するなど、職員の育成にも積極的に取り組んでいます。</u>また、令和6年3月に大阪府の児童相談所（大阪府貝塚子ども家庭センター）が本市へ移転してきたことで、これまで以上に連携・協働が強化されています。<u>今後関係機関との連携を続け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めてまいります。</u></p>	
<b>泉佐野市</b> （こども家庭課）	※従前と変わらず
<p>子どもの権利条約及びこども基本法をはじめ、令和6年1月に施行した泉佐野市こども基本条例の周知・普及について引き続き取り組んでまいります。児童虐待を未然に防ぐため、かねてより「児童虐待防止法」及び「オレンジリボン運動」について、「広報いずみさの」の誌面や市民が参加する各種研修会・懇談会において啓発を行っています。令和2年度からは、知事をトップとした「大阪児童虐待防止推進会議」が設置されたことを受け、市長が運動期間にオレンジリボン運動のジャンパーを着用して啓発活動を牽引し、オール大阪としての取組みに参画しております。</p> <p>今年度は、南海本線泉佐野駅前とJR日根野駅前で、こども家庭課職員による早朝街頭啓発活動を展開し、児童虐待防止の啓発物品を配付しました。また、本市においては大阪府子ども家庭センターとの円滑な連携体制を構築し、地域における児童虐待対策を推進していますが、今後も引き続きそれぞれの機能や役割を活かしながら児童虐待の未然防止に努めてまいります。</p>	
<b>泉南市</b> （家庭支援課）	※従前と変わらず
<p>11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、イオンモールりんくう泉南、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性について周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動を実施します。また、キャンペーン期間以外においても、ポスター等の掲示やウェブサイトを通じて、虐待の未然防止や通告義務について啓発周知を行い、学校等と連携の元、虐待の早期発見による未然防止に努めています。</p>	
<b>阪南市</b> （こども支援課）	※下線部追加
<p>対応する職員は、適切な支援が行えるように研修等を受講することで専門性の向上を図っています。<u>また、要保護児童対策地域協議会代表者会議では、警察や学校、医療機関も構成機関となっており、連携体制の構築を図り、児童虐待への早期発見・早期対応に努めています。</u></p>	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>本町においては、児童虐待防止推進月間には広報誌による啓発や各種団体の協力による街頭啓発等「オレンジリボン運動」に係る啓発活動を行っております。また、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を各所属の専門職等と連携しながら虐待予防・早期発見・早期支援に努めるとともに、適宜会議や研修などでスキルアップを図っております。</p>	
<b>熊取町</b> （子育て支援課）	※下線部追加
<p>令和6年4月に、子育て支援課内に母子保健機能と児童相談機能を統合した「こども家庭センター（名称：こども支援センター）」を開設し、保健師を中心とした乳幼児期における支援と、社会福祉士をはじめとする児童相談業務に従事する相談員が、<u>虐待予防の視点をもちながら連携して訪問や面接するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいます。</u></p> <p>児童相談体制としては、中学校単位での社会福祉士配置にくわえ、国から勸奨されているスーパーバイザーの配置を確保するとともに、子育て支援課の社会福祉士等が順次研修を受講することで、専門性の向上・相談対応力の向上に努めています。</p> <p>また、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的として設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の仕組みの中で、<u>警察や学校等の関係機関が連携しながら相談援助活動をおこなっています。</u>要保護児童経過観察記録（モニタリングシート）を活用して保育所等や幼稚園、小・中学校と情報共有するなど、早期発見・支援に取り組む、専門相談や巡回相談により相談支援体制の充実を図るなど、今後も様々な団体の協力を得ながら、関係機関が一体となって児童虐待防止施策を推進してまいります。</p>	

岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町では、相談員の配置、外部アドバイザー2名を配置し虐待対応に当たっています。</p> <p>また、大阪府貝塚子ども家庭センターと日頃より個別ケースの情報共有等の連携に努めています。</p> <p>未然防止策については、広報誌、HPでの広報、街頭啓発による周知を今後も継続してまいります。</p>	

### ⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

(回答)

貝塚市（子ども相談課、学校教育課）	※下線部追加
<p>小中学校では、児童生徒がヤングケアラーについての理解を深められるよう、授業や学級活動を通じて、基本的な知識や相談窓口に関する指導・周知を行っています。その上で、年に2回実施しているいじめアンケートには、生活面で困っていることや家庭での悩みを自由に記述できる欄を設け、早期発見と実態把握に努めているところです。</p> <p>また、地域の関係機関が参加する会議を通じて支援が届いていないヤングケアラーなどの事案の共有を行い、福祉、介護、医療、教育などの多機関で連携を進めるとともに、令和5年度からは子ども相談課内に相談窓口を設置して、支援体制の強化に努めています。</p>	
泉佐野市（こども家庭課）	※従前と変わらず
<p>本市独自で小学6年生から高校生年代のこどもを対象としたヤングケアラー支援のための実態調査を実施し、調査結果に基づき、具体的な支援施策として家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を開始いたしました。</p> <p>さらに、既存の要保護児童対策地域協議会において、地域包括支援センター等にも構成機関として参画いただき、新に「ヤングケアラー支援部会」を設置し、福祉・教育・民間団体などを対象とした支援者向けの研修会を開催しました。引き続き研修会を開催するほか、重層的支援を意識し関係機関とよりよい支援に努めてまいります。また、4月に設置したこども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する周知・啓発を実施し、引き続き理解促進に努めてまいります。</p>	
泉南市（家庭支援課、指導課）	※下線部追加
<p>11月にオレンジリボンキャンペーンの一環として、ヤングケアラーの概念等について広く周知するため、本庁ロビーにポスター等を掲示し、啓発に努めています。</p> <p>学校が日常的に接している立場を生かした、気づき、見守り、つなぐ役割を果たすことが重要であり、学校内および教育委員会への情報共有が円滑に行われる体制整備に努めます。</p> <p>また、家庭の事情により支援が複雑化する場合にはスクールソーシャルワーカー（SSW）が中心となって関係機関との連携を図ります。</p>	
阪南市（介護保険課、市民福祉課、学校教育課）	※下線部追加
<p>地域包括支援センター等関係機関に対し、訪問介護等の介護保険サービス等の提供時に、小中学生等の子どもだけである状況が頻繁に続くような場合には、市への連絡について協力依頼し、状況によって各関係機関につなげる等、ヤングケアラーの問題解決に取り組んでいます。</p> <p>学校は、家庭以外で子どもが長時間を過ごす場として、日常の関わりから子どもの変化や困難に気づきやすい特性があります。欠席・遅刻の傾向、授業中の様子など、子どもたちの変化等のサインに気づき、教職員間で共有します。また、定期的なアンケートや個別面談を実施し、子どもが困りごとを安心して表明できる環境を整えるとともに、相談を受けた際の対応について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えて協議し、初期対応やケース会議の実施など全教職員が共通理解して対応できるようにしてまいります。</p> <p>重層的支援体制整備事業の「くらし丸ごと相談室」において、相談を受けるとともに、地域包括支援センターや自立相談支援機関などの多機関と連携してヤングケアラーについて対応しているところです。また、多機関が連携することで、「支援が必要な状況である」と認識していないヤングケアラーの早期発見にも努めています。</p>	

<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>本町においては、ヤングケアラーの状況について要保護児童対策地域協議会及び児童家庭相談といった従来の枠組みの中で状況を把握することに努めております。さらに把握したケースについては、当該枠組みを活用して関係機関等と連携し、対応にあたることとしています。またヤングケアラーに係る理解促進のため、チラシ配布等の啓発を適宜行っております。</p>	
<b>熊取町（子育て支援課）</b>	※従前と変わらず
<p>本町では、令和4年4月に「子どもの権利に関する条例」を施行し、「子どもの権利」、「子どものまわりの様々な立場の人たちの役割」について、年齢に応じた3種類のリーフレットを作成し、ヤングケアラーに関する説明も加え、小・中学生には学校で、一般の方々には「熊取町子どもの権利月間」に町民文化祭やくまとり元気こどもまつりなどで配布し、相談先も含めた周知・啓発に努めています。</p> <p>さらに、小・中学校への定期的な巡回、介護事業所の自宅訪問の機会を活用した見守りなど、関係部局及び関係機関と連携しながらヤングケアラーの早期発見とその支援につなげていきます。</p>	
<b>岬町（しあわせ創造部）</b>	※下線部追加
<p>本町においては、教育委員会や福祉、子育て担当部局等と連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めております。また、相談窓口の一本化を検討します。</p>	

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

### (1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について ★重点項目

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

(回答)

<b>貝塚市（学校教育課）</b>	※下線部追加
<p>教職員の勤務時間の管理につきましては、出退勤管理システムを導入して客観的な勤務時間管理を行っています。今後も全教職員の勤務時間を把握し、長時間労働の是正に努めてまいります。また、校務支援システムを導入し、業務の標準化を図ることを通じて、業務の負担を軽減するとともに、部活動指導員、教員業務支援員、学校ボランティアなど、教職員業務の負担軽減を目的とした支援人材の配置を進めることにより、学校における業務体制の改善を図ってまいります。</p> <p>また、市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、教職員の時間外在校などの時間軽減を進めてまいります。</p> <p>教職員の欠員対策につきましては、今後も大阪府に要望するとともに、精神疾患などによる病気休職者をなくすため、ストレスチェック及び精神科医による健康相談を引き続き実施し、労働安全体制の整備に努めてまいります。</p>	
<b>泉佐野市（教育総務課）</b>	※従前と変わらず
<p>本市においては平成30年10月からICカードによる電磁記録を開始し、教職員の出退勤管理についての状況を客観的に把握し、長時間勤務の是正に向けた本市の取り組みの効果を検証しているところです。</p> <p>それをふまえ、時間外在校時間が長い者については学校と情報を共有するとともに、市費講師やスクール・サポート・スタッフをはじめ、様々な支援員を市独自の施策として配置し、教職員の業務負担の軽減、労働条件の改善に向けて取り組みを継続しております。</p> <p>また、欠員対策としては大阪府や近隣市町の教育委員会、教職課程を有する大学と緊密に連携しながら講師確保に努めると同時に、産休等に係る代替講師の事前任用や常勤講師が配置されるべき枠への、状況に応じた非常勤講師の配置、小学校や中学校の臨時免許を申請した講師配置等、大阪府教育委員会と連携しながら欠員解消に向けた柔軟な対応に努めております。</p>	

加えて精神疾患等による病気休職者をなくすため、すべての小中学校を対象にストレスチェックを実施し、泉佐野市立学校教職員労働安全衛生協議会において教職員の労働環境改善に向けて議論を進めているところです。

**泉南市（指導課）**

※下線部追加

令和2年度から国により順次行われていた小学校35人学級編制が今年度全学年において完了しました。この施策は中学校においても令和8年度から順次行われます。

また、教職員の働き方改革として、校務支援システムの導入、学校閉庁日の設定、一斉退庁日の推奨および部活動休養日（ノークラブデー）の設定を全校一斉に実施しており、ワークライフバランスの充実が図れるように学校長を通じ指導しています。教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させることにより役割を明確にした多面的な支援体制の構築することや、ストレスチェック事業を実施することにより府費負担教職員の労働安全衛生体制の確立に努めます。

**阪南市（学校教育課）**

※下線部追加

教員の長時間労働の是正については、校務支援システム等により客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」や「学校閉庁日」、勤務時間外の「音声ガイダンスによる電話対応」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」等を実施しています。また、これら教員の働き方改革の取組について保護者や地域の皆様のご理解を得るために、文書配付を行っています。また、これまで取組を行ってきた現状を踏まえ、「阪南市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、令和8年度から実施していく予定としています。

教員や支援員の確保については、全国的に厳しい状況ではございますが、必要となる教員等の確保の努力を継続するとともに、国及び府に対して効果的な対策を講じるよう、様々な機会を通じて要望しているところでございます。また、メンタル不調を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づいた心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を定期的実施し、教職員自身がストレスの程度に気付き、働きやすい職場づくりにつながるよう取り組んでいるところでございます。昨年度から産業医による職場巡視や面談などの実施体制を整えました。今後も、産業医と連携し精神疾患による病気休職者の発生を防げるよう、労働安全衛生体制を整えてまいります。

**田尻町**

※従前と変わらず

教職員の勤務管理につきましては、町単費で講師や支援員の採用を行うなど、子どもの学びの質を高め、教職員の長時間労働は正に努めています。また、本町では、校務支援システムの中で勤務時間の管理を行ったうえで、超過勤務時間の縮小を図っています。今後も取組みを継続しながら、教職員の労働環境の向上に努めてまいります。

**熊取町（学校教育課）**

※下線部追加

教職員の長時間労働是正に向け、従前より出退勤管理システムを導入し、客観的な勤務時間管理に努めています。また、ストレスチェックを実施し、教職員自身がストレスの状況を把握するとともに、職場におけるストレス要因の把握及び改善を図っているところです。これまで、留守番電話設定の時間変更や学校閉庁日の拡大、校務支援システムの導入、健康観察アプリの導入及びスクールサポートスタッフ等外部人材の活用など、様々な取組みを進めてまいりました。加えて、児童生徒の支援を行うSSW、SC、介助員、学校図書館司書等の配置により、教職員の負担が軽減されております。

これら負担軽減を図る枠組みとなる制度とそれを運用する教職員一人一人の意識改革を両輪として、継続的に、各校の特色や実情に応じた取組みを着実に進めているところです。

労働安全衛生体制の確立に向けては、休職者が発生した際の速やかな人材確保に向けた取組を進めているところです。また、令和5年度から在校等時間の長い教職員に対する医師の面接指導を実施しています。保護者に対しても、教育委員会より教職員の働き方改革に関する文書を発出し、ご理解とご協力をお願いしております。教育委員会といたしましては、今後、「熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、より一層、長時間勤務の是正を図る取組を進める等、教職員の健康を守るため、働き方改革を推進してまいります。

岬町（教育委員会）	※下線部追加
<p>本町では、教職員の長時間労働是正および人材確保を重要な課題と捉え、働き方改革と健康管理対策を進めております。</p> <p>具体的には、大阪府の指導方法の工夫改善定数等を活用した加配教員の配置や、スクールサポートスタッフ配置により、教職員の業務負担軽減を図っております。</p> <p>また、勤怠管理システムの導入により勤務時間を客観的に把握するとともに、在校等時間の上限を定めた要綱の遵守、留守番電話の導入や学校閉庁日の延長など、勤務環境の改善に取り組んでおります。さらに、教職員の健康管理対策として、在校等時間の上限を超えた教職員等を対象に、教育委員会事務局による面談を実施しており、スクールドクターも同席するなど、労働安全衛生体制の充実を図っております。加えて、令和7年度からは統合型校務支援システムを運用し、校務の効率化と教育の質の向上に努めております。</p> <p>今後も、これらの取り組みの効果検証を行いながら、教職員が安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。</p>	

## (2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について ★重点項目

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

(回答)

貝塚市（学校教育課）	※下線部追加
<p>スクールカウンセラーにつきましては、昨年度から全小学校に各12回配置されることとなり、すべての小中学校への配置が実現しましたが、今後も引き続き配置回数の増加について、国や大阪府に対して要望してまいります。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーにつきましても、全中学校区に配置はしていますが、さらなる配置回数の増加が実現できるよう、補助金の増額について、国や大阪府に要望してまいります。</p>	
泉佐野市（学校教育課）	※下線部追加
<p>スクールカウンセラー（SC）については、中学校全校に各1名、週1回のペースで配置しています。また、令和6年度より各小学校に1名ずつ、月1回の全校配置するよう拡充しています。スクールソーシャルワーカー（SSW）は、各中学校区に1名配置し、全小学校にも派遣できる体制をとっているところです。</p> <p>SC及びSSWは、学期に1回開催される「SC・SSW連絡会」や「SSW連絡会」において、市内各学校の相談・支援についての実績を情報共有したり、地域包括支援センターやフリースクールなどの社会資源についての情報交換を実施したりしています。SC・SSWがそれぞれ相談件数や支援内容、支援によってどのような変化が見られたかなどを知ることにより、課題解決や重大事態の回避につながっています。今後も、SC・SSWの配置体制の拡充を要望していくとともに、相談・支援について情報共有し、子どもや保護者のよりよい相談・支援に努めてまいります。</p>	
泉南市（指導課）	※下線部追加
<p>スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）ごとの対応実績を可視化しており、深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、暴力行為、不登校、自死等への対策として、支援が十分に行き届いているか協議を行うとともに、必要に応じて配置の充実に努めます。</p> <p>また、増加の一途をたどる不登校児童生徒支援のため、校内教育支援ルームの設置および校内教育支援員の配置拡張に努めます。</p>	
阪南市（学校教育課）	※下線部追加
<p>子どもを取り巻く課題の深刻化を踏まえ、関係機関と連携した包括的支援を重視し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、校内委員会への参画を進めております。今後につきましても、子どもたちの実態に応じた配置体制について検討を進めるとともに、実績の可視化についても、個人情報保護を最優先に、年次報告等で相談件数や連携件数、支援につながった割合などについて把握することに努めてまいります。</p>	

<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>本町ではスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童虐待、不登校、いじめなどのさまざまな問題に対応できるよう適切な支援を行っております。また、教育センター2階に教育支援センターを設置し、町単費で配置している学校教育指導員を活用することにより、行き渋りや不登校児童生徒の受け皿として社会との関わりを断絶することのないよう努めています。日本語指導が必要な児童生徒に対しては、DLAを実施した後、必要に応じた通訳の配置に併せて、学校現場では特別の教育課程による日本語指導を行っております。通訳者に関しては、学校と家庭を繋ぐ役割も担っており、適切な家庭支援を行っていると考えております。また、進路支援として、やさしい日本語による資料提供や、多言語版「進路選択に向けて」を使用したガイダンスの実施など適切な情報提供と理解促進にも努めています。</p>	
<b>熊取町（学校教育課）</b>	※下線部追加
<p>深刻化する子どもたちの課題に対応するため、全小中学校に週4日スクールソーシャルワーカーを配置しております。また、スクールカウンセラーを小学校に年間12回、中学校に年間35回配置しております。スクールソーシャルワーカーにおいては、連絡会を月1回開催し、情報共有やケース検討を行う中で、スーパーバイザーより助言していただき、育成に努めております。また、スクールカウンセラーにおいても、府の研修に年2回、町の連絡会に年1回参加し、情報共有を行うとともに、<u>チーフスクールカウンセラーより助言をいただいております。</u></p> <p><u>相談・支援実績については、熊取町教育委員会活動の点検・評価報告書に記載し、ホームページでご覧いただけるようにしております。今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、専門家と連携をはかりながら、引き続き学校体制を充実させてまいります。</u></p>	
<b>岬町（教育委員会）</b>	※下線部追加
<p>スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）につきましては、町内の小学校・中学校・幼稚園に配置し、児童生徒へのカウンセリングをはじめ、教職員や保護者に対する助言・支援を行っております。</p> <p><u>近年のいじめや不登校、家庭環境に起因する課題の複雑化を踏まえ、支援の充実を図るため、配置回数の拡充を行っているところです。</u></p> <p><u>あわせて、相談・支援の状況については学校や関係機関と共有し、支援内容の把握と効果的な活用にも努めるなど、引き続き、子どもたちの安心できる学びの環境づくりに取り組んでまいります。</u></p>	

### (3) 奨学金制度の改善について ★重点項目

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の見送りや退学することがないよう、独自の給付型奨学金制度の対象者を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

(回答)

<b>貝塚市（産業戦略課、学校教育課）</b>	※下線部追加
<p>奨学金制度の拡充につきましては、国に要望してまいります。<u>給付型奨学金制度の創設は現在考えておりませんが、通信課程の者も奨学資金の貸与の対象とすることにより、奨学生の資格要件の緩和を図るとともに、奨学金返済支援制度として、企業による奨学資金代理返還制度を創設し、現在5企業が本制度に賛同していただいておりますので、奨学生への本制度の周知に努めてまいります。</u><u>奨学資金の貸与経済的な理由や家計の急変により進学の見送りや退学が起こることのないよう、今後も奨学資金貸付制度の周知に努めてまいります。</u>なお、より奨学金制度を活用しやすくするため、従業員の奨学金返還を支援する地元事業者に対しての支援を実施しています。</p>	
<b>泉佐野市（学校教育課、まちの活性化課）</b>	※下線部追加
<p>平成29年度から文部科学省が給付型奨学金、所得連動返還型奨学金制度を導入し、その制度が充実されたところがございますが、そもそも、学費負担、という意味合いでの奨学金制度に公正さが求められると理解しております。一方で、地元企業に就職した場合の支援制度の創設は、一定の定住促進の効果があると考えますが、先進地の事例等を検証し、その効果や課題を検討してまいりたいと考えます。加えて国や大阪府の取組を周知してまいります。</p>	

<p>令和元年度より「泉佐野市奨学金基金」を活用する事業として、将来の夢を見据えながら真摯に学習や課外活動に取り組んでいる泉佐野市立中学校 3 年生の生徒の高校進学時に要する費用の一部を給付し、次世代を担う人材の育成に寄与することを目的とした「給付型奨学金」を創設しております。</p> <p>さらに、令和 7 年度より将来の夢や目標にチャレンジしている大学生等が経済的理由により進学や修学をあきらめることがないように、新たな「給付型奨学金」を創設しております。</p>	
泉南市（指導課）	※下線部追加
<p>改善について、機会を通じて要望します。</p> <p>また新たな返済制度については、現在のところ予算の関係上、創設の予定はありませんが、「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要なことと認識していますので、他課と連携し検討を進めます。相談窓口についても他課と連携し、充実を図ります。</p>	
阪南市（学校教育課、企画課）	※下線部追加
<p>本市独自の給付型奨学金制度については、本市の厳しい財政状況を鑑みますと難しい状況にあると考えています。各奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を行っているところです。貧困の連鎖や教育格差が生じないための財政措置について、国や大阪府に要望するとともに、情報を収集し、調査、研究してまいります。</p> <p>給付型奨学金制度のさらなる対象者拡充に関しましては、貧困の連鎖や教育格差の解消に向けた財政措置について、国や大阪府に要望してまいります。大学・大学院への進学に対する独自の制度創設については、本市の厳しい財政状況を鑑みますと、実現は難しい状況にあると考えますが、情報収集を行い、調査・研究を進めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>本町独自施策として、田尻町育英奨学金と題し、学業優秀にもかかわらず、経済的な理由で学費の支弁に不安を抱える学生や、高い意欲を持って勉学に励まれている学生に対し、返還不要の奨学金を給付する制度を令和 5 年度に開始しております。また、令和 6 年度より奨学金を受けた大学生等が、社会人として新たにスタートする際の経済的な負担を軽減し、また、若者への本町への定住を促すため、奨学金返還支援事業を実施しています。現行の制度につきましても、近年の物価高や家計状況の変化を踏まえ、対象者の拡充や支給額の在り方などについて、引き続き検討してまいります。</p>	
熊取町（学校教育課）	※従前と変わらず
<p>近年の厳しい経済情勢や家計の急変などにより、奨学金の希望者が年々増加していること、奨学金制度を活用している人の割合が増加してきている現状については、認識しています。</p> <p>家庭の経済状況により進学を諦めることのないよう、奨学金制度の情報を提供していくとともに、安心して勉学に励めるよう、また返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう、要望活動等を行ってまいります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室）	※下線部追加
<p>現在本町では、奨学金返済支援制度として、令和 4 年度より、同年 4 月以降より返済を開始した方について、就職先が町内外に限らず、返済額の一部を支援する制度を設けております。進学に対する補助制度創設に向けては今後研究してまいります。</p>	

#### (4) 労働教育のカリキュラム化について ★重点項目

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

(回答)

貝塚市（学校教育課）	※下線部追加
<p>小中学校においては、児童生徒が自らの生き方を考え、将来の職業観・勤労観を形成していくキャリア教育の枠組みの中に労働教育を位置づけています。したがって、単に労働や職業に関する知識を体系的に「教える」のではなく、児童生徒が自ら課題を設定し、解決していく探究の過程を通して、労働について「考える」ことを重視しています。</p>	

例えば、小学校では、働くことの意味や社会とのかかわりについて理解を深めるため、地域の事業所や多様な職業に携わる方々をゲストティーチャーとして招き、出前授業や聞き取り学習を行っています。また、中学校では、企業訪問や職場体験、履歴書作成などの体験的な活動を通して、自ら設定した探究テーマに基づき、働くことや職業選択について多角的に考察する学習を行っています。

今後も関係機関と連携しながら、キャリア教育の中で労働に関する学習がより充実するよう努めてまいります。

#### 泉佐野市（学校教育課）

※下線部追加

現行の小学校・中学校学習指導要領総則では「特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」が明示され、特別活動（学級活動）に「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関する内容が位置付けられています。

本市においては、キャリア教育の推進に向けて、同じ中学校区のこども園、小学校、中学校の担当者が集まり、互いに意見を出し合い考え、校区の「めざす子ども像」や全体指導計画を作成し、中学校区でそれぞれの校園種が共通の視点をもって各校園での取組みを系統的に進めているところです。また、キャリア教育の場面において、学習や活動の内容を記録し振り返ることは、児童生徒にとっても、教員にとっても意義のあることだと言えます。学校では、学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価することができるように、その時々活動を児童生徒が個々で記録し、蓄積していくポートフォリオ「キャリアパスポート」を活用しています。

さらに、中学校の進路担当、進路追指導担当、奨学金担当を対象とした進路保障連絡会を開催し、進路指導に関する情報共有を行うとともに、市教委に届く高校や就職等に関する情報提供を随時、学校に行っています。

今後も、子どもたち一人ひとりが身につけた知識・能力を能動的に活用し、生き方を選択・決定できる力の育成、及び体験活動を通じて将来の夢や希望を抱き、実現に向けて取り組む態度を育む教育の充実を努めてまいります。

#### 泉南市（指導課）

※下線部追加

泉南市立中学校では、全ての中学生を対象に「職業体験」を実施しています。この体験は単なる実習にとどまらず、学んだことをプレゼンテーション形式で発表し、全体での共有を重視しています。また、職業体験に先立ち、企業からゲストティーチャーを招き、「勤労・生産」に関する講話を行う学校もあります。この取組は小学校にも積極的に取り入れられており、特に中学校区における小中連携を通じて、キャリア教育の充実を図っています。さらに、探究活動の充実をめざし、地域や企業との連携を強化する学校も増えています。

#### 阪南市（学校教育課）

※下線部追加

労働教育については、キャリア教育や社会科、総合的な学習の時間等と関連づけ、学年に応じた内容を学習しております。労働安全衛生教育については、労働時間・ハラスメント防止などの権利についての理解を含む内容を計画し、先に述べた教科等において学習する内容と併せて学んでおります。外部講師の活用については、各校の実態に応じて実施しており、その実施方法について好事例を収集し、学校へ提供することなどにより、労働教育の充実を図ってまいります。

#### 田尻町

※従前と変わらず

労働に関する学びについては、小学校では6年生の社会科において、憲法における働く義務・権利及び団結する権利について学習しています。中学校では公民科において、職業の意義と役割、雇用と労働条件の改善、勤労の権利と義務、労働組合の意義、労働基準法の本質について学習し、また、雇用を取り巻く問題として、終身雇用、雇用の流動化、男女の雇用形態と賃金格差、派遣労働者、外国人労働者についても学んでいます。社会科や総合的な学習の時間を通じて、身近にある問題を知り、課題解決に向けて自分でできることを考え、主体的に実践していただける子どもの育成にも取り組んでいます。今後も国や大阪府、近隣市町村の先進事例を参考にしながら、労働教育の推進に努めてまいります。

#### 熊取町（産業振興課）

※従前と変わらず

学校教育の現場では、キャリア教育の一環として職場体験学習などを各小中学校で実施しておりますが、今後、本町の教育委員会等の関係機関と連携し、労働教育のカリキュラム化について検討してまいります。

岬町（教育委員会）	※従前と変わらず
<p>本町では、子どもたちが自らの未来を切り開き、社会においてその力を発揮できるよう、各小中学校において「キャリア教育」の全体計画を基に、社会的・職業的自立に向け体系的・系統的な教育を推進しております。今後も主権者教育の観点も踏まえキャリア教育・法教育の充実を図ってまいります。</p> <p>また、小中学校におきましては、町内事業所の協力を得て、職場見学・職場体験を実施し、勤労観・職業観の育成や地域社会への関心の向上等を図っております。</p>	

**(5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について**

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

貝塚市（人権政策課）
<p>あらゆる差別の解消に向けて、引き続き講演会やセミナー開催などを通して啓発活動に取り組んでまいります。特に、インターネット上での誹謗中傷や差別などSNSを介した差別事象に対しましては、これまでも大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例に基づき、幅広い世代を対象とした教育・啓発を実施してインターネットリテラシーの向上を図るとともに、差別事象の動画や書き込みについての相談においては、国が設立している日本司法支援センター法テラスや、大阪府が設置するインターネット上のトラブルに特化した専門相談機関ネットハーモニーに繋ぐなど、大阪府と連携しながらインターネット上の人権侵害の解消に努めてまいりました。</p> <p>本市においては、令和7年10月にインターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が制定されましたことから、ホームページや広報などで相談窓口周知の徹底化を図り、相談に繋がる体制のさらなる強化に努めてまいります。</p> <p>また、削除要請においても、府条例に基づき大阪府へ報告を行い、大阪府とともに大阪法務局並びに、SNSの運営事業者などに削除要請を行っているところです。今後も、関係機関と連携を図りながら速やかな事象解決に取り組んでまいります。</p>
泉佐野市（人権推進課）
<p>インターネット上における掲示板等への差別的な書き込みや個人のプライバシーに関する情報の無断掲載等について、悪質な書き込みを発見した場合には、削除依頼を行う等、インターネット上の差別的な書き込みの抑止・削減につなげることを目的とし、本市ではインターネット上の差別情報や人権侵害を監視する「インターネットモニタリング」を実施しています。差別情報を早期に把握し、その拡散防止を図るとともに、啓発活動や被害者救済の相談窓口につなげる取組を実施しています。</p>
泉南市（人権推進課）
<p>本市では、平成29年8月に策定した泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に策定した泉南市人権行政推進プランや、令和7年5月に策定した泉南市部落差別解消推進基本方針プランにおいてもインターネット上の人権問題として位置付けており、今後も引き続きインターネット上の権利侵害に関する相談・支援について、モニタリングを行うなど実態把握に努め、専門機関と連携して取り組みます。</p> <p>また、子どものインターネット利用に関して、適切な利用や自らの権利を守る方法について、子ども・保護者への教育・啓発を進め、令和7年度には、インターネット上のSNSやテレビ、新聞等の無数にあるメディアからの情報を正しく理解するためのメディア・リテラシーと人権、ソーシャルメディアをテーマにした講演を開催し、今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進します。</p>
阪南市（人権推進課）
<p>インターネット上の差別や誹謗中傷については、令和元年度よりモニタリング調査に取り組んでおり、また、「ネットハーモニー」の周知については、大阪府が作成するチラシの配架をはじめ、本市ウェブサイトや広報誌への掲載を行っております。また、阪南市人権協会に総合人権相談事業を委託し、インターネットにおける人権相談をはじめとし、あらゆる人権相談について対応し、市ウェブサイトや広報誌などを活用し、周知に努めているところです。</p>

<b>田尻町</b>
インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込みについて、深刻な人権侵害事案が発生していることを認識しています。本町ではインターネットと人権に関する研修を実施し、またネットハーモニーの窓口を案内するポスターを作成し、町内掲示板に掲示するなど相談窓口を周知しています。今後も誰もがインターネット上の加害者にも被害者にもならないよう継続して人権啓発に努めてまいります。
<b>熊取町（人権・女性活躍推進課）</b>
インターネット上における人権侵害については、決して許されるものではありません。 本町としましては、広報誌等により町民への啓発を行うとともに、その実態の把握のため、令和3年1月から約半年に1度程度にモニタリング調査を実施しているところです。相談窓口であるネットハーモニーについて、広報誌やポスター等の媒体を用いて住民の皆さんに周知しております。 また、被害者支援等を含め、国や大阪府など広域で、より実効性のある体制の確立が必要であると考えており、引き続き、国や大阪府に対して、体制の確立について働きかけるとともに、先進事例等についても研究を進めて参りたいと考えております。
<b>岬町（総務部）</b>
本町では、あらゆる差別をなくし、人権擁護を図ることを目的として「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定（平成6年）しており、ヘイトスピーチをはじめとするあらゆる差別・人権問題をなくす対策ならびに周知活動を、国・大阪府・関係機関と連携を図りながら実施し、住民の人権意識のさらなる向上に努めてまいります。 また、近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口（ネットハーモニー）の積極的な周知を行うとともに、人権に関する各種相談窓口の周知も行いつつ相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

## **(6) 行政におけるデジタル化の推進について**

**デジタル化を進めるにあたり、デジタル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPからmy door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。**

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市（デジタル推進課）</b>
資格に情報処理の専門知識の資格を有することを含めるなど組織のデジタルリテラシーの向上につながる人材確保に努めています。 電子申請システムにつきましては、「行かない窓口」「書かない窓口」の実現のため、電子申請の対象手続きを拡充するとともに、ホームページやLINEなどを活用して電子申請の利便性を広く周知し更なる利用拡大を図ります。デジタル機器に不慣れな市民への支援につきましては、現在、公民館などの公的施設にてスマホ教室を開催しており、今後も本事業を継続して実施することで情報格差（デジタルデバイド）の解消に努めてまいります。 my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）につきましては、参画には、既存の電子申請システムの改修費用など新たな財政負担が発生し、かつ参加自治体がまだ少数であるため費用対効果がはかれないことから、現時点での参画は難しいと考えています。今後は、導入効果などを注視しつつ引き続き研究を進めてまいります。
<b>泉佐野市（総務課）</b>
本市では、国の方針や計画をもとに令和3年度に泉佐野市DX推進全体方針を策定し、様々な取り組みを実施してきました。 行政におけるデジタル化推進のために外部デジタル人材を受け入れ、本市プロジェクトへのアドバイスや伴走支援を担ってもらっています。また、職員のDXに対する意識醸成のため、令和4年度よりDX人材育成研修を実施しています。また、令和6年度より「デジタル枠」での職員募集を開始しています。これらにより、中長期的な視点で行政のデジタル化を担う人材の確保を進めています。

その他、市の手続きに特化したサイト「手続き検索サイト」を構築、あわせて、オンライン申請システムの導入により手続きのオンライン化に取り組んでいます。また、本年度からは市公式LINEの機能拡張を行い、これまで分散していたメール通知や、道路等の損傷箇所の通報受付などの一元化を実現しています。今後は大阪府が推進する「my door OSAKA (マイド・ア・おおさか)」を活用することで、市民のポータルサイトとしての情報発信やデジタル通知の実現など、広域的なサービス拡大も視野に入れながら導入に向け検討しています。

また、デジタルデバイド（情報格差）対策として、生涯学習部門の協力のもと、市民向けのスマホ教室も展開しています。

#### 泉南市（デジタル推進課）

本市のデジタル化を推進するにあたっては、職員の意識改革とデジタル人材の確保・育成に努めるとともに、令和6年1月に導入したオンライン申請システムである泉南市スマート申請システムの普及促進を行い市民の利便性向上に努めます。my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) については、事例の確認や利用方法の検討に努めます。

また、デジタル機器に不慣れな方に対して、国の事業を活用したスマホ講座を令和7年度中に計6日間開催し、令和8年度以降もデジタル機器に不慣れな市民への情報格差の解消に向けた取組の実施に努めます。

#### 阪南市（行財政改革推進室、企画課、市民共創課）

本市では、住民等の利便性向上を図るため、令和2年度に24時間365日どこからでもインターネットを通じて申請が可能な「行政手続のオンライン化サービス」を構築し、令和3年度から運用を開始しています。

本年度は、新たに狂犬病予防注射済票の交付申請等のオンライン化を追加したところですが、今後も順次、申請可能な手続を増やしてまいります。

また、my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) との連携や市ウェブサイトからの導線改善については、所管部署と連携し、実装可能な範囲から順次対応を検討いたします。今後とも、誰もが便利で安心して利用できるデジタル行政の実現に向けて取り組んでまいります。

さらに、阪南市では、市民活動センターにおいて「スマホの部屋」を開催し、スマホに関するお困りごとの相談に対応しています。「スマホの部屋」では、スマホ相談員（市民）を養成し、デジタル機器に不慣れな方向けにLINEアプリの使い方や二次元コードの読み取り方法等、スマホの使い方を教えています。

今後も引き続き、デジタル機器に不慣れな市民へのフォロー体制の整備に努めてまいります。

#### 田尻町

本町では、一つの窓口で多くのサービスを一元的に行っており、住民の皆さまにきめ細やかな対応を行っています。本町のような小規模自治体にあっては、デジタル化によるコストが高く、利用者も少ないため、デジタル化の普及、又は共同調達により、コスト等が低減され、導入しやすい環境が整えば、検討していきたいと考えています。

#### 熊取町（情報政策課）

本町では、デジタル行政を促進するため、ICT・デジタル関連の職務経験者の採用を実施し、専門的知見を有する、デジタル人材の確保に努めております。今後も必要な人材の確保・育成を継続し、行政のデジタル推進の向上を図ってまいります。

電子申請については、汎用電子申請システムを導入し、住民の利便性向上に資するオンライン可能な手続きを順次拡充しております。併せて、広報誌、ホームページ、公式LINE等の様々な媒体を活用し、積極的に周知してまいります。デジタル機器に不慣れな方への支援としては、スマホ教室の開催を開催するなど、デジタルデバイド対策を継続して実施してまいります。今後も、住民が安心してデジタルサービスを利用できる環境整備に努めます。

my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) については、本町のイベント情報をmy door OSAKA (マイド・ア・おおさか) に掲載しており、町ホームページからアクセスできるようリンクを設置しております。今後も引き続き、my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) と連携しながら、情報発信を行い、利用者拡大に努めます。

<b>岬町（総務部）</b>
<p>本町では、令和3年度に岬町DX基本計画を策定し、「みんなでつくる恵み豊かな温もりのデジタル社会」を基本理念として、デジタル化を通して、岬町にかかわるすべての人が、いつでも、どこからでも、安全、安心なサービスを楽しむことができ、人々の多様な幸せの実現を目指し、デジタル化の取り組みを進めています。これまで、デジタル職の採用を行い、国の交付金を積極的に活用し、コンビニ交付、GISシステム、申請書作成支援システム、校務支援システム、コミュニティバスのキャッシュレスを導入するとともに、文書管理システム、電子申請システム、電子契約システムの導入、スマホ教室の開催などの取り組みを推進してまいりました。</p> <p>引き続き、デジタル社会の推進に向けての取り組みを進めて参ります。</p>

**(7)「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて**

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市（政策推進課、市民課）</b>
<p>マイナンバーカードの普及促進として、公民館などへの出張申請サポートや日曜開庁に加え、介護施設や老人ホームなどに直接働きかけ、希望があった施設に職員が出向き、申請や交付のサポートも行うなど、普及促進に努めています。また、令和6年度に市民課窓口で導入した、マイナンバーカードをお持ちであれば、申請書類に氏名、住所、生年月日を自動で印字できる書かない窓口システムを令和7年度にマイナンバーカード申請窓口にも導入し、市民の利便性の向上を図っています。有効期限切れやマイナ免許証などの周知につきましては、広報やホームページ、SNSを通じて周知を図ってまいります。また、セキュリティにつきましては、国において万全な体制を整備しています。</p>
<b>泉佐野市（市民課）</b>
<p>マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であり、法律または条令で定められた事務手続きにおいて使用しており、マイナンバーによって、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になり、行政手続きにおいては、行政機関の間で情報連携することにより必要な添付書類が減るとともに、事務処理もスムーズとなり、市民の皆さまの利便性向上にも繋がるものであります。マイナンバーカードの期限切れ・更新についても2027（令和9年）年度まで急激な増加が見込まれており、対応窓口の増設や、体制を強化し業務を実施しております。</p> <p>加えて、マイナンバーカードの利活用については、マイナ保険証、マイナ免許証など近年、急速に拡大されており、最近ではスマートフォンへの搭載など更なる利活用拡大に向け、変化し続けております。引き続き、市民に混乱・不利益のないよう丁寧な対応に努めてまいります。</p>
<b>泉南市（デジタル推進課）</b>
<p>市民がセキュリティへの不安をなくし安心してマイナンバーカードを利用できるよう、運転免許証との一体化などを含め、制度の安全性に関する情報などを、市の広報紙やウェブサイト等を通じて周知するなど、「マイナンバー制度」の理解促進および普及促進に努めます。</p>
<b>阪南市（企画課）</b>
<p>マイナンバーカードの普及促進に際しては、広報誌や市ウェブサイトでの周知等を実施しており、今後も一層の普及に努めてまいります。また、引き続き、マイナンバー制度を安心して利用できるよう、利便性向上とセキュリティ強化に努めてまいります。</p>
<b>田尻町</b>
<p>本町は、交付率が95%を超える状況です。有効期限の延長やマイナ保険証を希望される方などの来庁者が多くなる中で、マイナンバーカードの交付では本人確認を厳格に行い、マイナアシストの活用等で交付申請の促進を行い、暗証番号の取り扱いや紛失時の対応並びに再交付に係る取り扱いなど丁寧な対応に努めております。</p>

また、マイナンバーカードを活用し、住民票等のコンビニ交付を行い、住民の皆さまの利便向上を図っているところです。今後も他の自治体の事例を参考に活用を検討してまいります。

**熊取町（企画財政経営課）**

マイナンバー制度では、特定個人情報の保護措置として、「制度面における保護措置」と「システム面における保護措置」の両面で安全対策が図られており、様々な情報セキュリティ対策が実施され、利用者の安全確保を重要視しております。

本町といたしましても、住民の利便性の向上に寄与する社会基盤として、引き続き、マイナンバー制度の適切な運用及び普及促進に努めてまいりたいと考えております。

また、マイナンバーカードの有効期限に伴う更新や運転免許証との一本化については、住民に不利益が生じないよう広報周知に努め、丁寧な対応を行ってまいります。

**岬町（総務部）**

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であります。全国民それぞれに対して付番された固有の12桁の識別番号であるマイナンバーは、行政機関の情報連携をしやすいことを目的に導入されております。今後、マイナンバーの利用範囲が拡大される予定ですが、厳格なルールの元に運用が図られると考えられるので、本町におきましても関係法令を遵守し適切な取り扱いに努めてまいります。

**(8) 府民の政治参加への意識向上にむけて**

**各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。**

**加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。**

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

**貝塚市（総合事務局）**

本市では、令和3年10月から南海貝塚駅構内にあるまちの駅かいつかに期日前投票所を増設し、通勤、通学に南海電鉄、水間鉄道を利用する選挙人の利便性の向上は図られたものと考えています。なお、期日前投票所を増設したことから、共通投票所や移動期日前投票所の設置、期日前投票所の投票開始時刻の繰り上げ、終了時刻の繰り下げ、当日投票所の増設につきましては考えておりません。

投票方法について自書式から記号式に改めるには、立候補締切後に投票用紙を作成しなければならず、投票日までの期間が短い本市の市議会議員選挙及び市長選挙においては準備が困難であること、またこれまで選挙機器類や電算システムを整備することにより、投開票作業の迅速化・効率化を図ってきたこと、さらに、候補者の氏名などを記載することができない選挙人につきましては、投票所の事務に従事する者が、投票の秘密に配慮しつつ代筆する代理投票の対応を行っていることから、導入は考えておりません。

若者の政治参加の促進に向け、小中学校では、総務省と文部科学省が作成した選挙に関する副教材も活用しながら主権者教育に取り組むとともに、一部の中学校では、模擬選挙も実施しています。

今後におきましても、投票制度をめぐる国の動向を注視してまいります。

**泉佐野市（選挙管理委員会）**

電子投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（特例法）に定めがあり、不在者投票等を除く地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のみ条例で定めるところにより認められています。

現状、電子投票は、疑問票・無効票の大幅な減少、開票作業の効率化といったメリットが期待される一方で、運用に伴う経費の増大やシステム障害による選挙無効のリスクといったデメリットが大きく慎重な対応が必要と考えますが、今後も近隣市町の動向を注視し、研究してまいります。

郵便等投票制度の手続きの簡素化については、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよいしくみを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

**泉南市（行政委員会事務局）**

今後選挙権を持つ若者へのアプローチとしては、令和6年度より中学校に加えて小学校においても出前授業、模擬投票を行ってきましたが、令和8年度につきましても引き続き行います。

電子投票の導入については、全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用負担の面からも、現在の本市の状況においては直近での導入については消極的に捉えています。将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区および投票所施設の見直しを推進する必要があり、併せて検討が必要なものと考えます。今後も引き続き、導入および維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票率の向上や投開票の簡素化などの費用対効果を十分に検討しつつ、より低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究します。

また、郵便等投票制度の手続きの簡素化については、同旨の内容が全国市区選挙管理委員会連合会の公職選挙法等改正要望事項にも挙がっています。本市においても郵便等投票制度の手続きの簡素を引き続き要望していく姿勢です。

**阪南市（行政委員会事務局）**

本市では、市内各地域に居住の投票者の利便性と投票率向上を考慮して、市内22箇所の住民センター等に投票所を設置するとともに、頻繁に市民が訪れる市役所内に期日前投票所を設置しております。

電子投票については「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に定めがあり、記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあるものの期日前投票と不在者投票を除くとされており、電子投票を可能とする条例制定及び電子投票実施のための予算措置に関しては、技術面・運用面等について調査・研究し、また近隣市町の動向を注視して参ります。

郵便等投票制度については、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、選挙人にとってよりよい仕組となるよう、引き続き全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

また、若者の政治参加を促進するため、学校及び各種団体からの依頼等により選挙出前授業などの主権者教育の実施についても積極的に検討してまいります。

**田尻町**

選挙における電子投票については、自治体単独でのデジタル機器の確保は、非常にコストが高く、自治体負担が大きいと、国等による支援や広域での取り組みが必須であると考えます。郵便等投票制度の手続きについては、対象者等の方に対し、充分説明を行い、丁寧に対応させていただいているところです。なお、制度の簡素化については、全国一律に対応すべきところと考えます。

**熊取町（総務課）**

1 点目の電子投票に関する条例制定及び予算措置について、電子投票の導入により投開票が簡素化され、事務従事者の削減が図れる等のメリットは認識しているところですが、システム導入費用や運用コストといった経費面の観点から、引き続き研究が必要と考えており、条例の制定や予算措置には至っていない状況です。今後も、国や府、近隣市町等の状況を注視してまいります。

また、2点目の郵便等投票制度の手続きの簡素化については、運用改善を図るよう法改正も含めて、機会を捉えて国へ要望してまいります。

**岬町（総務部）**

本町では、投票者の最寄施設である集会所等に投票所を設けており、比較的身近に投票所を設けている状況にあり、投票の機会を確保しています。開票については、投票自動読み取り機を導入し、迅速化に取り組んでいます。

電子投票については他の自治体の状況を見ながら検討してまいります。

また、郵便投票制度については、公職選挙法の規定にもとづき、適切に対応してまいります。なお本町では、本年7月の参議院選挙から期日前投票時のバス無料化を導入し高齢者等の移動手段の確保に積極的に取り組んでいます。

## 5. 環境・食料・消費者施策

### (1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて ★重点項目

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。市民に対しては、外食時の「3010運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

(回答)

貝塚市（廃棄物対策課）	※下線部追加
<p>大阪府が進めている<u>おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度</u>につきましては、ホームページの食品ロス削減に関する掲載に合わせて、大阪府がパートナー事業者を募集していることを周知しています。本市の取り組みにつきましては、令和2年3月31日付で閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づき、毎年、食品ロス削減月間である10月に広報に啓発記事を掲載しています。令和7年は「てまえどり」をテーマとして、<u>すぐに食べるものを購入する際は販売期限の短い食品を積極的に選ぶことを促進する記事を掲載しました。</u>また、ホームページでは3010運動についての推奨を行うなど、食品ロス削減に向けた啓発に取り組んでいます。</p> <p>廃棄される農作物・特産品の有効活用策につきまして、引き続き関係部署と連携し各地での取り組みの情報収集に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（環境衛生課）	※下線部追加
<p>本市におきましては、令和4年度から社会的、経済的に困難を抱える生活困窮者や子育て世帯等へ今後も継続的、安定的な支援を行う事と、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを推進するうえで、日々の食品ロスによるごみ排出量を削減するため、食材の需給コーディネートを実施する「泉佐野市フードバンク活動推進事業」を実施しています。</p> <p>日々の食品ロスによるごみ排出量を削減するため食品生産者や食品製造企業等の食品関連企業と合意書を締結し本来であればパッケージの印刷ミスや箱崩れにより廃棄を余儀なくされた食品を無償で提供を受け、支援を必要とされている団体に配布しています。</p> <p>事業所から発生する食品廃棄物の削減を目的とした長期保存冷蔵庫購入助成金制度を継続するほか、「<u>おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度</u>」や「<u>3010運動</u>」など、引き続き食品ロス削減に係る啓発活動に取り組んでまいります。</p>	
泉南市（清掃課）	※従前と変わらず
<p>引き続き食品ロス削減に向け、広報紙やウェブサイト、小学校での出前授業やイベント等、様々な機会を通じて「パートナーシップ事業者・3010運動・食べきり・持ち帰り」等の促進や啓発に取り組めます。また、「<u>廃棄される農作物・特産品の有効活用策</u>」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。</p>	
阪南市（資源対策課）	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減対策として、市ウェブサイト「食品ロス削減の取り組み」のページを設け「<u>おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度</u>」並びに「<u>食品ロス削減レシピ</u>」を活用した啓発を行うとともに、市内小学校4年生を対象とした「<u>できることからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール</u>」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取り組みを推進しています。</p> <p>今後も、市民の皆さんが取り組めるような「<u>食べきりレシピ</u>」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、「<u>3010運動</u>」や「<u>食べきり</u>」、「<u>持ち帰り</u>」の継続的な促進を図ってまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減については、広報等により家庭での普及活動を行っているところです。また、事業所を含めての本町の取り組みについては、田尻町廃棄物処理基本計画の今後の見直しの中で検討していく予定であります。さらに、農作物の破棄に伴う有効活用においても、農業所管部署との情報共有等を行ってまいります。</p>	

熊取町（環境課）	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減における本町の取組みについては、第3期熊取町一般廃棄物処理基本計画（令和6年3月策定）や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施していく。</p> <p><b>【主な取組】</b></p> <p>外食産業をはじめとする食品関連事業者への積極的な働きかけについては、令和3年度に食べ残しの持ち帰り容器提供やマイ容器持参の認可、小盛り対応等の取組みに協力可能な飲食店を登録する「熊取町m o t t E C O食べきり協力店制度」を創設し、町内各店舗に赴き登録の協力を呼びかけ、約30店舗の協力可能店に「m o t t E C O」ステッカーや啓発ポスター等を配布するとともに大阪府ほかさんマップへの登録についても協力を依頼した。</p> <p>さらなる事業者登録の募集や住民への「m o t t E C O」協力店等の周知啓発については、広報紙や町ホームページに加え、令和5年12月4日公開の脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」において、外食が増加すると想定される年末年始など効果的な時期に3010運動等についての啓発活動を実施し、「食べきり」の促進や「持ち帰り」を基本とする環境整備に努めている。今年度の環境フェスティバルにおいては「熊取町m o t t E C O食べきり協力店制度」をはじめ、ごみの削減に関する取組み内容の周知啓発を図った。また、破棄される農産物の有効活用については、今後、先行事例を参考に調査、研究していきたい。</p> <p><b>【その他の取組】</b></p> <p>① 「毎週月曜日は“食べマンデー”」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページ、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」への啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示やチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進している。</li> </ul> <p>② 「冷蔵庫スッキリ！レシピ」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷蔵庫スッキリ！レシピ」を熊取町食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、広報、ホームページ、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」等で公開している。なお、一部のレシピは、ホームページに動画もつけて、よりわかりやすい形で情報発信している。</li> </ul> <p>③ 食品残渣分析調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年2月に環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、食品残渣分析調査を実施済みである。これにより明らかになった本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合などの調査結果をホームページに掲載した。</li> <li>・上記調査時に撮影した、まだ食べられるのに捨てられている農作物や食品残渣の実態写真を用いたポスターを公共施設や各小中学校で掲示し、周知啓発を行っている。</li> </ul> <p>以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>食品ロス削減に向けて、住民や事業者に対する理解と取り組みを推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

## (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。

特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

(回答)

<b>貝塚市</b> （廃棄物対策課）	※従前と変わらず
大阪府や近隣市町の動向を注視し、フードバンクをはじめとする民間団体やNPO法人などとの連携及び本市の教育委員会や関係部局との連携も含め、今後の取り組みのあり方について、研究をしています。	
<b>泉佐野市</b> （地域共生推進課）	※従前と変わらず
大阪いずみ市民生活協同組合様と締結した「食糧等分配支援事業に関する協定書」に基づき、「こども食堂」及び「生活困窮者等の保護と自立の促進を図る事業」を対象として、生協様の宅配事業での入荷した食品のうち使用されなかった安全な食糧を無償で提供いただいております。 また、食料品・日用品の支援を必要とする人が、無償で提供される食料品・日用品を設置された冷蔵庫に取りに行ける「コミュニティフリッジ」を実施する市内NPO法人に対して、泉佐野市立社会福祉センターの敷地内の土地を使用料無償で提供し、事業運営の支援を行っております。	
<b>泉南市</b> （清掃課）	※従前と変わらず
本課において自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンク活動を行っているところです。 加えて、清掃課において廃棄食料をフードバンク活動に活用する構想があり、現在清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンク活動に活用するための準備を進めているところです。 本市にてフードバンク活動を行っている事業者が前述の委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。 また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組めます。	
<b>阪南市</b> （資源対策課、生活支援課）	※従前と変わらず
平成29年10月に、フードバンク事業を実施している大阪いずみ市民生活協同組合と阪南市において、食材を無料で提供していただける要援護者食糧等分配支援事業に関する協定を締結し、職員が定期的に生協の物流センターに食料品を頂くため直接運搬し、その後市で保管することで、迅速な対応が可能となっています。また、阪南市社会福祉協議会においても、令和元年7月に、同生活協同組合と協定を締結し、市内の子ども食堂の食材及び生活困窮者への支援として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して、定期的に生協の物流センターへ食料品を頂きに行っています。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
現在、本町内においては、フードバンク活動団体はありません。	
<b>熊取町</b> （環境課）	※下線部追加
本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より役場、ふれあいセンター、公民館、図書館、体育館、煉瓦館、駅下にぎわい館の町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を月に一度、町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ提供し、支援しているところである。 今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を念頭に、ごみダイエットの推進とともに食品ロス削減について、町内イベントや広報、ホームページや特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」などを通じて社会的認知を高めるための普及啓発等に努めていく。 なお、フードバンク活動団体の運営費、人手、設備等については、自立した活動をしていただくことが重要と考えており、日頃の連携体制の中で町としてできることを今後検討していく。加えて、本町が実施しているフードドライブについては、広報やホームページをはじめ、毎年、町内小学校4年生に環境教育セミナーを実施しており、その中で周知啓発に努めている。 また、本町が実施しているフードドライブについては、賞味期限を2ヶ月以上で常温保存のものを取扱い記録も行うなど「フードバンクガイドライン」にあるように安全で透明性のある信頼性の高い取組をできる範囲で行っているところである。	

岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
住民や事業者の取り組み等を推進するため、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や「フードバンクガイドライン」の活用等について検討してまいります。	

### (3) 消費者教育の展開について(カスタマーハラスメント対策)

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、人事課、福祉総務課）	※下線部追加
顧客が理不尽な要求をするカスタマーハラスメントが社会問題化していることから、国、大阪府、貝塚商工会議所と連携し、市内の事業者に対し抑止・撲滅について周知啓発してまいります。職員に対しては、住民サービスの向上と、業務の適正化を図ることを目的としてハラスメント対策マニュアルを策定し、当該マニュアルに従って接遇研修などに取り組んでまいります。	
条例制定につきましては、広域的な展開が必要であり、国や大阪府が主導することが適当であることから、現時点で防止条例を制定する予定はございません。	
また、ホームページでの発信や、消費者問題に関する講演会を開催するなど、消費者の知識を高め、情報を得る機会を提供し、消費者教育の推進に取り組んでまいります。	
泉佐野市（まちの活性課）	※従前と変わらず
消費生活センターを中核として相談業務・啓発の充実をはかり、消費者教育の一環として悪質クレームの抑止・撲滅等を推進するため、高齢者から子どもまであらゆる世代の消費者へ適切な情報提供や注意喚起を促すよう取り組んでまいります。	
泉南市（産業振興課、総務課）	※下線部追加
消費者庁が唱える消費者教育について、啓発冊子等を活用しながら普及・啓発に努めます。	
市民サービスの向上および職員の通話対応の品質向上などを目的として通話録音システムを導入しています。導入効果として、職員への暴言等が減少していると感じています。	
阪南市（危機管理課、生活環境課）	※下線部追加
2025年6月に改正労働施策総合推進法が成立し、2026年10月1日からは全ての企業を対象にカスタマーハラスメント（カスハラ）対策が法律で義務化され、企業、個人事業主、自治体の事業者は従業員をカスハラから守るため相談体制の整備など適切な対策を講じる必要があります。	
本市ではカスハラ対策を講じるため、昨年度、全職員を対象に職員アンケートの実施と不当要求対策研修を行い、窓口や電話等における不当要求やカスハラ事案への初動対応力の向上を図りました。	
さらに今年度中にカスタマーハラスメント対策ガイドライン及びマニュアルを策定し、職員が適切かつ毅然に対応できる体制整備を進めることとしています。	
ご要望の条例制定については国・大阪府の動向、実効性、地域の実情、既存制度との整合性を総合的に勘案し、まずはガイドラインの運用と効果検証を行ったうえで、その結果や課題を整理し、必要な制度的対応（要綱・指針の拡充や条例の必要性の有無を含む）を段階的に検討します。	
カスタマーハラスメント（カスハラ）対策については、国において、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、カスハラ対策が事業主に義務付けられることになりました。	
消費者庁においては、カスハラに対する共通認識を持ち、その発生を防止するため消費者向けに「ぼのぼのと考えよう カスハラってなんのこと？」を作成し、普及啓発を図っています。本市においても、こられる啓発冊子の活用を進めていきます。また、大阪府等の動向を踏まえ、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。	

田尻町	※従前と変わらず
<p>悪質クレーム対策や消費者教育については、一般消費者も互いの立場を尊重し合う社会を構築する事が求められており、今後も国や大阪府、関係団体と連携して情報収集するとともに、町広報等による啓発活動等を実施してまいります。</p>	
熊取町（産業振興課）	※従前と変わらず
<p>本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置しておりますが、一部の消費者による、一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質なクレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅の推進については、消費者教育の充実の一環として検討してまいります。</p> <p>また、条例の制定については、他市町村の状況も確認しながら、研究してまいりたいと考えております。</p>	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p>カスタマーハラスメントの防止に向け、関係機関と連携を取りながら環境整備に努めてまいります。</p> <p>また、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させるため、町広報誌やホームページ等を利用した啓発活動を進めてまいります。</p>	

#### (4) 消費者教育の展開について(若年層対策・公共交通対策)

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

(回答)

貝塚市（福祉総務課、都市計画課、学校教育課）	※下線部追加
<p>本市の小中学校においては、6年生を対象とした租税教室を毎年実施しているほか、家庭科や社会科において契約やインターネット取引、金融に関する学習を行うなど、発達段階に応じた消費者教育を進めています。中学校では、リボ払い・クレジットカードなどの身近な金融サービスやSNS利用に伴うリスクについても学習しており、校外学習などにおいて計画的な金銭管理を体験する取組も行われています。</p> <p>さらに、本市では、毎年4月に市内の大学、高等学校などの新入学生に対して、消費者問題に関する学生向けパンフレットなどを配布し、啓発活動に努めています。今後も関係機関と連携しながら、若年層の消費者教育の充実に努めてまいります。</p> <p>公共交通機関におけるマナー・モラルにつきましては、交通事業者と連携し、公共交通の安全安心な利用のため、引き続き利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発に努めてまいります。また本市では、公共交通機関での暴力行為などの迷惑行為の防止に対する啓発について、貝塚警察署と密接に連携し、市民への啓発に努めています。</p> <p>なお、防犯カメラの設置や警備員の配置をはじめとする交通事業者が行う駅構内や車内での防犯体制の強化は、事業者負担で行うべきものでありますことから、本市が支援措置する考えはございません。また、大阪府消費者保護条例に基づく大阪府消費者保護審議会に対し、本市から労働団体の参画を求める予定はございません。本市が財政支援を行う考えもございません。</p>	
泉佐野市（自治振興課、まちの活性課）	※下線部変更
<p>公共交通機関でのトラブル防止対策として、大阪府警察鉄道警察隊からの依頼を受け、市の広報誌に「列車内ちかん被害相談」の窓口を掲載しました。また、安心・安全なまちづくりの観点から、駅周辺を含む市内各所へ防犯カメラを設置し運用しているところです。</p>	

しかしながら、駅構内や車内の巡回・監視となりますと、市の介入は難しいと考えておりますので、事業者様へ要望をお願いいたします。

本市は消費生活センターを設置し、消費生活における悪徳商法などの被害防止と生活の安全確保に取り組んでいます。また、市民を対象に各種の情報提供や消費者教育講座を実施しています。

情報提供の具体的な取り組みとしては、市内の20箇所ほどの、公共施設だけではなく、商業施設にもご協力をいただきパンフレットラックを設置しており、そこにさまざまなパンフレットを配架し入れ替えを行っています。さらに、毎月1回、消費生活に関する内容をLINEを通じて注意喚起を行い、広報いずみさのに毎号、啓発記事を掲載しています。

また、消費者教育講座の取り組みとしては、消費生活相談員が講師になって実施する出前講座を行っています。

成年年齢の引き下げにかかる取り組みとしては、前述の取り組みに成年年齢の引き下げや若年層のITトラブルについて盛り込むとともに、市内の教育現場に支援を含めた情報提供を行っています。

**泉南市（産業振興課、ふるさと戦略課、秘書人事課）** ※下線部追加

成年年齢引下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引き続き、関係機関と連携し、情報発信等を図り、消費者教育の推進に努めます。

市内の防犯活動に関する啓発は、警察機関や地域社会との連携を強化し、広報紙やウェブサイト、SNSなど、様々な機会を活用して行なっています。また、公共交通機関の事業者による独自の防犯対策とも情報共有を積極的に進めます。引き続き、市民の防犯意識の向上を図り、各種犯罪の防止に向けた取組を推進します。

警察機関をはじめとする関係機関や地域との連携をとりながら、官公庁連絡会等あらゆる機会を通じて公共交通機関のトラブルや迷惑行為と事業者が独自に行う施策について積極的な情報共有を行います。

**阪南市（生活環境課）** ※下線部追加

消費者教育、特に若年層への消費者行動の啓発については、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の媒体を活用し啓発活動に取り組むとともに、若年者を対象とした教材の活用について教育現場と情報共有を図ってまいります。

公共交通機関の安心・安全な利用については、阪南市、警察、鉄道事業者を含んだ事業者、民間団体などで構成される「阪南市安全なまちづくり推進協議会」が設置され、各種意見交換などを行い、安全なまちづくりを進めています。

また、泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っております。さらに、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生の抑制に努めています。今後とも、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。

**田尻町** ※下線部追加

成年年齢が引き下げられたことにより、若者に対する消費者教育の重要性が増しており、国や大阪府、学校関係者とも連携して情報提供に努めて参ります。また、公共交通機関におけるマナー向上については、様々な情報を収集し、沿線自治体等と連携して対応してまいります。

**熊取町（産業振興課、道路公園課）** ※下線部追加

若年層を対象にした消費者教育としては、5月の消費者月間などに実施する一般向けの講座や連続の消費生活ミニ講座に加え、子どもの頃から消費者意識を身につけるきっかけとして取り組んでいる小中学校への出前講座を実施しています。

さらに、希望に応じて、児童・保護者を対象とした講演会や地域・大学等での出前講座を実施するなど、引き続き消費者教育や啓発に努めてまいります。

「消費者保護審議会」については、現在の相談内容は福祉分野にも関係することが多いことから、地域共生ネットワーク会議（重層的支援体制）に参画し連携を図っていますが、当該審議会については、他の自治体の事例の調査研究を行い、検討を行ってまいりたいと考えております。

一方、公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んでまいります。

岬町（しあわせ創造部、教育委員会）	※従前と変わらず
<p>本町立小中学校では、若者に多い消費者トラブルの未然防止や将来にわたって必要な金銭教育に関する事等、授業の一環として取り組んでおります。家庭でも消費者教育を学べる教材作成等の対策については、引き続き対策に向け検討してまいります。</p> <p>公共交通機関においては、本町内の主要駅の駐輪場には、高齢者を狙ったひったくりなどの街頭犯罪や自転車窃盗などを抑止するため防犯カメラを設置し、町内を運行するコミュニティバス車内へドライブレコーダーを設置しております。今後とも管轄警察署と連携し、犯罪抑止に向けた啓発やパトロールの強化をはじめ、主要駅への巡回についても協議、検討してまいります。</p>	

**(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について**

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

(回答)

貝塚市（危機管理課、福祉総務課）	※下線部追加
<p>本市では、消費者庁や警察、国民生活センターが発信する情報などから、特殊詐欺の新たな手口や形態について把握した場合には、広報及びホームページに記事を掲載するとともに、公共施設にパンフレットなどを配架し、消費者への情報提供、注意喚起を行っています。</p> <p>令和7年3月に大阪府安全なまちづくり条例が改正されたことを受け、<u>広報への掲載、大阪府作成のチラシ・ポスターを配布・掲示しました。</u>さらに、警察とともに市内の銀行・郵便局の計9箇所でのチラシやうちわを配布し、<u>改正内容の周知啓発と注意喚起を行いました。</u>また、警察と連携し、年金支給日にあわせ、チラシの配布など街頭啓発活動にも取り組んでいます。</p> <p><u>周知啓発方法につきましては、市民の方により分かりやすい内容となるよう取り組んでまいります。</u></p>	
泉佐野市（自治振興課）	※下線部追加
<p>特殊詐欺の被害防止対策としまして、啓発ポスターの掲示やチラシ等を配布するとともに、青色防犯パトロール車両により市内全域の巡回時において、啓発アナウンスを行っております。今年度も特に高齢者を狙った還付金詐欺が多発しており、新たな手口への注意喚起アナウンスを継続的に行っております。</p> <p>また、大阪府安全なまちづくり条例の改正を受けて、<u>青色防犯パトロール車両巡回時にさらなる無人ATMの警戒を引き続き実施しております。</u></p> <p>さらに、特殊詐欺に係る広報啓発及び注意喚起等を連携して実施するために、本市、泉佐野警察署、防犯協議会、事業所防犯協会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、泉佐野市町会連合会、泉佐野商工会議所、大阪タオル工業組合で、特殊詐欺被害防止対策協定を締結しております。また、平成29年に迷惑電話防止装置300台を購入し、65歳以上の市民に無償貸し出しを継続して実施しており、振り込め詐欺などの被害防止対策を講じております。</p>	
泉南市（産業振興課、生活福祉課、長寿社会推進課）	※従前と変わらず
<p>特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止について、チラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。</p> <p>詐欺被害については、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。</p> <p>65歳以上の市内在住高齢者を対象に、振り込め詐欺や還付金詐欺のような電話機を用いた特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、自動通話録音装置の無償貸し出しを行っています。また、高齢者に向けて、警察と連携しながら啓発チラシ等を活用し注意喚起を行い、市の広報紙やウェブサイト、民生委員等を通して自動通話録音装置の無料貸与の促進を図り、高齢者の特殊詐欺の被害予防に努めます。</p>	

阪南市（生活環境課）	※下線部追加
<p>大阪府内の特殊詐欺被害は危機的状況にあり、大阪府においては、大阪府安全なまちづくり条例が改正され、高齢者が通話しながらのATMの操作を禁止することや特殊詐欺の被害のおそれがある場合、金融機関による通報等義務化などが規定されました。</p> <p>しかしながら、依然として、被害が発生しているため、広報誌や市ウェブサイト、SNS等を活用し、詐欺の手口等について紹介するとともに、注意喚起の強化に努めています。</p> <p>また、防犯パトロールの際に、大阪府安全なまちづくり大使の西川きよしさんの音声を流して、被害の未然防止に努めています。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>消費生活に係る被害防止対策については、警察や関係機関と連携し、広報やホームページでの啓発に加えて、SNSを活用した注意喚起や啓発物品等による啓発も行っています。防犯に関するイベントの実施など、被害防止に向けた取組みを進めてまいりました。また、消費生活相談については、相談員が国や大阪府、関係機関と連携することで、引き続き本町に適した消費者施策を研究し、効果的に取組めるよう努めてまいります。</p>	
熊取町（自治・防災課）	※下線部追加
<p>住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。</p> <p>また、令和6年度には、固定電話に取り付けるタイプの特殊詐欺対策機器を高齢者に貸与するとともに、大阪弁護士会及び泉佐野警察署と連携して町民講座を開催するなど、特殊詐欺被害の防止対策の強化に努めており、引き続き特殊詐欺対策機器の貸与を行うなど、犯罪の未然防止に向けた取組みを進めてまいります。</p> <p>さらに、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、条例の実効性を高めるために広報・ホームページでの周知啓発を図るほか、自治会へのチラシの配布、町施設でのポスター掲示や啓発物の設置なども行っております。</p> <p>今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。</p>	
岬町（まちづくり戦略室、都市整備部）	※下線部追加
<p>本町では従来より、町内で特殊詐欺の情報があつた場合、泉南警察署との協定に基づき、防災行政無線等において情報提供及び注意喚起を行っています。また、注意喚起ティッシュの配布や、町公式SNSを使用した啓発活動などにより被害の未然防止に努めています。</p> <p>なお、令和7年度事業としまして、大阪府及び大阪府警察本部の協力を得て、自治区長及び防犯委員を対象に、身の回りで起こる犯罪の知識を深め、自分や家族を守り、被害の防止や、被害を最小限にすることを目的とした「岬町防災防犯講演会」を実施し、大阪府による「大阪府安全なまちづくり条例の一部改正について」の講演や、大阪府警本部による劇「STOP 特殊詐欺」の上演などを通じて、住民が特殊詐欺等の犯行の手口を知り、被害に遭わないよう防犯意識の向上を図るなど、特に力を入れて取り組みました。</p> <p>今後も、引き続き関係部局と連携を図り、特殊詐欺に関する情報共有を迅速に行うことで未然防止対策に努めるとともに、町広報誌や町ホームページを活用した啓発活動を進めてまいります。</p>	

#### (6)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

(回答)

貝塚市（公共施設マネジメント室、産業戦略課、環境衛生課）	※下線部追加
<p>本市では、市域全体の取組みとして、令和5年度に新たに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、併せて令和6年3月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。行政のみならず市民や事業者も対象として、温室効果ガス削減を促進していくこととしています。引き続き、大阪府とも連携し、2050年カーボンニュートラルな社会の実現を目指し取り組んでまいります。</p>	
<p><u>地域脱炭素推進交付金の活用につきましては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において脱炭素先行地域を定めていないことから、現在のところ活用の予定はございません。</u></p>	
<p><u>国産の再生可能エネルギー設備の活用につきましては、今後の導入を検討するにあたり、国や大阪府などから発信される情報を注視してまいります。</u></p>	
<p>大阪府地球温暖化対策実行計画に示す取組みにつきましては、今後も大阪府と連携して、市民や事業者への啓発に努めてまいります。グリーン成長戦略に関する取組みにつきましては、企業は脱炭素社会の実現と経済成長の両立を推進するという極めて重要な役割を担っていることから、貝塚商工会議所などの関係機関と連携し、情報収集及び情報共有に努めるとともに、国や大阪府の制度や計画を踏まえ、必要に応じ支援を検討してまいります。</p>	
泉佐野市（環境衛生課）	※下線部追加
<p>本市におきましては、令和3年9月に、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、「泉佐野市気候非常事態宣言」を行い、令和5年3月に「泉佐野市再生可能エネルギー導入計画」、令和7年3月に「泉佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を行いました。</p>	
<p><u>環境省「地域脱炭素推進交付金」については、申請していますが令和6、7年度と不採択という状況であり、引き続き、最新情報を確認していきます。公共施設への太陽光パネル設置は実施済みですが、ペロブスカイト等の最新技術についても、他の導入状況を確認しながら検討していきます。</u>今後も大阪府、産業界とも取り組み状況の情報共有を図りながら地球温暖化対策の推進に努めてまいります。</p>	
泉南市（環境整備課）	※従前と変わらず
<p>「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取組に努めます。「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主な取組の進捗や支援内容について市民・事業者への周知に努めます。「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、各方面からのニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。</p>	
阪南市（生活環境課）	※下線部追加
<p>本市では、令和3年2月「阪南市ゼロカーボンシティ宣言」において、市民・事業者等と一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しています。</p>	
<p><u>阪南市として、はんなん浄化センターMIZUTAMA館において、太陽光発電設備を設置するとともに、図書館などの主要施設の照明や道路照明のLED化を進めています。</u></p>	
<p>このような阪南市が行う事務事業により排出される温室効果ガスの削減施策を進めることはもとより、市民・市域の事業所に対しては、脱炭素に向けた国・大阪府の支援事業を含め、広く情報発信に努めてまいります。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>2023年3月に策定した「田尻町ゼロカーボン宣言」に基づき、行政と地域が一体となって脱炭素化に取り組んでいるところです。<u>また、「田尻町地球温暖化対策実行計画」による実績報告や当該計画の見直しを進めております。</u>公共施設においては、照明器具のLED化工事を含めた改修を実施し、他の施設も引き続き省エネ化を推進してまいります。また、住民に対しては、広報を通じて脱炭素化の取組の啓発を行っております。今後、事業者も含めた地域全体での取組について、おおさかスマートエネルギー協議会に参加する形で、大阪府や府内市町村の動向を参考にしながら検討してまいります。</p>	

熊取町（環境課）	※下線部追加
<p>本町においては、既に令和2年5月25日付け「熊取町気候非常事態宣言」の中で、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組む」ことを表明、令和5年3月に2050年カーボンニュートラルの実現を目指した熊取町再生可能エネルギー導入戦略、地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の策定、同計画の「事務事業編」の改定を行ったところである。なお、この計画の中で、これまでの取り組みの進捗状況や取組内容については、明らかにしているところである。</p> <p>また、大阪府が取り組む項目については、事業者向けでは「太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業」や「中小事業者LED照明導入促進補助金」等、住民向けでは、「太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入支援事業」、「ZEH宿泊体験」、「ゼロエミッション者体験」について、必要に応じ関係各課や関係機関に情報提供している。また、公共施設窓口での各種チラシの配架に加え、広報やホームページ、公式ライン等で普及啓発をしている。</p> <p>令和5年度については、さらなる大阪府との連携を強化するため、脱炭素特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」を立ち上げ、大阪府や国の支援事業及び町の実行計画の進捗状況や取組内容等について、広く情報発信しているところである。</p> <p>また、当該特設サイトでは、脱炭素に向けた住民のアイデアや事業者の取り組みを募集、掲載しており、今後、そのアイデアや取り組みを共有することで身近な問題として、一人一人の意識の向上につなげるとともに<u>住民、事業者の意識と行動変容の促進を図っているところである。</u></p> <p>さらに、令和6年度には、大阪府をはじめ環境省や経済産業省の担当者をお招きし、町内中小事業者向けに脱炭素社会への補助金事業等の取り組み支援策に係る事業者説明会を開催し、広く周知することで事業の活用及び行動変容の促進を図った。</p> <p><u>今後においても、地元事業者に向けた脱炭素社会への補助金事業等の事業者説明会等の開催や地元事業者の取組推進状況やニーズの実態把握など広く共有できる機会の創出を検討していく。</u></p>	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減をさらに推進していくとともに、「岬町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で示した取り組み項目について、大阪府をはじめ関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</p>	

#### (7) 再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

(回答)

貝塚市（環境衛生課）	※従前と変わらず
<p>本市では現在、蓄電地を併設する住宅太陽光発電システムなどの設置を促進するために、住宅省エネルギー設備設置費補助事業を実施し、市内の住宅への再生可能エネルギーなどの設置を促進しているところだ。</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進に関する条例につきましては、制定する考えはございませんが、引き続き大阪府と連携して、導入促進の啓発に努めるとともに、設備に関する技術開発などの支援の仕組みについて、今後、国や大阪府の動向を注視してまいります。</p>	
泉佐野市（環境衛生課）	※下線部追加
<p>再生可能エネルギーの導入支援措置については、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置補助、自家消費向け太陽光発電システム及び蓄電池設置費補助を実施していますので、引き続き、導入促進を実施していきます。<u>地域単位でのエネルギー最適化については、泉佐野電力、大阪府等と連携し、どのような支援制度が可能か検討していきます。</u></p>	

泉南市（環境整備課）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。	
阪南市（生活環境課）	※下線部追加
再生エネルギーの導入については、国の補助金等を最大限活用するために情報収集に努めるとともに、再生可能エネルギー導入を促進する国・大阪府などの支援事業を含め、広く情報を発信してまいります。また、スマートグリッド、いわゆる「次世代送配電網」は、ICTを活用して最適化された電力網のことですが、電力会社の供給側、市民・事業所などの需要側、双方の支援に向けて、調査・研究を重ねていきます。	
田尻町	※従前と変わらず
本町においては、現時点では再生可能エネルギー関係の条例及び補助制度はありません。今後、大阪府や他市町村の先進事例を参考にしながら、本町に適した施策について検討してまいります。公共施設を含めた地域全体での再生可能エネルギー導入については、地域の脱炭素化の観点より研究検討してまいります。	
熊取町（環境課）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進にあたっての事業所向け調査コスト・開発リスクに対する各種補助金などの支援については、大阪府はじめ環境省や経済産業省等において様々な補助金事業が展開されている。また、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発やスマートグリッドの構築を支援するしくみを構築することについては、町単独で対応は困難であり、それらについては国、府等が対応すべき問題であると考えている。	
岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
再生可能エネルギーの導入促進に向けて、再生可能エネルギーを効率的に利用するため、大阪府をはじめ関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。	

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

(回答)

貝塚市（人権政策課、高齢介護課、障害福祉課、都市計画課、学校教育課）	※下線部追加
本市の主要5駅（南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR東貝塚駅、JR和泉橋本駅、水間鉄道貝塚駅）につきましては、鉄道事業者に対して財政支援を行い、既にバリアフリー化が完了していますが、これら設備の維持管理・更新費用や設置後の補修などに対する財政支援につきましては、鉄道駅バリアフリー料金制度における対象費用に維持更新費も含まれていることから考えておりません。	
コミュニティバスにつきましては、すべての車両がノンステップバスであり、車いすでの乗降に対応しています。今後は、高齢者や障害者を含む多様な住民意向を反映した地域公共交通計画に基づき、バス停の整備など環境改善を図ってまいります。	

また、心のバリアフリーへの取組みにつきましては、様々な属性の方への理解促進を目的とした講演会、セミナーなどを実施しているところです。

とりわけ、交通バリアフリーの整備促進につきましては、人と人が支え合える社会を実現するために、学校教育の果たす役割は大きいと考えています。よって、小・中学校においては、高齢者や障害のある方への理解を深めるため、人権教育の一環として、体験的な活動も取り入れた障害理解学習に取り組んでいます。

例えば、車椅子の操作体験や視覚障害者の方との交流活動を通じて、子どもたちが相手の立場に立って考える力を育てています。また、講演会や地域の方々との交流活動を実施することで、支え合いの大切さを学ぶ機会を設けています。

今後こうした取組みを通じて、市民及び企業への啓発と合理的配慮などの周知を進めることで心のバリアフリーを推進し、地域全体が相互に協力し合える環境づくりに努めてまいります。

#### 泉佐野市（都市計画課、道路公園課）

※下線部追加

バリアフリー法に基づく基本方針におきまして、障害者の自立や社会参画を促す「ノーマライゼーション」の観点から、国のみならず、地方公共団体においても鉄道事業者の設備投資に対して支援を行うことが重要である、とされています。

これらの観点から平成 20 年度に「泉佐野市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備補助金交付要綱」を定めており、この要綱により鉄道事業者に対して事業費を補助することで、障害のある人や高齢者等の社会参加の促進と福祉のまちづくりの推進を図っております。

具体的には、平成 21～23 年度にかけて「JR 日根野駅」、平成 25 年度には「南海羽倉崎駅」、平成 27 年度には「りんくうタウン駅」、平成 29 年度には「南海鶴原駅」、平成 30～令和元年度には「南海井原里駅」のバリアフリー化に対しての補助を行っており、関西国際空港駅、りんくうタウン駅、泉佐野駅、羽倉崎駅、日根野駅、鶴原駅及び井原里駅につきましては、一定の整備が完了したところであります。

鉄道駅舎のバリアフリー化につきましては、平成 23 年 3 月 31 日のバリアフリー法に基づく基本方針の改正により、1 日当りの乗降客数が 3,000 人以上の駅を平成 32 年度までに原則として全てバリアフリー化することとされており、「井原里駅」バリアフリー化完成により、本市では 1 日当りの乗降客数 3,000 人以上の駅のバリアフリー化が完了しました。

本市における残る鉄道駅舎は、乗降客数 3,000 人未満の「JR 東佐野駅」、「JR 長滝駅」の 2 駅となりますが、「JR 東佐野駅」については、令和 4 年度より JR 西日本とバリアフリー化の対応について協議を開始し、令和 7 年度より 3 ケ年度事業として 事業費の全額を泉佐野市が負担し JR 西日本が施設整備を施行する 駅施設のバリアフリー整備に関する協定書を締結し、施設整備事業に着手しています。

バリアフリー化の内容としましては、駅利用者の利便性の観点から、市が駅前に整備しましたロータリーへの送迎車両の車付けを想定し、現在の改札口の改修やホームへのアクセススロープの整備に加え、上り・下りホームが高架橋により連結されていることから、双方のホームに高架橋へ連結するエレベーターを設置する施設整備 計画を JR 西日本より伺っています。

令和 7 年度につきましては、既存駅舎の更新及び駅施設のバリアフリー化工事に向けた設計業務を JR 西日本が進めているところで、令和 8 年度も引き続き早期の施設整備に向け着実に取り組めます。

また、「JR 長滝駅」においては、現時点でバリアフリー化の用途は立っていないものの、今後、JR 西日本から要望があれば、施設整備費用の助成の検討等、積極的に対応してまいりたいと考えております。

なお、設置後のエレベーター施設等に係る 維持管理費用は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新費用に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。

誰もが安全・安心に利用できるバス停となるよう、要望が高い箇所から整備の検討を行いますが、既存の道路を改修する場合、構造上改修が難しい場合がありますのでご理解をお願いいたします。

また、高齢者や障害者への乗降にかかる介助者の育成・教育に対する支援制度創設については、国や近隣自治体などの動向を確認しながら検討を図ってまいります。

泉南市（都市政策課）	※下線部追加
<p>鉄道事業者の負担軽減と持続可能なバリアフリー整備のため、国に対し、<u>鉄道駅バリアフリー料金制度の新たな財政支援を創設することを、強く働きかけるとともに、泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱の改定に取り組みます。</u></p> <p>泉南市コミュニティバスにおいては既にノンステップバスを導入しており、今後利用しやすいバス停について検討します。</p> <p>また令和7年度、<u>樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想の見直し中であり、バリアフリー整備や高齢者や障害者への介助、教育等の「心のバリアフリー」を推進します。</u></p>	
阪南市（都市整備課、市民福祉課）	※従前と変わらず
<p>公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の3者で取り組んでおり、令和4年9月には尾崎駅東出口にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進しました。</p> <p>本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p> <p>新バリアフリー法や障害者差別解消法による合理的配慮として、交通事業者が乗降者の介助を行うだけでなく、多機関との連携や民間事業者や地域住民などの協力を得ながら、合理的配慮を推進し、「心のバリアフリー」への啓発を進めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>沿線駅である南海本線吉見ノ里駅は、エレベーターやエスカレーターを必要としない駅舎の構造となっていますが、バリアフリー化の促進と多様な利用者の利便性の向上、安全対策の充実を図るため、スロープの改修や多機能トイレの設置などのバリアフリー化設備整備工事を令和元年度に完了しています。これにつきましては、町からも負担金を拠出しています。設置後の補修等の財政的補助につきましては、今後の課題として大阪府、他市の状況を踏まえて検討してまいります。また、本町においては、令和元年度より隣接市との共同運行によるコミュニティバスの運行を開始しており、たくさんの町民に利用を頂いているところです。ノンステップバスや車いすでの乗降に対応したバス停整備及び心のバリアフリーの取り組みについては、今後、関係事業者等と連携を図りながら、協議、検討をしてまいります。</p>	
熊取町（道路公園課）	※従前と変わらず
<p>本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政支援措置は現在のところ考えておりません。</p> <p>町内循環バスについては、既にノンステップバスを導入しており、車いすでの乗降に対応したバス停については、現状把握に努め、交通事業者と連携しながら検討してまいります。</p> <p>また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、引き続き国・大阪府に働きかけて参ります。</p>	

## (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

(回答)

貝塚市（都市計画課）	※下線部追加
<p>ホームドア・可動式ホーム柵の設置に対する助成や補修に係る助成につきましては、<u>大阪府市長会</u>を通じ、国に対して、早期に整備などが行えるよう鉄道事業者に働きかけられるとともに、<u>鉄道駅のバリアフリー化が推進されるよう、鉄道事業者を対象とする各種補助制度への確実な予算の配分を要望しているところ</u>です。</p> <p>可動式ホーム柵に対する<u>固定資産税の軽減措置</u>にかかる制度改正につきましては、現在、本市において可動式ホーム柵を設置している鉄道駅がないことから、<u>国への働きかけは考えておりません。</u></p>	
泉佐野市（都市計画課）	※従前と変わらず
<p>ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことの重要性を認識しておりますが、車両扉の統一等の技術的困難性や投資費用等が課題となっております。</p> <p>このような状況のもと、国におきまして、新たなバリアフリー化の整備目標の達成に向けて令和3年5月に閣議決定されました第2次交通政策基本計画において示された方向性を踏まえた「鉄道駅バリアフリー料金制度」が令和3年12月に創設され、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備（設置、改良、更新、維持管理等）に充てられることとなった事に伴い、本市としましては鉄道事業者によるバリアフリー化等が加速するものと考えております。</p> <p>なお、設置後の施設等に係る維持管理費用等は、管理者負担が原則であることから助成は困難であると考えられますが、耐用年数を経過するなど老朽化した設備更新費用に対する助成につきましては、国や府へ財政的支援を働きかけてまいりたいと考えております。</p>	
泉南市（都市政策課）	※下線部追加
<p>鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。</p> <p>今後も鉄道事業者と密接に連携し、利用者の安全・安心な移動環境の整備に努めます。</p>	
阪南市（都市整備課、税務課）	※従前と変わらず
<p>鉄道駅の転落防止については国・事業者・市の3者で取り組んでおり、鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましても、大阪府市長会を通じて鉄道事業者に早期に整備等がおこなわれるよう要望しているところです。今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、公共交通機関のバリアフリー化に取り組んでまいります。</p> <p>可動式ホーム柵の固定資産税の軽減措置については、総務省からの通知に基づき適切に対応してまいります。今後も、国や大阪府からの動向を踏まえ、取り組んでまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>ホームドア等の設置、維持管理等につきましては、研究、検討し、必要に応じ鉄道事業者と協議してまいります。</p>	
熊取町（道路公園課）	※従前と変わらず
<p>本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、施設管理者が負担することになりますが、<u>財政措置等は現在のところ考えておりません。</u></p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>町財政は非常に厳しく、町独自での支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用した整備の促進に努めてまいります。また、設置後の補修についての助成につきましても、国・大阪府に働きかけて参ります。</p>	

### (3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。

さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、道路整備課）	※下線部追加
<p>運輸事業振興助成補助金につきましては、大阪府が実施しているものであり、市としましては貝塚商工会議所を通じて市内事業者への周知に努めています。</p> <p>また、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備の促進につきましては、現在、民間事業者に対し、開発区域内に設置する駐車場に関する協議を行う際には、必要に応じて集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの設置を要請しています。</p> <p>多目的利用空間の創出につきましては、本市が管理する市道の幅員に余裕がないため、集配や荷捌きのための多目的利用空間を整備する予定はありません。</p>	
泉佐野市（道路公園課）	※従前と変わらず
<p>本市におきましては、平成13年に「泉佐野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を制定し運用しているところで、開発行為時には、駐車台数の確保等について協議をおこなっているところです。主要な商業地域等へのパーキングエリア、貨物車専用駐車スペース、荷捌場の整備等につきましても検討してまいります。</p>	
泉南市（環境整備課、道路課）	※従前と変わらず
<p>運輸事業における集配荷捌き場を設け、交通渋滞緩和に努めることは運輸事業の一環であり市としてのサポートは困難と考えます。運輸車両による積み下ろし業務に基づく交通渋滞については泉南警察署と連携して指導を継続します。</p> <p>道路に求められるニーズの多様化について、国や府の方向性を踏まえながら多目的利用空間の創出の検討に努めます。</p>	
阪南市（道路公園課、都市整備課）	※下線部追加
<p>道路上での多目的利用が出来る空間の整備については、本市の道路幅員を勘案しますと、非常に困難な状況ではありますが、出来る範囲において大阪府や泉南警察署等の関係機関と連携を図り、安全対策等の整備について、検討してまいります。なお、交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、大阪府の事業となっております。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続き大阪府の動向について注視してまいります。また、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るための対策につきましては、本町における地理的状況や道路状況を勘案し、大阪府や関連事業者と連携し対応してまいります。</p>	
熊取町（道路公園課）	※従前と変わらず
<p>本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として検討してまいります。</p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
<p>貨物車専用駐車スペースや道路上での大型貨物・自動車運搬車両等の積み下ろし作業など、多目的利用ができる空間の創出について、事業者から相談があれば大阪府とも協議し検討してまいります。</p>	

#### (4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。

特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

(回答)

貝塚市（魅力づくり推進課、道路整備課）	※下線部追加
<p>自転車専用レーンの整備につきましては、自転車利用環境の整備に関する基本方針に基づき、自転車ネットワーク路線において青色の矢羽根を令和5年度より施工しており、交通状況を踏まえた整備を大阪府警察と連携しながら継続して実施してまいります。</p>	
<p>自転車や電動キックボードなどの運転者への法令遵守やマナーの向上につきましては、小中学校を対象に児童・生徒の発達段階を踏まえて自転車の交通安全教育を行い、交通ルールの遵守や危険運転をしないよう指導を行うなど、自転車交通安全指導内容の充実に努めるとともに、交通安全対策協議会における春秋の交通安全運動やキャンペーンなどを通じて、子どもから高齢者まで交通安全意識の向上を、今後とも図ってまいります。</p>	
<p><u>さらに、令和8年4月1日施行される自転車青切符制度につきましては、貝塚警察署と連携し、市民への啓発活動を強化してまいります。</u></p>	
<p>また、外国人観光客による交通ルール違反の防止に向けた取り組みとしましては、観光協会の補助事業として設置した市内のレンタサイクル事業者に対して、<u>大阪府警察が作製した多言語チラシなどを活用し、簡易講習や確認テストを導入するよう周知してまいります。</u></p>	
泉佐野市（道路公園課）	※下線部追加
<p>泉佐野市におきましては、一部の市道に矢羽根の路面標示を施工するなど自転車事故の防止を図っているところです。痛ましい事故を防ぐため、子どもたちを対象とした交通安全啓発をこども園・小学校で行なっているほか、春・秋の全国交通安全運動実施期間前には運転免許保有者を対象とした交通安全の啓発を行なっております。また、市内在住の中学生以下の子ども、および、65歳以上の高齢者を対象とし、自転車用ヘルメット購入金額の一部について泉佐野地域ポイント「さのぼ」にて助成を行い、自転車乗車時のヘルメット着用を促進しております。</p>	
<p><u>自転車の青切符制度については、市民の混乱や不安が生じないように、市のホームページや広報誌への掲載のほか、関係施設へのポスター掲示などにより周知の徹底を図ります。</u></p>	
<p>なお、インバウンド客等に向けた外国人の交通ルール等の理解促進については、警察庁や出入国在留管理庁作成のチラシ等を参考にしながら効果的な手法について検討してまいります。</p>	
泉南市（都市政策課、道路課、環境整備課）	※下線部追加
<p><u>泉南市自転車活用推進計画に基づき、道路管理者や交通管理者である警察と連携・協議しながら、ネットワークの位置付けや最適な整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在など）を検討し、整備を促進します。また、大阪府や隣接する自治体の自転車活用推進計画との整合も図りつつ、今後計画の見直しを進めます。</u></p>	
<p><u>歩道ラインの修繕については、緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討します。</u></p>	
<p>泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導委員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。</p>	
阪南市（生活環境課、道路公園課）	※下線部追加
<p><u>本市では、交通事故の絶滅を図り効果的な交通安全対策を実施することを目的に、警察などの関係団体などで構成される「阪南市交通事故をなくす運動推進協議会」（なくす協議会）を中心に、各種交通事故防止活動を実施しています。</u></p>	
<p><u>まず、電動キックボード等の新モビリティについては、今後も利用者の増加が見込まれ、警察も運転者への罰則を強化しており、本市としても「なくす協議会」を中心に各種啓発活動に取り組んでいきます。</u></p>	

<p>次に、<u>自転車の交通反則通告制度、青切符制度の導入に伴い、自転車利用者の厳罰化が2026年4月から実施されます。</u>自転車利用者へは各種広報媒体を利用し、厳罰化への周知を強化していきます。<u>自転車外国人観光客などへの対応として、多言語による普及・啓発も事例研究を進めてまいります。</u></p> <p>また、令和6年11月に、<u>交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進するため「阪南市自転車活用推進計画」を策定しました。</u>その計画を基に大阪府や泉南警察署等の関係期間と連携を図り、自転車通行帯の整備を進める予定です。</p>	
田尻町	※下線部追加
<p>自転車専用レーンなどの自転車通行空間の整備につきましては、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として取り組んでまいります。自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の運転者の法令遵守とマナー向上、2026年4月1日からの制度改正につきましては、<u>周知徹底を図るとともに、所轄警察署、関係機関と連携を図りながらした啓発活動の強化に取り組んでまいります。</u>また、外国人観光客による交通ルール違反の防止につきましても、所轄警察者と連携を図りながら必要に応じて対策を行ってまいります。</p>	
熊取町（道路公園課）	※下線部追加
<p>大阪府自転車条例が平成28年4月に施行されてから、本町においては、条例の内容等について、町広報紙及びホームページに掲載し、自転車マナーや自転車保険の加入等の啓発に努めており、<u>2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度についてもホームページに掲載し、周知に努めております。</u></p> <p>また、熊取町「交通事故をなくす運動」推進本部の事業活動の一環としまして、泉佐野警察と連携し、町内全小中学校において、自転車運転マナーを含めた交通安全教室を実施しています。</p> <p>なお、自転車レーンの整備については、本町における道路状況等を勘案し、関係機関と連携を図りながら今後の課題として検討してまいります。今後においても、引き続き泉佐野警察署と連携を図りながら、鋭意事故防止対策に取り組んでまいります。</p> <p>インバウンドを含めた外国人への交通ルール・マナーの理解促進のための、レンタル事業者等に対する多言語による交通ルール説明の義務づけについては、必要に応じ、関係機関と協議してまいります。</p>	
岬町（しあわせ創造部）	※下線部追加
<p><u>交通マナー向上に向け、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）運転者への法令遵守や、外国人観光客による交通ルール違反防止のため、関係機関と連携した啓発活動や手法等について検討してまいります。</u></p>	

#### (5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

(回答)

貝塚市（子育て支援課、道路整備課、学校教育課）	※下線部追加
<p>キッズ・ゾーンにつきましては、設置予定はありません。</p> <p>本市では、小学校区での通学路の安全対策に加え、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全確保の対策が必要なことから、通学路交通安全プログラムに基づき、本市、貝塚警察署、大阪府岸和田土木事務所、国土交通省大阪国道事務所、市内小・中学校、認定こども園などで構成する通学路安全推進会議において合同点検を毎年実施しています。<u>また、令和元年度に滋賀県大津市で起きた事故を踏まえ市内の通学路などにおいて緊急点検を実施し必要箇所に安全対策としてU字バリカを設置しています。</u></p>	

引き続き、対策箇所の把握に努めるとともに関係機関と連携を取り、抽出された対策箇所に優先順位を付け効率的、効果的な改善を行ってまいります。	
<b>泉佐野市</b> （子育て支援課）	※従前と変わらず
未就学児の集団移動経路（散歩の道等）の緊急安全点検を受け、民間園長会等で協議の結果、「キッズ・ゾーン」のモデル実施として1園を指定しています。その他、設定希望の園もあることから設置に向け、関係機関と調整し、事業実施に向け引き続き検討してまいります。	
<b>泉南市</b> （保育子ども課、指導課、道路課）	※下線部追加
例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しているため、関係機関と協議の上、キッズ・ゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けます。	
学校へ通学路における危険箇所の調査依頼を行い、内容を確認した上で、関連機関と連携を図りながら「通学路交通安全プログラム協議会」を開催しています。	
キッズ・ゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署ならびに地域団体と連携して努めます。	
<b>阪南市</b> （こども政策課、学校教育課、道路公園課）	※下線部追加
各学校におきましては、 <u>登下校時の安全も含めた交通安全教育について、社会科などの教科指導をはじめ、学級活動や集会等において交通安全の啓発や注意喚起を行うなどの方法により実施しています。</u> 今後におきましても、子どもたちの安全を確保するため、各校の実態や児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育に引き続き取り組んでまいります。	
市内の保育施設からは、「キッズ・ゾーン」設置に関する積極的な意向はありませんが、国から発出された「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部における安全管理の徹底について」に基づき、各施設に交通事故防止の注意喚起を行い、園外活動における安全管理の徹底に努めています。	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
田尻町の保育所の周辺道路は小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンを設置しており、キッズ・ゾーンの設置については必要に応じて対応を行なってまいります。これまでと同様に、関係団体と実施している合同点検を引き続き実施し、以前からの懸案対策箇所の選定や点検結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード及びソフト対策などの交通安全対策を継続して行なってまいります。	
また、法定外表示に該当する側帯線等については、計画的に引き直しを実施し、法定表示に該当する一時停止線、横断歩道などについては、所轄警察署に引き直しの要望などを今後も継続して行なってまいります。	
<b>熊取町</b> （道路公園課）	※従前と変わらず
キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。	
さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。	
令和3年1月からは、未就学児童の移動経路における安全確保に向けた効果的かつ効率的な取り組みを推進するため、通学路安全推進会議に、関係機関として、保育担当部局も参画するとともに、通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路も対象とし、大阪府、泉佐野警察署と連携して、安全対策について検討することとしております。	
また、路面標示については、定期的な道路パトロールの実施により、見えにくくなっているところは、順次更新を行い、府及び警察署所管分はそれぞれに情報提供のうえ対応を依頼しているところです。	

岬町（しあわせ創造部）	※従前と変わらず
<p>本町では、保育施設周辺道路には、安全ボランティアの協力により、児童の見守り、安全確保に努めていただいているところです。ガードレールの設置や電灯のLED化などの必要なメンテナンスについては、担当部局と連携しメンテナンスに努めてまいります。</p>	

**(6) 防災・減災対策の充実・徹底について ★重点項目**

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

貝塚市（公共施設マネジメント室、危機管理課、福祉総務課）
<p>防災における女性の視点は不可欠と考えており、地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルにおいては、避難所運営組織の運営に女性を3割以上配置することを目標に掲げるとともに、生理用品などの備蓄や避難所におけるプライバシーの確保など、女性が安心できる環境整備に努めているところです。</p> <p>次に、地域の防災リーダーの育成につきましては、自主防災組織活動助成金を活用した防災士の資格取得を勧めるとともに、女性の視点も重要であることから女性の方に防災士の資格を取得してもらえよう働きかけているところです。</p> <p>次に、避難行動要支援者名簿につきましては定期的に更新を行っています。また、引き続き高齢者や障害者など配慮が必要な方が避難できるよう福祉施設などと協定の締結を進めてまいります。</p> <p>次に、廃校となった小中学校を含めた指定避難所となっている体育館につきましては、耐震補強が完了しており適切な維持管理を行っているところです。</p> <p>次に、本市では各避難所にカセットボンベ発電機を配置しており、情報機器の充電にも使用可能となっています。また、住民に情報が届くよう防災行政無線や緊急速報メール、ホームページ、SNSなどの複数の手段を用いた情報伝達に加え、小中学校などの指定避難所には災害時でも通信が可能な特設公衆電話を設置するなど通信インフラの整備に努めているところです。</p>
泉佐野市（危機管理課）
<p>地域防災計画の修正や避難所運営マニュアルの策定を行い、各部課の災害時の役割分担を明確にして素早い初動体制を含めた災害対応が行えるようにしています。大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、備蓄物資（重点11品目）である生理用品の備蓄を行い、災害用トイレの備蓄につきましては、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄、仮設トイレ事業者との仮設トイレ設置協力に関する協定の締結に加えまして、下水道が整備されている避難所へのマンホールトイレの整備を進めるとともに、トイレトレーラーの導入及びトイレトレーラーの派遣要請及び派遣協力に関する協定を締結し自治体間の支援体制の構築にも努めています。</p> <p>防災士の資格取得につきましては、年に1回、年齢や性別を問わず市民を対象とした防災士育成研修を実施し、資格取得者に対するフォローアップ研修を実施するなど、地域の防災活動のリーダーを養成しています。</p>

また、令和元年度から3年度にかけて、避難所となる各小中学校の体育館に、非常用発電機を併設したLPガス空調設備を設置し、停電時の避難環境の向上に努めています。

医療提供体制につきましては、大阪府と連携し、体制強化に努めてまいります。

災害時に支援の必要な避難行動要支援者対策につきましては、平成24年4月に「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、「地域の絆づくり登録制度」を設けて、現在、約3,200の方に登録いただいております。これらの名簿は毎年度、更新を行い、本人の同意を得て各地域の自主防災組織へ提供し、災害時には当該名簿により避難支援を行うこととしております。今後とも、各地域で自主的な防災活動が展開されるように努め、災害時には当該名簿により避難等支援に活用されるよう取り組んでまいります。現在、市内には廃校となった小中学校はありませんが、今後もその把握に努め、廃校となる施設がある際には活用についての検討を進めます。

通信インフラの強化については、大規模災害により、一般インターネット網が途絶えた場合に備え、防災拠点となる市役所に衛星通信を利用したインターネット網を災害の状況に応じて構築できるような機材（スターリンク）を整備しています。加えて、地上の基地局を通さず、宇宙の通信衛星を経由して音声やデータ通信を行うことのできる衛星携帯電話も併せて整備し、通信障害が発生した際の代替手段としてIT技術の活用にも努めております。

#### 泉南市（危機管理課）

災害発生時の情報提供ツールとして、令和6年3月から運用を開始した泉南防災アプリは、市ウェブサイトやLINEとも連携し、情報発信の多重化と分かりやすい周知に努めています。また、防災無線の放送内容をスマートフォンで確認できる機能もあります。泉南防災アプリのダウンロード数は、令和7年10月末現在、6,000件を超えています。今後も、さらなる啓発とダウンロード数の増加を図ります。

避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和7年1月時点で8,600人、名簿登録者数は3,900人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や、備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため、参加者に提供する等しています。

防災士については、令和5年4月に本市において防災士の登録制度を開始し、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備しています。令和7年度は、新たに中学生の防災士登録がありました。

#### 阪南市（危機管理課、市民福祉課）

地域防災計画及び避難所運営マニュアルの見直しに際し、女性の参画を積極的に募り、ワーキンググループ等への女性委員の参画拡大を図ります。また、本市の地域防災計画で定める重要物資の備蓄目標量については、今年度の予算により備蓄物資保有率100%を達成する見込みであり、災害時に必要な物資を確実に届けられる体制を整えています。

さらに避難所となっている小中学校については、学校現場と連携して適切な維持管理を着実に進め、避難所としての機能を平時から確保できるよう引き続き努めてまいります。

避難行動要支援者名簿については、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めております。

本市の通信環境については、市内の公共施設・拠点を中心に高速・大容量通信が概ね確保されており、平時・災害時の情報連携に資する環境を維持しています。一方で、災害時の確実な情報伝達の観点からは、携帯電話・インターネット等の民間ネットワークだけでなく、固定系防災行政無線の信頼性を保つことが重要となります。そのため、本市では、防災行政無線の老朽機器について計画的な更新を進めており、近年では、指令室の操作卓やJアラート連携の自動起動装置等、更新が必要な機器の入れ替えを段階的に実施し、情報発信の安定性向上を図っているところです。

#### 田尻町

今年度より、防災の要である消防団に女性のみで構成する女性分団を創設しました。女性の意見をより多く取り入れることができるよう、綿密に連携してまいります。防災士養成研修を今後も継続し、女性防災士の育成に努めてまいります。情報伝達手段につきましては、移動系無線の更新時に見直し・拡充を検討してまいります。

#### 熊取町（自治・防災課、健康・いきいき高齢課、生活福祉課）

本町では、「地域防災計画」のほか、各小学校区などで避難所の開設・運営などの基本方針や役割などを定めた「避難所運営マニュアル」を作成しています。

一方、避難所については、女性の更衣や授乳などの利用に資する TENT を備え付けるとともに、大阪府と協力して指定避難所に女性用の簡易組み立て式トイレを配備するなど、女性の視点を取り入れた避難所生活の環境改善に努めています。

また、女性防災士の育成については、令和 5 年度に「女性防災士」の取得促進を目的とした防災士育成研修を開催し、令和 6 年度からは防災士フォローアップ研修を実施するなどの取り組みを行っています。さらに、避難所となる各小学校の体育館への空調整備事業を実施するなど環境整備に努めるとともに、災害発生時の医療体制は、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しております。災害時の体制については、泉佐野保健所管内健康危機管理関係機関連絡会議において関係機関と共に協議しております。また、感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。

また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

一方、各指定避難所における通信手段として、携帯電話の他、携帯電話のデータ回線を用いた通信と簡易無線機としての通信の 2 つの使い方ができる IP 無線機を常備するなど、通信手段の多様化に努めるとともに、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めています。

#### 岬町（まちづくり戦略室）

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成にあたり、住民の視点を積極的に取り入れることは重要と考えます。本町は、地域防災計画等の作成にあたり、地域住民、特に女性の視点からの避難所における衛生環境やプライバシーの確保や備蓄品等について、いただいたご意見の実現に取り組んでいます。これらの取り組みを通じ、避難所が安心と快適さを提供できる場として機能するよう努めます。また、本町は市町村と連携して取り組む地域防災リーダーの育成として、防災士の資格取得に対する助成制度の導入について検討しているところです。女性の視点を地域防災に反映させることは防災力の向上に繋がる重要な取り組みであると認識していますので、地域ごとの防災活動への女性の主体的な参加を促進し、地域全体の防災力向上を目指します。

避難所運営には、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄品の充実、さらに空調設備と衛生設備の整備が欠かせません。本町における避難所の環境整備としては、これまでに指定一般避難所である学校体育館に空調設備を設置済みであり、また、災害用トイレなどの備蓄・衛生設備の充実については、簡易トイレ備蓄数の追加、及び洋式水洗の組立式トイレを計画的に各避難所に配備していくことで、避難所生活における衛生面の向上に努めます。医療体制については、大阪府泉佐野保健所管内の行政機関、医療関係団体等と連携して整備・強化に努めるとともに、福祉体制についても拡充を図り、適切な福祉サービスが迅速に提供される仕組みを構築します。

避難行動要支援者名簿については、毎年度更新を行い、福祉専門職員及び自治区並びに自主防災組織の協力のもと個別避難計画の作成を促進するとともに、避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実にも努めます。また、本町の小中学校における耐震改修は完了しており、学校施設内へ備蓄物資の分散備蓄も実施しています。今後も避難所としての使用にあたっては、教育委員会の理解・協力のもと取り組めます。なお、本町に廃校となった施設はないため、避難所として転用できるような余剰施設はありません。

そして、災害時における情報伝達が重要であることは、過去の大規模災害からも明らかなことから、本町は通信障害が発生した際の代替手段として衛星電話、無線機（消防団）、掲示板などを確保しており、情報の遮断によって避難者の不安が増幅されることを防ぎます。

### (7) 地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

(回答)

貝塚市（危機管理課、道路整備課）	※下線部追加
<p>地震発生時に参集職員で効率的な初動対応ができるよう災害時の優先業務の再整理や体制の整備に取り組んでいます。<u>また、大規模な災害や災害対応が長期化する場合には、大阪府や国などに応援を要請することで必要な人員の確保に努めます。</u></p> <p>次に、大規模災害時の勤務地にこだわらない対応につきましては、雇用関係をはじめ、災害時の対応方法の違いなど課題の整理が必要で、実現は困難と考えられます。</p> <p><u>地域緊急交通路（本市選定）にある橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき平成28年度より耐震補強などを計画的に施工しています。</u></p> <p>次に、本市の防災訓練には、協定締結事業者に呼びかけを行い参加していただいています。<u>また、市内の事業所には、防災講座などを通じて利用者、従業員をはじめ近隣住民などを含めた災害時の対応マニュアルの整備を働きかけているところです。</u></p>	
泉佐野市（危機管理課）	※下線部追加
<p>関係自治体や各種団体と防災協定を締結するなど、限られた職員で災害対応ができるように今後も緊密な連携を図ってまいります。さらに、本市の近隣に居住している大阪府職員が勤務時間外に府内で震度5弱以上の震度を観測した場合に緊急防災推進員として参集し、初動体制の確立や被害情報の収集と大阪府災害対策本部への情報伝達等を担うこととなっており、引き続き大阪府と協力し参集訓練を行うなど日頃から密接な連携を図れるよう努めてまいります。</p> <p><u>災害発生後の緊急車両の通行の確保については、道路及び付帯施設が被災した場合、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、多量の障害物が発生した場合も含め、緊急交通路を優先して応急復旧を行い、順次その他の道路の応急復旧を行うこととしています。また、道路交通の機能確保について、民間の各事業所と協定や覚書を締結し、被害を受けた各施設の機能応急復旧、交通の妨げとなる土砂や倒木等の障害物及び放置車両の移動について必要な対策を講じることとしています。</u></p> <p>併せて、災害に関する協定締結先である各事業者も参加していただき、災害対策本部運営訓練を実施するなど、各関係機関と連携しながら訓練の実施に努めています。また、各事業所からの要望に応じ、防災出前講座を実施するなど、事業所の災害対応力の向上に努めています。加えて、大規模災害が発生した直後、従業員が一斉に帰宅すると群衆雪崩などの危険、救助、救急活動や緊急活動の遅れなどが発生する恐れがあります。そこで、発災又はその恐れがある時に、帰宅困難となる従業員等の安全確保を図り、一斉帰宅による混乱を回避するため、事業所には一斉帰宅を抑制し、従業員などが無暗に移動を開始しないようお願いしてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課、道路課）	※下線部追加
<p>地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。</p> <p>近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。</p> <p>企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙やウェブサイト等で啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。</p>	

<u>本市防災計画で位置づけられている緊急交通路においては、道路メンテナンスに係る交付金等の活用を継続的に行っていくとともに、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための必要な対策を検討します。</u>	
<b>阪南市（危機管理課）</b>	※下線部追加
<p>災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えています。また、自治体間の連携については、府内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大阪府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っています。</p> <p><u>広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算については、国庫補助・府補助等の活用を積極的に図りつつ、関係部局との情報共有に努めてまいります。</u></p> <p>企業との連携については、市と企業が一体となって被害を最小限に抑えるための方策を模索し、企業の皆様と緊密な協力関係を築きながら、より強固な防災体制の整備を目指し、<u>女性の視点を反映したマニュアル作成も検討してまいります。</u></p>	
<b>田尻町</b>	※従前と変わらず
<p>これまでと同様、定員管理計画に基づき、効率的かつ効果的な組織体制の構築に努めるとともに、震災発生時の職員に係る自治体間の連携については、田尻町受援計画に基づき対応してまいります。また、企業との合同防災訓練をさらに拡充するとともに、災害時の事業所内の対応についても啓発してまいります。</p>	
<b>熊取町（自治・防災課）</b>	※下線部追加
<p>本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えております。</p> <p>さらに、自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成 25 年に泉州地域・堺市以南の 9 市 4 町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しております。</p> <p><u>一方、震災におけるインフラ（道路網等）整備については、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、熊取町地域防災計画において緊急輸送活動のため確保すべき道路等を選定しています。</u></p> <p><u>また、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、広域的緊急交通路から地域防災拠点へのアクセス道路となる町道の整備や、広域幹線道路である泉州山手線の早期完成に向けた取組みを進めていただくよう大阪府へ要望を行うなど、緊急輸送ネットワークの確保に努めています。</u></p> <p><u>なお、地域の関係機関等との連携につきましても、本町の総合防災訓練等を通じて強化に努めているところです。</u></p>	
<b>岬町（まちづくり戦略室、都市整備部）</b>	※下線部追加
<p>地震発生時の職員配備体制については、震度 4 以上からその震度に応じた段階的な職員の配備が岬町地域防災計画に規程されており、全正職員及び再任用職員が自動参集することとなっています。また、防災意識の啓発や災害への対策については、継続して強化に努めてまいります。</p> <p><u>加えて、緊急輸送道路の耐震化及び広域的な緊急輸送ネットワークの整備については、引き続き国・大阪府に働きかけて参ります。</u></p>	

## **（8）集中豪雨等風水害の被害防止対策について ★重点項目**

### **①災害危険箇所の見直しについて**

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。

加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

(回答)

貝塚市（危機管理課、道路整備課、農林課）	※下線部追加
<p>斜面崩壊、堤防決壊などの対策や森林の治山・治水に関する取組みにつきましては、大阪府が事業主体となりますことから、要望があったことを再度、大阪府に伝えるとともに、荒廃森林につきましては、本市としても必要に応じて森林環境譲与税を活用し整備を図っているところです。</p> <p>次に、災害時に配慮が必要な方の安全確保につきましては、防災訓練や防災講座を通じて、安全な避難経路について事前に検討するよう啓発しています。また、指定避難所で過ごすことが困難な方のために避難所として利用できるよう福祉施設などとの協定を進めているところです。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>災害がより発生しやすい急勾配の森林については、保安林指定し、森林を保全するとともに、大阪府に要望し、治山事業による堰堤の施工を促し、森林保全に努めてまいります。</p>	
泉南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引き続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。</p>	
阪南市（河川農水課、危機管理課）	※下線部追加
<p>斜面の崩壊や堤防の決壊等の災害を未然に防ぐ対策、ならびに、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に関する取組については、大阪府・市町における相互の取り組み等の意見交換を行い、点検や対策を進めており、今後の状況の変化に対応できるよう努めています。</p> <p>また、森林整備などの維持管理については、大阪府において、森林環境譲与税を活用し、危険箇所への対策が講じられており、今後は、関係各課と情報を共有し、大阪府の動向等を注視してまいります。</p> <p>災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保については、国や関係機関の指針・事例を参照しつつ、本市の地域特性に即した柔軟で実効性のある整備を進めてまいります。</p>	
田尻町	※従前と変わらず
<p>豪雨水害等災害のおそれのある箇所については、警報発表時や警報発表が予想される時点において、担当部署にて重点パトロールを行うなど災害の未然防止、改善に努めているところです。今後も大阪府や近隣市と連携を図り体制強化に取り組んでまいります。</p>	
熊取町（自治・防災課、下水道河川課河川農水室）	※下線部追加
<p>集中豪雨等への対応については、従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに地区住民とともに作成したハザードマップにより周知を行い、加えて（一社）地盤品質判定士会と締結した「土砂災害等における連携協力に関する協定」に基づき、土砂災害の可能性のある箇所の現場調査などを実施し、災害の未然防止に努めています。</p> <p>令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、下流への影響が大きいため池から順次、耐震性の調査を大阪府により実施し、町において、その調査結果に基づき、必要に応じた耐震対策に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するなど、点検においても大阪府と合同で実施しています。また、浸水対策事業として水路改修工事等や森林整備として災害を未然に防止するため、町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでいます。</p> <p>さらに、熊取町地域防災計画において避難経路を選定しており、総合防災訓練時などの機会を捉えて住民周知を図るとともに、大阪府と協力して指定避難所に女性用の簡易組み立て式トイレを配備するなど、避難所における生活環境の改善にも努めています。</p>	
岬町（都市整備部）	※下線部追加
<p>異常気象の影響による土砂災害の増加や、新たな宅地開発による土砂災害危険箇所が増加していることを踏まえ、町内住民の人命を守るべく大阪府によって行われている土砂災害防止工事と併せてソフト対策の充実を図ってまいります。</p>	

なお、ソフト対策としては、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転・除去を促進するため、移転除去補助事業を継続して実施してまいります。また、今後につきましても、避難情報の内容、とるべき行動等の周知や防災意識の高揚啓発に取り組んでまいります。

森林整備については、令和5年に森林区分調査により危険箇所等のゾーニングを実施し、森林の間伐事業を進めております。また、ため池ハザードマップの作成も順次進めており、災害時等の避難行動支援を行っております。

## ②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。また、自治体が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

### 貝塚市（危機管理課）

ホームページにおおさか防災アプリの紹介と外国人居住者の方を対象としたやさしい日本語による外国人住民のための避難生活ガイドブックを掲載しています。また、避難所に配備しているタブレットに翻訳アプリを搭載しており、多言語によるコミュニケーションがとれるよう対応しています。なお、誰もが理解できるピクトグラムや視覚的な情報提供の方法について研究してまいります。

次に、本市が発行している防災ガイドブックには、津波・高潮・土砂災害などのハザードマップを掲載しており、国や大阪府が被害想定を見直す機会に合わせ、より分かりやすい内容となるよう精査してまいります。また、防災ガイドブックは、防災講座などを通じた啓発に使用するとともに、本市に転入された方にも配布を行っています。次に、企業の事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準につきましては、大阪府が所管しており、要望の内容について伝えてまいります。次に、配慮が必要な方の避難行動や避難所生活につきましては、日頃から地域住民、自主防災組織、町会・自治会などと普段から交流を深め、災害に備えた準備が大切と考えており、広報や防災訓練、防災講座などを通じて啓発を行っているところです。

### 泉佐野市（危機管理課）

大阪で外国人が利用できる主な防災アプリは、「おおさか防災アプリ」を始め、観光庁監修の「Safety tips」、「NHK WORLD-JAPAN」が有用であると考えていますので、市ホームページやハザードマップを通じて外国人向けの災害情報入手先として周知に努めています。

また、紙版のハザードマップの他、パソコンやスマートフォンで閲覧することができるWEB版ハザードマップ（日本語・英語・中国語・韓国語）を用意し、外国人居住者、訪日外国人への周知と利用促進を今後も図ってまいります。併せて、「やさしい にほんご」を用いた継続的な広報・啓発活動を行ってまいります。大規模な災害が発生した場合は、建物の倒壊、火災、浸水などの直接的被害に加え、帰宅困難、物資や人手不足、ライフラインの途絶といった様々な問題の発生が予想されます。こうした災害に備えるには、公助のみの取り組みでは限界がありますので、地域住民の他、市内の事業所などと連携し、一丸となって災害対応に取り組まなければなりません。国の防災の基本指針である「防災基本計画」でも、災害時に企業の果たす役割として、「地域貢献・地域との共生」が「生命の安全確保」「事業の継続」と並んで挙げられていますので、地域の事業者との理解促進に努めてまいります。

風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うために、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「泉佐野市避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成し、その取り組みに努めています。

<p><b>泉南市（危機管理課）</b></p>
<p>府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成 29 年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。ハザードマップは、令和 4 年 2 月に最新のものに更新し、市内全戸配布したところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。</p>
<p><b>阪南市（危機管理課）</b></p>
<p>「おおさか防災アプリ」の多言語機能について、本市ウェブサイト等を通じ継続的に周知します。総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直し等があり、最新のハザード情報を基に内容を充実し、令和 4 年 5 月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。</p> <p>また、大規模災害発生時に市民が適正な行動をとれるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線、エリアメール、広報車、大阪府防災情報システムやマスメディアの利用に加え、令和 3 年 3 月から開始しています、電話・LINE・SNS を使った「阪南市情報配信サービス」、㈱ジェイコム の専用端末を使った「防災情報サービス」等を利用する等、様々な情報発信に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、国・大阪府の指針や最新の知見を踏まえつつ、阪南市の実情に即した多言語・視覚情報の充実、ハザードマップの改善、行動基準の周知、配慮が必要な方への訓練・啓発を継続してまいります。</p>
<p><b>田尻町</b></p>
<p>防災意識向上については、総合防災マップ、防災アプリの活用をはじめ、ホームページ、広報紙、Instagram により、啓発、周知を図るとともに、今後も継続して住民向け講座等を行ってまいります。大阪府の備蓄方針に基づき、配慮が必要な方向けの、備蓄物資等の充実を図ってまいります。また、備蓄物資を使用した訓練を自主防災組織や女性消防団員らと行ってまいります。</p>
<p><b>熊取町（自治・防災課）</b></p>
<p>外国人居住者を含めた地域住民への「おおさか防災アプリ」の利用促進として、町の公式LINE での周知や、自治会へのチラシの配布など普及啓発に努めています。</p> <p>また、大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和 3 年 11 月に作成した熊取町総合防災マップを町内全戸に配布し、災害危険個所の周知を図っているところですが、同マップの内容を確認し必要に応じて改善を図りながら、更なる防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。なお、本町では、「熊取町業務継続計画（令和 4 年 5 月改訂）」を作成し、ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。</p> <p>また、高齢者等の災害時に支援が必要な人々に対する配慮については、総合防災訓練や地区ごとの自主防災訓練を通して「共助」意識の醸成を図りながら、地域住民との情報共有を行うとともに、大阪府と協力して指定避難所に女性用の簡易組み立て式トイレを配備するなど、避難所における生活環境の改善に努めています。</p>
<p><b>岬町（まちづくり戦略室）</b></p>
<p>「おおさか防災アプリ」を活用した多言語機能の周知および利用促進を図ることに関して、地域の防災訓練等において引き続き周知に取り組みます。また、災害発生時における避難情報や避難所案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的情報を用いた効果的な伝達手法を強化し、誰もが迅速に理解できる防災環境を整備していくことを目指します。</p> <p>本町では、令和 5 年 3 月にハザードマップを含む「岬町総合防災マップ」を作成いたしました。本町が作成した総合防災マップが分かりやすい内容となっているかどうか、次期改訂までの間に点検を行い、必要に応じてデザインや情報提供方法を改善します。また、住民と共同で行う活動として、地域単位で災害発生時にとるべき行動や避難のタイミングなど「いつ・誰が・どんな情報を・どんな手段で・誰に伝えるのか」などを時系列にまとめたコミュニティタイムラインの作成支援の実施など、地域住民への継続的な広報や啓発活動を通じて、日頃からの防災意識を高め、地域全体で災害に備える取り組みを強化します。</p> <p>大規模災害発生時に府民が適切な避難行動を取れるよう、企業・団体と連携しながら事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準に関する周知・理解促進を図り、安全かつ迅速な対応が可能となる環境づくりに努めます。また、災害時の情報共有体制を強化し、関係機関との協力を深めます。</p>

女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な方々に向けて、避難行動や避難所生活における困難を軽減する情報を提供するとともに、平時から地域社会全体で共助の意識を高める取り組みや支援体制を整えることで、安心して避難生活を送れる環境を構築します。

### (9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

(回答)

貝塚市（危機管理課）	※下線部追加
<p>地域防災計画の改定を議論する防災会議には、鉄道や電気、ガス、通信などの生活関連インフラ事業者をはじめ大阪府など防災関係機関を委員として任命し、参加していただいております。有事の事前対策などを検討し、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し災害復旧対策を進めることとしています。</p> <p>また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、市民にとって深刻な影響を及ぼすことから情報アクセス手段の確保に努めてまいります。</p>	
泉佐野市（危機管理課）	※下線部追加
<p>本市において鉄道災害が発生した場合、特に危惧されるのは、列車の駅間停止により多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救命救急活動等に支障が発生し、救える命が救えなくなるような事態です。実際、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、長時間の遮断により救命救急活動に大きな支障がありました。</p> <p>これを踏まえ、令和3年4月1日から施行された改正踏切道改良促進法において、国土交通大臣が指定した踏切道について、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度が創設されております。</p> <p>そこで今後は、こうした法改正の趣旨を災害対策にしっかり反映させていくとともに、災害時には迅速に復旧作業にあたることができるよう、近隣自治体、警察、消防、道路管理者、鉄道事業者等、関係機関と更なる連携の強化に努めてまいります。</p> <p>避難所における要配慮者への配慮事項につきましては、要配慮者の健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容等の状況やニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、保健・福祉部局の職員、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、外国語通訳者、相談支援専門員、盲ろう者向け通訳介助員等を配置もしくは派遣し、相談窓口を設置するように努め、その際、女性のニーズに適切に対応するため窓口には女性も配置する。また、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう人材や福祉用具の確保を図ります。</p>	
泉南市（危機管理課、都市政策課、産業振興課）	※下線部追加
<p>自然災害による生活関連インフラの被災は、市民生活に直結する非常に重要なものです。広域水道企業団、ガス事業者・電力事業者と緊密に連携し、各事業者の復旧活動が迅速に行えるように防災協定を締結しています。復旧状況の情報なども各事業者と情報共有しながら、迅速に発信できるようにそれらの仕組みを整えます。</p> <p>自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、今後も交通機関と協力しながら、実効性のある防災・減災対策について検討します。</p> <p>森林内の森林現況や荒廃地等の危険箇所を把握し、治山事業を活用できる箇所については、大阪府と協議しながら、治山ダム・山腹工・森林整備等を行い、災害発生の未然防止および減災に努めます。</p>	
阪南市（危機管理課）	※従前と変わらず
<p>激甚災害等により鉄道や公共インフラ設備が被災した際は、市として、早期復旧にむけた取り組みを関係機関に働きかけるとともに、連携をもって対応してまいります。</p>	

田尻町	※従前と変わらず
本町には、維持管理を行っている山林・河川がなく、鉄道軌道については土砂災害警戒区域外であります。激甚災害時における生活関連インフラ設備の被災時においては、事業者及び国等関連機関と連携を図り、災害時要配慮者等へ配慮した対応をしております。	
熊取町（下水道河川課河川農水室、自治・防災課）	※下線部追加
<p>自然災害による土砂・倒木流入や河岸崩壊などについては、町管理地では、迅速な復旧や対策を行い、被害が拡大することを防止し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を大阪府などの関係機関と協力し取り組んでまいります。<u>また、各指定避難所における通信手段として、携帯電話の他、携帯電話のデータ回線を用いた通信と簡易無線機としての通信の2つの使い方ができるIP無線機を常備しており、簡易無線機としての通信では、携帯電話のデータ回線が使えない場合でも、通信範囲は町内全域を概ねカバーしていることから、災害時の通信体制が確保されています。</u></p> <p><u>なお、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、熊取町地域防災計画において各避難所と広域幹線道路を繋ぐ地域緊急交通路を選定するなど、緊急時の移動手段を確保しています。</u></p>	
岬町（都市整備部）	※従前と変わらず
町財政は非常に厳しく、町独自の支援や助成は厳しいため、国の補助施策等を活用し、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を国・大阪府等の関係機関へ働きかけてまいります。	

#### (10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

(回答)

貝塚市（産業戦略課、都市計画課）	※下線部追加
<p>本市では、水間鉄道を基軸路線とし、それを補完する形でコミュニティバスを運行させており、主要施設への移動手段は既に確保されていますが、<u>地域実態にあった移動手段のさらなる充実を目指し、地域公共交通計画に基づき駅間などを短距離で結ぶ定時定路線バスと予約に応じて乗降ポイントをその都度最適なルートで結ぶ乗合制のデマンド交通の実証運行を令和7年1月から12月にかけて実施したところであり、今後、地域公共交通活性化協議会において実証運行の結果検証を行い、より利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築を進めてまいります。</u></p> <p>商業施設への支援につきましては、条件に合う不動産と立地希望者とのマッチングにより、小売業などの商店を含めた誘致事業を進めています。また、移動販売につきましては、社会福祉協議会が民間の2事業者と連携し、希望のある自治会へどなたにでもご利用いただける移動販売車を派遣する事業を実施しています。</p> <p><u>また、地域公共交通活性化協議会につきましては、障害者団体の会長、鉄道事業者及びタクシー事業者の労働組合執行委員長が委員として参加しています。</u></p> <p><u>次に日本版ライドシェアにつきましては、日常的又は一時的に不足するタクシーの供給を補完することを主な目的としており、現時点において、本市ではタクシー不足が生じていないことから、日本版ライドシェアが導入される予定はないものと認識しています。</u></p> <p><u>今後につきましては、既存の公共交通サービスにとらわれない、市民のニーズに合った地域公共交通ネットワークの整備に向けて、多様な移動手段の確保を検討してまいります。</u></p>	

<b>泉佐野市（道路公園課）</b>	※従前と変わらず
<p>誰もが買い物や、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、交通弱者の支援強化に向けて、平成13年度より、公共施設や医療機関、駅・商業施設等を巡回するコミュニティバスを運賃無料で運行し、年間18万人以上の方にご利用をいただいております。</p>	
<p>また、山間部の路線バスのみ運行している地域にお住いの65歳以上の高齢者の方につきましては、路線バスの運賃補助を400円に拡充し、高齢者の移動や交通手段の確保に努めるなど、必要な対策を推進しているところです。また、平成26年度から買い物弱者を対象として、食料品など生活必需品の移動販売事業を大阪いずみ市民生活協同組合様と協定を締結して実施しており、移動販売時には各地区福祉委員会の皆様方の協力を得て、安否確認や地域の憩いの場となっていることから、引き続き、民間業者の取組と連携し、買い物が困難な方への支援を推進しております。</p>	
<p>総じて、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの3つの基本姿勢となっております「生活の質（QoL）の向上」、「民間との協業」、「社会実装」につきまして、これらの市事業施策により、交通弱者への支援等より良い効果が生じております。泉佐野市におきましては、令和6年1月に二法協議会として泉佐野市地域公共交通協議会を設置し、協議を重ねている状況となっており、今後も様々なご意見を頂きながら交通施策を進めてまいりたいと考えております。</p>	
<b>泉南市（都市政策課、産業振興課）</b>	※下線部追加
<p><u>令和9年度の泉南市コミュニティバスダイヤ改定も含めて、現在「泉南市地域公共交通計画」の策定を進めており、市民アンケートや各種統計データを用いて地域の実態を詳細に調査し「地域公共交通協議会」にて持続可能な地域公共交通のあり方について検討しています。</u></p>	
<p><u>買い物困難者への支援については、民間事業者による移動販売に関する広報等の支援を行うほか、空き店舗等を利用した店舗の開設について支援を行ってまいります。</u></p>	
<b>阪南市（都市整備課、市民福祉課、企画課）</b>	※下線部追加
<p><u>本市の財政状況を鑑みると、現時点では移動販売や商業施設の開設・運営支援等は困難ではありませんが、移動支援施策を含む、これからの交通施策については調査研究を行ってまいります。</u></p>	
<p>また、「地域公共交通会議」では現在も交通事業者の労働者代表にも参画いただいておりますので、引き続き多方面からの意見を反映できるよう、地域公共交通会議にて議論してまいります。</p>	
<p><u>本市においては、人口減少とともに高齢化率が上昇傾向にあり、高齢者をはじめ、誰もが住みやすいまちづくりを実現する上で、移動手段の確保は非常に大きな課題であると認識しております。特に高齢者にとって大きな困り事の一つである移動手段については、現在、庁内に「移動手段タスクフォースチーム」を編成し、ライドシェアサービスの在り方や具体的なサービス内容、導入時期について、様々な角度から検討を進めているところです。こうした取組を既存の公共交通と組み合わせることで、地域に寄り添い、最適化された交通体系の実現をめざしてまいります。</u></p>	
<p>公共交通機関を利用しての移動が困難な方を対象に移動サービスを提供する福祉有償運送制度の登録事業者についての事務を行い、現在3団体が登録し、移動困難者への移送支援を行っております。</p>	
<p>移動販売については、生活協同組合等が、買い物困難地域に移動販売車による買い物支援を行っており、今後も事業者等と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。</p>	
<b>田尻町</b>	※下線部追加
<p>高齢者や運転免許返納者等の移動支援を行うことで外出するきっかけとなるよう、令和元年度よりコミュニティバスの運行を始めました。このバスは、隣接市と共同運行を行っており、町内の公共施設や商業施設だけでなく、隣接市の駅、病院等へも無料で乗車できることから、たくさんの町民に利用を頂いているところであります。なお、本町において、「地域公共交通会議」や「法定協議会」は、設置していないものの、本年度より、新たに本町と隣接市の商業施設を繋ぐ、バスルートの開設についても検討を開始しております。また、障害者や高齢者については、日常生活に支障がないよう各種福祉サービスを利用いただいておりますが、急な外出や目的によってはサービスを利用できないケースもあります。重度障害者については、従前から移動支援としてタクシー利用助成を実施しております。また、高齢者につきましては、令和4年度からは要介護認定を受けている方を対象に生活行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、タクシー利用助成を実施しました。さらに、令和5年度から要支援認定を受けている方も利用いただけるよう対象者を拡充いたしました。</p>	

<b>熊取町</b> （道路公園課、未産業振興課、生活福祉課）	※下線部追加
<p>本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3コース、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4コース、それぞれ存在しています。しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物弱者」や「ラストワンマイル問題」という課題が顕在化している状況を受け、町全体として公共交通の利便性向上を図る必要があるため、令和5年2月に地域交通法に基づく会議体である「熊取町公共交通協議会」を発足し、<u>令和7年2月に住民や本町に関わる人々にとって利用しやすい、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、「熊取町地域公共交通計画」を策定しております。令和7年度からは計画に基づき、計画期間内（R7～R11）での目標達成に向け鋭意取り組んでおり、公共交通の利便性向上に努めております。</u></p> <p>移動販売や商業施設の開設・運営への支援等については、産業活性化基金を活用した、「町内遊休不動産を有効活用した開設支援補助金」などの支援メニューの提供を通じて、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。今後は、よりきめ細やかな取組に向けて、熊取町スマートシティ構想に基づき、本町社会福祉協議会と連携しながら事業効果を検証してまいります。</p>	
<b>岬町</b> （しあわせ創造部）	※下線部追加
<p>交通弱者に対する支援の取り組みについては、国、大阪府、交通・運輸産業の関係機関野皆さまに委員として参加いただいている「岬町地域交通会議」において出た意見を反映した、支援強化の手法等を検討してまいります。</p> <p>また、ライドシェアの導入には、安全性や信頼性の確保、ドライバーの労働環境や利用者保護の観点から、<u>慎重な制度設計を図る必要性がありますので、公共交通の補完として、地域の実情に応じた多様な移動手段を確保するため、関係機関と連携し、手法等について検討してまいります。</u></p>	

### (11) 安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市</b> （浄水課）
<p>技術職を中心とした人材の確保・育成や技術の継承につきましても、現時点で人材の確保に向けたさまざまな取組を行っているほか、本市や関係団体などが実施する研修やOJTなどにより、職員の知識やスキルの習得・継承を進めています。</p> <p>PFAS（有機フッ素化合物）につきましても、その中でも特にPFOS・PFOAについて、次年度から水道法に基づく水質基準値が定められ、合算値で50ng/L以下を遵守しなければなりません。本市の水道は、主として汚染されにくい深井戸などを原水とする自己水と、淀川を原水とする大阪広域水道企業団水を約半々で給水しています。自己水につきましてもPFOS・PFOAは検出されておらず、大阪広域水道企業団の水についても基準値である50ng/L以下であり、問題はありません。これらの検査結果はホームページに掲載しており、引き続き定期的に検査を実施するとともに、検査結果などを随時ホームページで更新していく予定です。</p>
<b>泉佐野市</b> （経営総務課、環境衛生課）
<p>耐用年数を迎えた上下水道インフラ設備の更新及びPFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策等を含めた水道水の品質確保は、重要な課題であると考えておりますので、今後も技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

また、PFASは、国の水質検査基準が令和8年4月1日より、より良い水質を目指すための「管理目標設定項目」から検査義務とされている「水質基準項目」に引き上げられることにともない、本市において平成23年度から自主的に行ってきた年1回の水質検査を年4回へと頻度を上げ、水質検査を強化するとともに、引続き住民の不安を払拭するため、水質検査計画及び水質検査結果をホームページ等により情報公開してまいります。

専用水道事業者に対して関係法令に基づく定期的な検査の実施を義務付けるとともに、検査結果の報告を求め、適正な管理が行われているかを確認しています。また、必要に応じて指導・助言を行うことで、安全性の確保に努めています。

#### 泉南市（下水道課）

下水道におきましては、今後、増加が予想される下水道施設の老朽化対策や事故防止のため、定期的な人材確保に努めるとともに、ベテラン技術職員から若手職員への技術継承に努めます。

本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。水道事業に関する要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。

#### 阪南市（下水道課）

本市上水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団 阪南水道センター」として事業を開始しています。

上下水道インフラによる事故及び水質等に関する対策のための人材の確保・育成等については、必要に応じて、本市秘書人事課及び大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。

#### 田尻町

下水道事業における、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策としましては、計画、建設、維持管理の各種研修への参加や大阪府、民間企業が実施する新技術の研修への参加を行っています。今後も大阪府、民間企業と連携し取り組んでまいります。水道事業につきましては、水道施設の老朽化、水需要と給水収益の減少、人材確保の課題が顕在化となり、水道事業を取り巻く経営環境が厳しくなったため、平成31年から大阪広域水道企業団と統合を行っています。田尻町における水質リスクに対しては、住民の不安を払拭するため、大阪広域水道企業団における情報公開と予防措置を注視してまいります。

#### 熊取町（下水道河川課）

水道事業につきましては、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合し、現在は「大阪広域水道企業団熊取センター」として、水道事業を行っており、運営主体が本町ではなくなっていることから、今回のご要望に対して、具体的な回答を行うことはできませんので、ご理解をよろしく願います。

今後発生が予想される、特に耐用年数を迎えた下水道インフラの事故への対策を進めるべく、専門性を有する人材の確保・育成、技術継承につきましては、下水道事業の中期計画である「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」で定める事業規模・方針に見合った人員確保を行うとともに、外部研修への積極的な参加・活用等しながら職員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

#### 岬町（都市整備部）

耐用年数を迎えた上下水道管をはじめとする各上下水道施設については、重要度や老朽度等を踏まえ、優先順位の高いものから順次、更新・整備を行います。また、大規模事業者である大阪広域水道企業団の組織力を活用し、技術者の確保、人材育成、技術継承に取り組んでおります。

水質リスクについては、従前から実施している定期的な水質検査に加え、既にPFASの検査も実施しており、WEBページにおいて検査結果を公表しております。引続き住民の皆様への速やかな情報発信を行い、不安の払拭に努めます。

関係機関や大阪府等と緊密に連携し、今後も安全安心な上下水道の供給を行ってまいります。

## (12) 空き家対策の推進 <新規>

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

(回答)

#### 貝塚市（まちづくり課）

本市では、空家等対策計画を策定し、空家等対策特別措置法に基づき、地域住民、不動産事業者、学識経験者などで構成する空家等対策協議会を設置しています。協議会では、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての協議及び調査審議に関する事務を行い、本市の状況に対応した政策形成を進めています。また、適宜、計画の進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画を見直し、総合的かつ計画的な空家等対策を講じているところです。

また、空き家バンク制度により、空き家の流通支援、本市への移住希望者のニーズ把握や空き家バンク登録情報の充実を進めるとともに、国や大阪府の施策との連携による制度の拡充を図り、空き家のマッチング支援にも取り組んでいるところです。

さらに、空き家無料相談会の開催や、本市で空き家などの中古住宅を取得した場合に補助金を交付するなど、空き家の利活用の促進に努めてまいります。

#### 泉佐野市（都市計画課）

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく法定協議会につきましては、平成 29 年 6 月 29 日に、「泉佐野市空家等対策協議会条例」を制定し、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条に基づく「泉佐野市空家等対策協議会」を設置しました。構成員としましては、学識経験者、建築士、司法書士、宅地建物取引業者、弁護士、町会となります。

また、空家等対策計画につきましては上記協議会の審議を経て、平成 30 年 3 月に「泉佐野市空家等対策計画」を策定し、空家等対策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。令和 4 年には最新の空家実態を把握するため、外観目視による空家実態調査を行い、令和 5 年 3 月に空家等対策計画の一部改訂を行いました。

空家の利活用につきましては、まず、耐震性に問題がある空家を利活用の対象として、行政が広くマッチングに向けた PR を行うことは安全性の担保の観点から適当ではないと考えており、本市が施行しています空き家バンクへの登録は建築基準法上問題がないことを条件としています。本市で把握している空家所有者に対しまして、令和 4 年 7 月にアンケート調査を行いましたところ、建築時期から旧耐震の空家が 70%以上を占めていました。このようなことから、ご要望の空き家バンクを設けるには、まず耐震改修を行っていただくことが不可欠となります。本市では、平成 30 年度から、空家利活用に向けた耐震改修工事の補助制度を設置しており、これらの制度を活用していただくことで、空家の利活用を促進していきたいと考えています。

#### 泉南市（環境整備課）

泉南市では泉南市空家等対策協議会を設置し、年 1 回協議会を開催し協議を重ねています。今後も継続して国の空き家対策総合支援事業補助金を活用し、危険空家除却を進めます。また、空き家バンクの機能についても市ウェブサイトを通じてマッチング支援を促進します。

#### 阪南市（都市整備課）

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成 29 年 4 月に「阪南市空家等対策計画」を策定し、令和 4 年 3 月には第 2 期計画を策定しています。

令和 5 年度の同法改正を受け、令和 6 年 6 月に、第 2 期の空家等対策計画を改訂し、放置すれば特定空家となる恐れのある空き家、いわゆる「管理不全空家等」について同計画に追記したところです。

今後は、改訂した本計画に基づき、空き家の所有者に対して空き家の適正管理を促進するため助言、指導、勧告を行うなど空き家対策の強化を進めていきますが、空き家は地域独特の課題がありそれぞれ個々の空き家で対応が異なるケースがあるため、広域的な空き家活用の促進は難しいと考えています。

また、阪南市内の空き家を有効活用することにより、阪南市への移住定住による地域の活性化を推進するため、空き家所有者と空き家購入者をマッチングさせる「阪南市空き家バンク制度」を平成29年6月に創設していることや倒壊のおそれがあるなど危険性の高い建物に限られますが、建物の除却に対する補助制度を設けています。

#### 田尻町

本町では空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断などについては、より客観的かつ専門的な見地から意見を聴取する必要があると考えるため、専門家や学識経験者などで構成された附属機関である田尻町空き家等対策審議会を設置しております。また、委員は、学識経験者1名、法務1名、建築1名、不動産2名、地域住民の代表2名の合計7名で構成されており、情報共有・課題解決などに向け努めております。空き家等対策計画については、平成31年3月に作成しており、必要に応じ、適宜、見直しを進めていくよう努めてまいります。空き家の有効活用についても大阪府並びに近隣自治体と情報共有を図り、自治体間の連携に努めてまいります。

#### 熊取町（まちづくり計画課）

本町では法定協議会は未設置ですが、学識経験者、法務、不動産、建築の専門家で構成する空き家等対策審議会（任意協議会）を設置し、審議会委員の意見をお聞きしながら令和2年6月に熊取町まち育てプラン（熊取町空き家等対策計画）を策定しており、今後も実行性を高めるよう必要に応じて見直しを行う予定としています。

空き屋バンクについても本町では既に設置済みであり、今後も空き家の有効活用を進めるため、様々な状況下におかれる空き家の所有者等と利用希望者との間口の広いマッチング支援の場として他自治体の取り組み等も参考にしながら継続した運営ができるよう情報収集に努めてまいります。

また、空き家の改修費補助制度については、本町の財政状況、国庫補助制度の活用も見据えながら関係部局と協議のうえ検討するとともに、広域的な空き家活用のための自治体間の連携についても適宜情報交換を行いながら、引き続き空き家対策に取り組んでまいります。

#### 岬町（都市整備部）

本町では、空き家等対策特別措置法に基づき法定協議会を設置し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めております。協議会には、地域住民、不動産事業者、学識経験者など多様な関係者が参画し、現場の実情を反映した施策となるよう取り組んでおります。

策定済みの「空き家等対策計画」についても、適宜、進捗管理や改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや協議会の機能強化を図るとともに、移住者や高齢者、子育て世帯などの住居用として空き家を活用するため、空き家バンクの機能強化も検討のうえ、マッチング支援や改修費補助制度の拡充を図るよう努めます。

また、移住者や高齢者、子育て世帯などの住居用として空き家を活用するため、空き家バンクの機能強化も検討のうえ、マッチング支援や改修費補助制度の拡充を図るよう努めます。また本年度より、移住定住推進事業の一環として、「短期移住体験住宅」を貸し出す事業に町内の空き家を活用し、空き家解消に向けた取り組みを進めております。さらに、他自治体とも連携し空き家の活用を促進してまいります。

### (13) 公衆喫煙所の整備の強化 <新規>

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、市民の健康と生活環境の向上を図ること。

(回答)

#### 貝塚市（健康推進課、環境衛生課、道路整備課）

本市では、生活環境の向上の観点から、路上喫煙や周辺道路などへの吸い殻の投棄による衛生環境悪化を防ぐため、令和7年2月に環境保全条例を改正し、喫煙者に対し、ポイ捨て禁止を義務づけるとともに、公共の場所での迷惑喫煙禁止の責務を定めました。

また、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づき、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響や喫煙マナーの順守について、市民や事業者に対し、情報提供や啓発を行うとともに、学校などにおける喫煙防止教育の充実に努めるなど、禁煙への取組みや望まない受動喫煙防止対策を推進しているところです。

公衆喫煙所の整備について、本市が所有する公共施設などに新たに喫煙所を設置する考えはございませんが、大阪府が条例を制定する際の付帯決議で「公衆喫煙所や屋外喫煙場所等の整備を積極的に行うこと」とされていることから、大阪府に対し、府が実施中の大阪府公衆喫煙所設置補助制度の拡充や駅周辺や繁華街における公衆喫煙所の整備の促進について働きかけてまいります。

#### 泉佐野市（環境衛生課）

令和6年度に南海泉佐野駅前とJR日根野駅前は通行量が多い為、比較的通行量の少ない場所に公衆喫煙所（屋外分煙）を移設しました。

日根野駅前喫煙所につきましては、大阪府屋外分煙所モデル整備促進事業補助金の交付を活用し整備を行いました。今後とも、設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る支援などにつきましても、大阪府に要請してまいります。

#### 泉南市（保健推進課）

健康増進法等に基づき、路上や公園等屋外での受動喫煙防止対策を推進するため、屋外分煙所などの整備等に係る十分な財政措置、受動喫煙に配慮した屋外分煙所の推進のための法整備や警察等による指導および取締りを含めた屋外での受動喫煙防止対策も盛り込んだ法改正等、より一層の対策を推進するよう、国・府へ要望を行います。

また、喫煙が及ぼす身体への影響について、健康教室、乳幼児健診および母子健康手帳交付時にて保健指導を実施するとともに、広報紙、ポスター等での受動喫煙に関する周知、啓発を今後も継続して行っていく予定です。

#### 阪南市（健康増進課）

本市では、分煙では受動喫煙を十分に防止できないとされていることや、屋外においても公共的空間での受動喫煙防止対策が重要であるとの報告を踏まえ、広報媒体を通じた受動喫煙の健康影響に関する啓発及び公共施設敷地内全面禁煙を継続しています。

公衆喫煙所で喫煙した場合、たばこの煙が消えた後でも喫煙者の髪や衣服等にしみ込んだたばこの煙成分から有害物質が放出され、それに伴う健康被害の可能性が指摘されている三次喫煙も発生するため、受動喫煙防止に関する正しい知識の普及啓発をより一層努めてまいります。

#### 田尻町

望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりのため、関係機関相互の連携や地域との連携の推進に努めてまいります。また、健康と生活環境の向上を図るため、国や大阪府の対策を注視しつつ、町としての取り組みを検討してまいります。

#### 熊取町（健康・いきいき高齢課）

本町においては、大阪府における「大阪府公衆喫煙所設置補助制度」の周知に努めております。

#### 岬町（しあわせ創造部）

大阪府は大阪府受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙防止対策について原則屋内禁煙、第1種施設については敷地内禁煙（原則、喫煙所を設けない）、第2種施設は屋内禁煙等の積極的な受動喫煙対策を進めています。本町としましては健康増進法、府条例に基づき受動喫煙防止対策を進めているところです。路上喫煙の増加については、喫煙者のマナー改善が優先と考えて、喫煙マナーの向上のための周知啓発に取り組む予定です。

公衆喫煙所（屋外分煙所）の設置、管理も本町には財政負担が大きく、また設置については民間からの土地の提供や喫煙所に対する近隣住民の理解を得る必要があるなど課題があるため、本町がただちに公衆喫煙所（屋外分煙所）を設置する予定はありません。

大阪府に対し、このような課題を解決し、喫煙者、非喫煙者の双方に配慮した分煙環境が整備できるよう、技術的、財政的支援の強化を要望してまいります。

## 7. 大阪南地域協議会統一要請

### (1) 震災における対応について <継続>

阪神・淡路大震災から30年が経過しました。この間、2011年「東日本大震災」・2016年「熊本地震」・2024年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の30年内発生確率も80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところです。大阪南地域は、縦断的に海・山に囲まれている地形となっていることから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。

(回答)

※要請内容変更につき回答比較無し

<b>貝塚市 (危機管理課)</b>
<p>災害はいつ発生するのかわからないため、本市では市域全体の防災訓練を年1回実施しています。この訓練は、季節を変えて行うことで、市民の皆さんに環境の変化に対応できる備えなどを啓発しており、市民参加型と位置付けて指定避難所となる各小中学校で避難者の受付や、パーティション、簡易ベッド、簡易トイレの設営、カセットガス発電機の操作などを職員と訓練参加者が協力して行っています。</p> <p>また、自主防災組織や町内会・自治会による防災訓練を支援するとともに、本市として高潮・土砂災害・地震などに備えたコミュニティ・タイムラインの策定の推進や地域の特性を反映した校区単位での防災訓練も実施しています。</p>
<b>泉佐野市 (危機管理課)</b>
<p>令和7年度に実施・参加(予定を含む)の各種防災訓練につきましては、以下のとおりです。住民の周知につきましては、住民参加型の訓練は、地域の自主防災組織及び市ホームページを通じて、訓練への参加などの周知を図っています。</p> <p>(市主催訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員災害対応訓練</li><li>・泉佐野市大防災訓練</li><li>・地域防災支援員研修</li><li>・防災士フォローアップ研修</li><li>・泉佐野市原子力防災訓練(府立佐野支援学校との情報伝達及び学校関係者のUPZ外避難)</li></ul> <p>(国・府・各関係機関主催訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・関空泉州港災害発生時負傷者海上搬送訓練</li><li>・緊急地震速報訓練</li><li>・関西国際空港航空機事故消火救難総合訓練に係る「事故通報、情報伝達訓練」</li><li>・熊取地域での原子力災害に至る事象進展を把握するための訓練</li><li>・大規模災害発生時における多数死体取扱訓練</li></ul>
<b>泉南市 (危機管理課)</b>
<p>過去の大災害において、その対応については問題点が多くクローズアップされています。大災害時、人命を救うための適切な対応を行うには、市民等がワンチームとなって活動することが最も重要です。全市民の意識高揚にはじまり、市と関係機関・団体などとの連携強化、司令塔となる市職員の能力向上、市内の各施設、学校、自主防災組織などの災害対応力向上のための協力と関係強化などの重要な事項を着実に推進していくことが求められます。</p> <p>泉南市では、地域防災訓練として位置づけられる訓練として、市民等の意識高揚と関係機関・団体などとの連携強化などを目的とし、イオングループ、大阪府との協定に基づいた共同の防災訓練を実施し、関係機関・団体にも参加していただき、一般市民参加型の訓練を毎年秋に実施しています。</p> <p>また、市職員の能力向上を目的に、毎年阪神大震災発生日には、ブラインド方式を採用するなどした実践的な災害対策本部の運営訓練を実施しています。</p> <p>今後も地域防災訓練という名のもとに形式的な訓練に陥ることなく、訓練する対象や訓練目的を明確にしつつ効果的かつ実践的訓練に努めます。</p>

<b>阪南市（危機管理課）</b>
<p>本市は、全市域を対象にした市民参加型の総合防災訓練を実施し、避難所開設・運営や住民の実動避難を含む実践的訓練に取り組んでいます。周知はウェブサイト・広報紙・SNS・出前講座等を組み合わせ、参加拡大と質の向上を図っています。</p> <p>今年度については、令和8年1月17日に総合防災訓練を予定しており、今回から新たにペット避難や消防署・消防団による合同の救助訓練及び陸上自衛隊による炊き出し訓練も行う予定です。</p>
<b>田尻町</b>
<p>令和7年度における、住民参加型の訓練については、「物資配布訓練」「防犯・防災イベント」を実施しました。「防犯・防災イベント」については、本町にある警察学校の協力を得て実施しており、警察学校学生の誘導により一時避難場所までの避難訓練を行いました。また、3月には「総合防災訓練」を予定しています。引き続き、防災訓練の充実を目指してまいります。</p>
<b>熊取町（自治・防災課）</b>
<p>本町の総合防災訓練については、従来、行政や関係機関が主となる展示型訓練を行っていましたが、近年の頻発する大規模災害により住民等の防災への関心が高まっていることから、令和4年度より住民参加型訓練を導入し、直近では令和7年度に地域の自主防災組織等と連携した避難所開設訓練等を行うなど、実践的かつ効果的な訓練の実施に努めているところです。（3年ごとの実施）</p> <p>また、実施する旨の住民周知においては、町の広報誌やホームページ、施設等へのポスター掲示等での案内を行ったほか、各区・自治会の自主防災組織が集まった連絡協議会において、訓練実施の説明を行うなど実効性を高めるための工夫を行っています。</p> <p>なお、本町では39の区・自治会全てにおいて自主防災組織が結成されており、毎年度、各地区の特色に合わせた自主防災訓練が実施されています。（年1～2回程度）</p>
<b>岬町（まちづくり戦略室）</b>
<p>南海トラフ地震について、地震調査委員会は、9月26日に新たな知見を踏まえ、計算方法を見直し、長期評価を一部改訂した結果、「60～90%程度以上」という「高い」確率値を算出しました。本町においても、南海トラフ地震は「いつ起きてもおかしくない状況に変わらない」との認識のもと、防災対策に努めています。</p> <p>本町のように海や山に囲まれた地形では、津波対策や土砂崩れ対策など複合的な災害が想定される中、地域の住民が主体となる防災活動の推進が重要であると考えており、地域ごとの危機事象に即した防災施策を展開する必要があります。</p> <p>このことから、本町では現在、自主防災組織をはじめとする、住民主体の防災活動への支援として、年に10回程度、地域住民が実施する防災訓練や学習会に企画の段階から参加するなど、防災に関する知識の普及や意識の啓発に取り組んでいます。また、本町が力を入れている取り組みの事例として、令和4年度から、大阪府や大阪港湾局などの協力も得ながら、台風や大雨などの風水害が予想される際に、住民自身の手で自分や地域がとるべき行動を時系列にまとめ、いざというときに余裕をもって安全に避難するための行動指針として、コミュニティタイムラインを作成する講習会を実施しています。今後は、この活動の成果を広く共有し、町内の各地域へ展開することで、地域ごとの防災力向上を目指します。</p>

## **(2) 各自治体による少子化対策について <継続>**

2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。

各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自の施策や事業をお示し頂きたい。

また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。

**貝塚市（子育て支援課）**

少子化対策や教育施策について、本市が独自に実施している施策や事業として、新婚・子育て世帯の住宅確保を支援し、定住促進につなげるために結婚新生活支援補助金や若年世帯等定住促進住宅取得補助金の交付を行っており、結婚新生活支援補助金につきましては、国の補助金要件に本市独自として居住誘導区域内の新婚世帯にはさらに10万円を上乗せすることで充実した補助制度にしています。また子育て世代向け情報発信ウェブアプリためまっぷかいつかを活用した子育て世代に役立つ情報発信のほか子育て世代向け短時間就労の機会の創出と提供を目的としたキャリアステップかいつかを通じ、子育てしやすい環境づくりを整備することで、定住促進につなげています。

**泉佐野市（子育て支援課）**

本市独自事業は以下のとおりです。

- ・「出会いの機会創出事業」体験型婚活イベントを開催。令和6年8月1日から市独自の婚活マッチングサイト「さの恋」を開設。
- ・「結婚新生活支援事業」新婚世帯に対する住居費用等を補助。夫婦共29歳以下は60万円、730～39歳は30万円。
- ・「妊産婦タクシー利用支援事業」産婦人科などへの通院や出産・産後の健診受診等のためのタクシー乗車券（5,000円分）を配付。
- ・「多胎児家庭育児支援事業」多胎児を養育する家庭に「いずみさの・ファミリー・サポート・センター利用補助券」（50時間相当 40,000円分）を配付。
- ・「こども医療費助成事業」こども医療費助成対象を令和4年10月から18歳年度末までに拡充。
- ・「施設における給食費無償化」就学前施設における給食費無償化を実施。
- ・就学前・「就学前施設における紙おむつの持ち帰りの廃止」
- ・「第2子利用者負担額（保育料）無償化」小学校就学前のこどもが同一世帯に2人以上いる場合に市独自施策として2人目以降の利用者負担額（保育料）の無償化を実施。
- ・「市指定ごみ袋の無料配布」2歳未満の乳幼児のいる家庭に紙おむつ用の市指定ごみ袋（200 10枚/月）を配付。
- ・「各中学校区に地域子育て支援拠点を整備」（市内3カ所）
- ・「子育て世帯訪問支援事業」妊娠期から出産後に体調不良等により家事や育児の支援を必要とする世帯に訪問支援員を派遣。
- ・「送迎保育ステーション事業」朝、送迎保育ステーションから在籍する認定こども園等に登園するまでの間、保護者が迎えに来るまでの間、一時的にお預かりし、専用車両で日中在籍する指定保育施設へ送り届けるサービスです。
- ・「就学前施設における紙おむつのサブスク事業の無償化」就学前施設において使用する紙おむつ等のサブスク事業を全額公費負担（無償化）

**【令和7年度 新規事業】**

- ・「就学前日本語教室」外国にルーツをもつ就学前の児童を対象に、小学校生活に早期に対応できるよう、日本語教室を開催。
  - ・「こどもの居場所づくり地域ステーション事業」市内の不登校の児童を対象に学校以外の「安心して過ごせる居場所」を提供し、不登校専門支援員が居場所の情報を提供・相談を実施（月2回）
  - ・保育所等における配置基準の変更に伴い、令和7年度より国基準へ対応
- （※3歳児クラスについては、15：1、4・5歳児クラスについては25：1）

**泉南市（保育子ども課、指導課）**

令和5年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしています。就学前保育教育における国際交流の推進に向けてCIRを定期的に幼稚園に派遣することにより、様々な文化に触れる機会を増やしています。

小学校・中学校においては、泉南市独自の「キラ☆ステ」（KIRAMEKI☆SUTEKI 泉南っ子…頑張っている素敵なお姿や煌めいている姿）の認定を行うことで、自己肯定感を高めることにより、学力向上につなげる取組を行っています。

また、NINO（認知能力テスト）、NRT（標準学力検査）を導入し、各人の学習スタイルに合わせた改善案の提案ができる取組を行っています。

**阪南市（企画課、学校給食センター、こども支援課、健康増進課、こども政策課）**

少子化は全国的な課題であり、このことは本市においても例外ではございません。少子化対策には、晩婚化、未婚化に加え、子ども・子育て支援、移住定住促進、まちの魅力づくりなど様々な視点があると考えられます。子育て支援策として、給食費の支援などに加え、本市の自然や暮らしやすさ、子育てに関する情報などを掲載しました移住定住ウェブサイトの構築、市外でのプロモーション活動など、情報発信力の強化も図ってきているところです。また、移住・定住庁内連絡会議を設置し、庁内横断的に情報共有と連携の強化に努め、複合的な施策展開により数多くの少子化対策につながる取組を進めてきているところです。

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設や設備は、設置者（市）の負担とし、それ以外の経費（食材費等）については、保護者の負担と定められています。現在、多くの食材費が急激に高騰することから、今年度については、食費1食につき、20円の値上げを行いました。保護者負担を最小限に抑えるため、児童・生徒に関し、国の交付金を活用し1食50円の補助を継続して実施しています。こうした中、本市教育委員会では、国や府に対して給食費の無償化など財源措置について要望を行っています。

2歳未満の乳幼児のいる家庭の経済的負担を軽減するため、0歳児は年間3,600L分、1歳到達後は年間1,800L分の可燃ごみ袋を配布しています。

不妊症及び不育症のために子どもに恵まれない夫婦に対し、経済的負担を軽減し子どもを産みやすい環境を確保するため、不妊治療等に要する費用の一部助成を実施しています。

**田尻町**

本町は0～18歳到達年度末までの子どもの医療費の一部負担金助成、3歳児から5歳児及び町立小・中学校の給食費の無償化、18歳以下の子どもを対象とした「育サポChoice事業」（お米の定期便事業かプレミアム振興券どちらか選択）等、子育て世帯の負担軽減を図るための様々な施策を実施しており、ひいては少子化対策へもつなげていきたいと考えております。

**熊取町（子育て支援課、保育課）**

本町においても、こどもの人数は年々減少し、核家族化は進む傾向にありますが、一方で、合計特殊出生率（H30～R4）は1.41で、前回（H25～H29）の1.33から上昇しており、また、出生時から小学校入学時にかけての子どもの数は増加する傾向にあります。

このような中、少子化対策として独自に実施している事業として、令和4年度から産前産後ヘルパー派遣事業、令和5年度から助産師による8か月児訪問事業、令和7年度からは産後ケア事業に助産師が自宅を訪問する家庭訪問型支援を導入するなど、アウトリーチ型の支援の充実を図っています。

また、広域的に実施する施策として、産後ケア事業を大阪府内全域で利用できるよう、大阪府や大阪府内自治体と調整をすすめるなど、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進してまいります。

本町では障がい児や発達に心配のある児童、医的ケアを必要とする児童を保育施設等に柔軟に受け入れ、加配保育士の配置も積極的に行っているところですが、近年の障がい児等配慮を要する子どもの増加に伴い、加配保育士の確保に苦慮しているところです。今後も安全安心な保育サービスを安定的かつ継続的に提供していけるよう、民間園に就職した保育士に対する就労支援金の交付などにより、引続き保育士の確保に努めてまいります。

また、近年は特に学童保育のニーズが急増しているため、適宜支援の単位の増設や分室の設置を行うなど、保育、学童保育ニーズに適切に対応しているところであり、さらに、町独自施策として、令和5年9月から小学校就学前の範囲内で最年長の子どもから数えて2人目の保育料を無償化するなど、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。

そのほか、町内には、周辺自治体ではあまり行っていない休日保育や夜10時までの夜間保育を実施する民間の保育園が立地しており、多様な保育ニーズに応える環境が備わっておりますが、ニーズや利用状況の把握に努めながら、必要に応じて国・府に対する支援の要望や町独自支援の検討も行ってまいります。広域的に取り組んでいる施策については、3-(5)-3でお答えしたとおりです。

岬町（しあわせ創造部）
本町では、こども支援施策としましては、特定教育保育施設保育料を第1子半額、第2子が無償化、給食費を無償化しております。保育所の配置基準については、2024年度に行われた保育士の配置基準の見直し後の配置基準により運営を行っております。

**(3) 子ども食堂ネットワークについて <継続>**

最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっております。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。

については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。

(回答)

貝塚市（子ども相談課）	※下線部追加
本市では年6回程度、市役所エントランスホールにおいてフードドライブを開催し、子ども食堂への食材提供を行っております。また、一団体につき20,000円の補助金を交付しており、さらに、令和7年度に物価高騰対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内の加盟店で使用できる地域つげさんポイント50,000円分を付与したつげさんポイント団体専用カードを交付しました。ホームページや広報、フェイスブックなどのSNSを活用した情報発信も行っており、子ども食堂の周知にも努めています。	
子ども食堂運営者とのネットワークづくりと意見交換の場につきましては、子ども食堂との繋ぎ役として、地域資源の把握・利用ニーズの実態把握・居場所づくりを始める人の支援など、地域全体で居場所づくりに取り組む役割を担う、こどもの居場所づくりコーディネーターの配置も視野に入れ、本市に根付くネットワークや意見交換の場を設置できるよう研究してまいります。	
泉佐野市（子育て支援課）	※下線部追加
本市でのフードドライブの取組は次のとおりとなります。	
1) 「フードバンク泉佐野」（市委託事業）	
令和4年8月1日よりフードバンク事業の拠点施設として「フードバンク泉佐野」を開設し市の委託事業として事業運営しております。	
2) いずみ市民生協のフードドライブ	
本市では平成29年3月にいずみ市民生協と「食糧等分配支援事業に関する協定書」を締結し、平成30年9月より市内のコープ各店でフードドライブに取り組み、提供していただいた食品は「ふーどばんくOSAKA」を通じて、子ども食堂など、食品を必要としている団体や施設で活用いただいております。	
次に、子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議ですが、先述のとおり、本市では「泉佐野市子ども食堂ネットワーク」を設置し、運営団体同士の連携を図るとともに、情報提供や物品の共同購入及び寄附物品等を実施しております。また、「大阪府子ども食堂ネットワーク」「南大阪子ども食堂ネットワーク」に参加し子ども食堂との連携を図っているところです。	
泉南市（家庭支援課）	※下線部追加
物価高騰による運営者の負担を軽減するため、泉南市子ども食堂運営費支援事業（物価高騰相当分）補助金を、通常の補助金に上乗せで交付しております。フードドライブやフードバンクについては、社会福祉協議会やここサガ泉南において取り組まれています。泉南市子ども食堂ネットワークを登録制で設けており、年に一度、行政職員も交えた交流会を開催しております。	
阪南市（市民福祉課）	※従前と変わらず
本市では、主に、阪南市社会福祉協議会が子ども食堂の立ち上げや支援を行っており、子ども食堂運営者や支援者等で構成する「子ども食堂ネットワーク会議」を開催し、情報共有を行っております。	

また、各方面からのフードドライブ等の食料支援の情報等を把握次第、社会福祉協議会や同ネットワーク会議を介し、子ども食堂運営者に情報提供・意向確認を行っています。

**田尻町**

※従前と変わらず

本町における子ども食堂は民間団体が行っている1箇所のみであるため、ネットワークの構築は行っておりませんが、大阪府の補助制度を積極的に活用した運営を行っています。

**熊取町（子育て支援課）**

※下線部追加

本町では、子育て支援課が担当課として「子ども食堂」を住民提案協働事業を活用して実施しています。担当職員は民間の支援情報を各食堂へ提供したり、各食堂の運営協議会に参加するなどして、運営をサポートするほか、関係者同士がつながり意見交換できる機会として、町内の4食堂と担当職員の交流会を年1回開催しています。

また、環境課が担当課として町内公共施設の窓口で「食品回収（フードドライブ）」を実施し、家庭で余っている食品を回収して「子ども食堂」でも活用いただくなど、食べ物を必要としている人へつなげる取組をおこなっています。

**岬町（しあわせ創造部）**

※従前と変わらず

本町では、現在子ども食堂が構築されていない状況です。今後は、NPO、市民団体等と連携できるよう検討します。

## 8. 泉南地区協議会独自要請

### 《貝塚市》

#### (1) 公共交通機関への財政支援について <継続・一部修正>

市内公共交通機関（電車・バス等）の安定した運営を図るため、水間鉄道安全輸送整備費補助金・貝塚市福祉型コミュニティバス運行補助金の拡充措置を講じること。現在、試行されているデマンド交通についての実証結果をもとに今後の山手ルート of 交通の確保について説明されたい。また、貝塚市定時定路線バス実証運行されているJR東貝塚駅と水間鉄道石才駅を結ぶ路線についての実績をふまえ、どのような方向性で市民の移動手段を保障していくかについて説明されたい。また、高齢者運転免許返納者への支援措置として、無料交通バス券の配布や移動販売の充実などの支援を引き続きお願いしたい。

(回答)

#### 2025（令和7）年度

（産業戦略課、障害福祉課、都市計画課）

安全輸送及びコミュニティバス運行に対しての補助は継続してまいります。

デマンド交通の実証運行につきましては、今後の高齢化・交通弱者の増加に伴う移動ニーズの多様化を見据え、利用者 と 供給者の双方にとって、より効率的な運行サービスを提供することにより障害者や高齢者などの移動の利便性を高め、外出機会を増やしていくことを目的としています。

また、現状のコミュニティバスにつきましては、市民アンケートなどにおいて、「近くに停留所がないこと・遠回りなルートであること」を不満に思う回答が多く、狭い道にも入っていける車両の使用ときめ細かな乗降ポイントの設定・予約に応じて最適なルートを運行するデマンド交通の利便性が市民のニーズと一致していると考えています。

高齢の運転免許証返納者への支援措置につきましては、もともと運転免許証を持っていない高齢者との公平性の観点から、実施する考えはございません。

移動販売事業につきましては、貝塚市社会福祉協議会によって支援を実施しており、現在2事業者と連携し、市内町会・自治会と調整のうえ、希望のある12の町会・自治会に対し、週1回移動販売車が訪問し、どなたにでもご利用いただけることとしています。今後も移動販売支援の動向を注視するとともに、買物に苦勞されている方々への支援について研究してまいります。



#### 2026（令和8）年度

（障害福祉課、都市計画課、道路整備課、社会福祉協議会）

鉄道・バスともに、市民にとって安全安心な公共交通機関として維持していく必要があることから、今後も安全輸送及びコミュニティバス運行に対しての補助は継続してまいります。なお、補助の拡充につきましては、安全輸送に対しての補助は国と協調して実施していることから拡充は考えておりませんが、コミュニティバス運行に対しての補助につきましては、昨今の人件費及び燃料費の高騰や運転手不足などをふまえ、本市の公共交通全体の中で拡充を検討してまいります。

デマンド交通及び定時定路線バスの実証運行後のことにつきましては、地域公共交通活性化協議会において、実証運行の結果の検証や今後の方向性についての議論を行い、より利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築を進めてまいります。

高齢者の運転免許証返納者への無料交通バス券などの配布につきましては、もともと運転免許証を持っていない高齢者との公平性の観点から、実施する考えはございませんが、社会福祉協議会による移動販売の支援につきましては、現在2事業者と連携し、市内自治会と調整のうえ、希望のある自治会へ定期的に移動販売車が訪問しており、どなたにでもご利用いただけることとしています。今後も継続して事業を進めるとともに、新たな事業者の開拓や利便性の向上に向け研究してまいります。

#### (2) ごみ集積場所の適正管理について <継続>

風雨又は小動物などの影響により、市内のごみ集積場所からごみ（可燃ゴミ、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の飛散が散見される。管理責任者又は利用する住民が、ごみ集積場所の清潔保持及

びきれいな街づくりの推進並びに生活環境の保全を図ることができるよう、効果的な管理方法を明らかにすること。ごみ収集場所までの移動が困難な市民に民間事業と連携したふれあい収集についての運用の実績を引き続き知りたい。

(回答)

#### 2025（令和7）年度

（廃棄物対策課）

ごみ集積場所の適正な使用につきましては、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めています。効果的な管理方法につきましては、集積場所などの状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。ごみ飛散防止ネットについて、現状では、利用者間で話し合いのうえ、購入していただいている状況です。無償貸与や助成制度を一部の近隣市で実施されていますが、現時点で貝塚市において実施する考えはございません。

なお、近隣市町のごみ飛散防止ネットの貸与や助成の状況につきましては、堺市：無償譲渡制度あり（道路上のごみステーションを概ね5世帯以上で使用。代表者がネットを管理できる。状況調査に協力する。1か所1回限りなどの要件。）、高石市：なし、和泉市：なし、泉大津市：なし、忠岡町：なし、岸和田市：無償譲渡制度あり（ごみステーションを概ね3世帯以上で使用。代表者がネットを管理できる。1か所1枚限りなどの要件。3年経過しなければ再申請できない。）、泉佐野市：助成・貸与制度あり（おおむね10世帯以上のごみ集積所を管理する自治会または任意団体の代表者への助成（1/2、上限5万円）・折りたたみネットボックスの貸出（4～6週間））、熊取町：なし、田尻町：なし、泉南市：なし、阪南市：なし、岬町：なし、となっています。

また、ふれあい収集の実績につきましては、令和6年4月から市職員により実施しており、12月10日時点で、生活ごみの収集を支援している世帯が35件、粗大ごみの収集がのべ31件となっています。



#### 2026（令和8）年度

（廃棄物対策課）

ごみ集積場所の適正な使用につきましては、基本的に排出者の責任によるところが大きいとの考えから、利用者間で集積場所を清潔に保てる利用方法を心掛けてもらえるよう、周知に努めています。効果的な管理方法につきましては、集積場所などの状況により異なることから、開発協議や市民からの相談の機会に、個別に対応しているところです。

本市では、令和6年4月から職員によりふれあい収集を実施しており、令和7年11月末時点で生活ごみ約70世帯（週1回個別訪問収集）、粗大ごみのべ約80世帯（居室内から粗大ごみを搬出）の実績となっています。

### (3) 病児保育の浜手地区への拡充 <継続>

発熱等で看護の必要な子どもを抱えながら、やむを得ず出勤しなければならない時に利用できる病児保育は、労働者にとって安心して働くための有益な制度である。

しかし、その認知度は高くなく、必要性があるが利用には繋がっていない現状がある。現状の周知方法に加えて、パンフレットを市内の企業へ配布やSNSの活用、各子ども園からの周知等、制度の認知度がさらに高まるとりくみを検討されたい。また、現状、市内で病児保育を行っている場所は山手にか所である。利用状況を把握し、貝塚の未来ある子どもたちに、平等にその有益性が担保されるよう、病児保育の更なる拡充について検討されたい。

(回答)

※従前と変わらず

（子育て支援課）

病児・病後児保育事業につきましては、平成22年10月から市内の民間の事業者に委託し実施しています。その施設の利用状況は、近隣市町の利用者も含め年間1,000人以上の受入れが可能で、浜手地区の利用者も含め希望者の受入れが概ね可能な状況のため、現在のところ新たに浜手地区への整備の考えはありません。

また、本事業の周知につきましては、現在、ホームページなどで周知しているほか、令和6年6月発行の「かいづか子育てガイドブック」に掲載し、市内の保育施設や子育て関係施設に配布しています。かいづか子育てガイドブックは作成部数に限りがあるため、企業への配付はしておりませんが、デジタル版はホームページや、子育て世代向け情報発信ウェブアプリ「ためまっぷかいづか」で閲覧可能なことから企業に対しても周知に努めてまいります。また、窓口では、委託事業者作成のパンフレットを配布しています。本事業を必要とする子育て家庭への認知が高まるようさらなる周知に努めます。

## 《泉佐野市》

### (1) 広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線道路として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時において広域的な緊急輸送ルートとなることなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組むこと。また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線についても、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組むこと。

(回答)

※従前と変わらず

(道路公園課)

都市計画道路 泉州山手線は、泉州山手線整備推進協議会構成する岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町にとって、大阪南部における防災、物流、観光など様々な機能を担う重要な路線であります。本市も、大阪府の事業進捗に合わせて、沿道のまちづくりや早期事業効果発現に向けた取り組みを大阪府と連携・協力し、引き続き早期整備に向けて注力します。

また、国道170号の渋滞解消につきましては、本市の実情を踏まえて関係機関へ働きかけを行って参ります。

## 《泉南市》

### (1) 市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について <継続・一部修正>

地元住民の利用促進を図るため、市内の観光施設（泉南ロングパーク）の駐車場割引などの利用料優遇制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため同様の支援策の構築・検討を行うこと。

(回答)

※従前と変わらず

(産業振興課)

関係機関と連携し、検討していきます。

### (2) 少子化対策について <継続>

近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市ではすでに実施されています。コロナ対策として臨時的な無償化はされたものの、幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため恒久的な給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。

(回答)

※従前と変わらず

(保育子ども課、教育総務課)

泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。

なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。

学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施している所もありますが、本市の財政状況においては市単独での無償化は困難であると認識しています。

## 《阪南市》

### (1) 尾崎駅周辺の賑わい創出について <継続・一部修正>

尾崎駅周辺は、行政、経済、文化等に関する機能が集中しているエリアであり、阪南市の中心拠点として、子育て世帯や高齢者の交流など、にぎわいの創出や快適な生活を支える拠点の形成に向けた土地利用が重要です。また、本エリアへの交流人口の増加を図り、地域の発展や活性化に取り組むことが必要です。

以上のことから、地域の強みや資源を十分に生かし、観光としての魅力を持つエリアの形成をめざし、尾崎駅周辺の賑わい創出に向け、企業・創業希望者に対する情報発信や支援の強化に取り組まれます。

(回答)

#### 2025（令和7）年度

(成長戦略室、都市整備課)

中心市街地である尾崎駅周辺は、重要な都市拠点であり、この尾崎駅周辺エリアの都市機能やにぎわい創出を強化していくことが課題であり必要なこととございます。そのため、エリアマネジメントを用いた、公民連携のまちづくりを進めることを総合計画に位置づけています。

また、令和6年度は、尾崎駅周辺地区を対象としたエリアの価値向上に向け、当該エリアの活性化策、アクションプランを検討するなかで、対象エリアのエリアマネジメントを具体的に展開していくため、空き家・空き店舗の状況や、対象エリアに関係する事業者や権利者へのヒアリング、道路空間の活用や歩く文化の形成検討などの業務を行っています。

今後、エリアマネジメントを進めていくことができる具体的な仕組みづくりを考えてまいります。

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しております。こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化と歩道整備を実施しています。

また、尾崎駅周辺に係る取組や災害時の公共交通機関の連携等については、今後も関係機関等と協議調整を行い、できることから取組を進めてまいります。



#### 2026（令和8）年度

(企画課)

本市では尾崎駅周辺地区を中心拠点として位置づけており、尾崎駅周辺エリアの都市機能を強化していくために、公民連携による仕組みづくりの構築をめざしているところです。

令和6年度は、勉強会、市民ワークショップなどを実施し、尾崎駅周辺地区のまちづくりビジョンを市民参画のもと検討してきました。このビジョンを具体化するため、令和7年度は、令和6年度の尾崎駅周辺まちづくり戦略検討支援業務の成果報告書に基づき、駅前及び市役所周辺のオープンスペースを活用した社会実験などを通じて、まちの賑わいを創出する方法を市民参画のもと検討・実施する業務を行っています。

今後、エリアマネジメントを進めていくことができる具体的な仕組み作りを考えてまいります。

**(1) 尾崎駅周辺の渋滞緩和に向けたロータリー設置について <新規>**

市役所駐車場及びサラダホール駐車場の敷地内にロータリーの設置や駅の利便性の確保、歩行者の安全確保のためにもグリーンラインの設置等、安全で安心して暮らし続けられる地域の形成・整備に取り組みたい。あわせて、尾崎駅周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、地元住民及び鉄道事業者と協議を図りたい。

(回答)

(総務課、生涯学習推進室、都市整備課)

市役所駐車場敷地内のロータリー設置については、現時点では必要性や用地条件等の観点から実施の予定はありませんが、今後の利用状況や安全性の推移を踏まえて適切に見直しを検討いたします。

また、正面側は歩行者と車両の動線が既に分離されており、現行の安全対策が機能していることから、現段階ではグリーンラインの新たな設置は不要と考えております。引き続き状況を注視し、必要に応じて見直しを検討いたします。

阪南市立文化センター（サラダホール）の駐車場は、文化センターや図書館の利用者にとって必要不可欠であり、当該敷地を活用したロータリーの設置は、困難であると考えています。

さらに、尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しております。

こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化と歩道整備を実施しています。

引き続き、尾崎駅周辺の利便性の確保、歩行者の安全確保に向け、関係機関等と協議調整を行い、できるところから取り組みを進めてまいります。

**<<田尻町>>**

**(1) まちづくりの人材育成対策について <継続・一部修正>**

移住・定住施策等により、8000人の大家族プロジェクト推進が図られている中、「第5次田尻町総合計画」等に基づき「田尻町たじりっちポイント事業」が2023（令和5）年度から実施され、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図る施策がスタートし、世代間での交流を図るとともに各世代で多彩な人材の確保・育成が求められる。これらの新しい人材を確保するため、上記事業のほか、世代間交流事業や地域イベントなどの情報発信を強化し、地域コミュニティ活動が活性化できるように取り組まれない。

(回答)

**2025（令和7）年度**

「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。その戦略の1つとして実施している「田尻町たじりっちポイント事業」により、町民のボランティア活動の活性化と健康づくりとの相乗効果を図ると共に、多世代交流や住民主体による居場所（なごみの里）づくりなどを通じて、「8000人の大家族」のコンセプトに相応しい、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。

また、令和7年度から地域コミュニティ活動を活性化するための住民会議の開催を予定しており、新たな地域づくり人材の発掘と育成に取り組んでまいります。



**2026（令和8）年度**

「第5次田尻町総合計画」において、地域づくり人材の発掘と育成、地域を支える仕組みづくりを組織横断的に取り組んでいます。多世代交流や住民主体による居場所（なごみの里）づくりなどを通じて、住民がともに支え合い助け合う、活発な地域コミュニティが形成されるようなまちづくりに引き続き努めてまいります。また、令和8年度から将来的なまちづくりを担う新たな人材発掘に向けたプロジェクトを始動し、地域づくり人材の発掘と育成に取り組んでまいります。

## 《熊取町》

### (1) 広域幹線道路の整備について <継続>

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線道路として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時において広域的な緊急輸送ルートとなることなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組むこと。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道 170 号線についても、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組むこと。

(回答)

※従前と変わらず

(まちづくり計画課)

泉州山手線については、平成 27 年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、これまでも泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきたところです。令和 6 年度には本協議会へ新たに 3 市 1 町の商工会議所ならびに商工会に賛助会員として参画いただき、整備推進、早期完成に向けた連携協力を図っていくこととし、令和 7 年 8 月に事業主体である大阪府に対して、要望活動を行っております。令和 2 年度に策定された大阪府都市整備中期計画では、(都) 貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間が位置付けられ、事業着手されていますが、大阪外環状線までの早期事業着手の要望を引き続き行ってまいります。

また、国道 170 号(大阪外環状線)についても慢性的な渋滞解消を図るべく、大阪府に対して 4 車線化の早期事業着手要望を行っており、大阪府からは、現在事業中の(都)大阪岸和田南海線の完成見通しが立った段階で着手するとの考え方が示されており、引き続き、大阪府と 4 車線整備の進め方について検討してまいります。

## 《岬町》

### (1) 企業誘致対策のさらなる強化について <継続>

町民ひとり一人が生涯安心して働き、安定した生活と充実したワークバランスを送るためには更なる企業誘致の取り組みへの強化が必要であると考えます。岬町企業立地促進条例に基づく企業誘致について、進捗状況を明確に示していただきたい。

また、今後も町が求められる業種を対象としたセミナー、並びに町長による企業訪問やトップセールス等、過去の例にとられる事なく大胆な発想と手法を以て、企業誘致の更なる強化へ向け取り組まれます。

(回答)

※従前と変わらず

(総務部)

本町では、平成 17 年に企業誘致の優遇措置を行う岬町企業誘致に関する条例(現「岬町企業立地促進条例」)を制定以来、多奈川地区多目的公園及び関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致に努め、多目的公園には 6 事業者、発電所跡地には 3 事業者の誘致を行い、5 事業者を条例に基づく、優遇措置事業者として決定し、支援を行っています。

また、企業立地促進法や過疎法に基づく課税免除制度の導入など、積極的に支援制度を設けています。企業誘致にあたっては、東京出張を利用した町長による国等へのセールス活動や、大阪府、関西電力との連携による誘致活動を行っており、企業誘致に一定の成果を見せているところです。

今後とも、発電所跡地への企業誘致に積極的に取り組んでまいりますので、貴協議会においても企業用地のアピール等への協力をお願いします。

### (2) 新たなみさき公園整備とみさき公園駅前の再開発について <継続>

新たなみさき公園の整備にかかる優先交渉権者が決定されましたが、将来継続的に親しまれる公園をつくるのが町としての責任であると考えます。つきましては、令和 4 年 9 月 28 日の P F I 事業者との事業契約の締結後の進捗状況や計画の詳細を明確に示していただき、また駅前開発についても、みさき公園の整備と同時に進めることが有用であると考え、計画を進める中で町民の雇用促進に対する支援を含めた取り組みに対する町としての今後の将来展望について示されたい。

さらには、南海電気鉄道株式会社のみさき公園運営事業の撤退に伴うことにより、特急の停車駅から除外されることがないように、南海電気鉄道株式会社と正式な協議を実施していただき、今後も町民の利便性の確保に万全を期されたい。

(回答)

2025 (令和 7) 年度

(都市整備部)

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、PFI事業による公園の再生に向けた取組を進めています。

令和4年9月28日には、PFI事業者と「新たなみさき公園整備運営事業」に係る事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して公園を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいります。また、南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。



2026 (令和 8) 年度

(都市整備部)

本町では、南海電気鉄道撤退後も都市公園存続を最優先する方針とし、みさき公園が持つ集客機能と賑わい拠点としての機能を維持し、町民をはじめ周辺自治体の利用者にも親しまれる「新たなみさき公園」として、PFI事業による公園の再生に向けた取り組みを進めています。

令和4年9月28日には、PFI方式による「新たなみさき公園整備運営事業」に係る事業契約を締結し、民間の資金、企画力、経営能力及び技術的能力を積極的に活用して公園を整備するとともにその後の維持管理・運営を実施することで、将来にわたって親しまれる魅力ある公園づくりに努めてまいりましたが、PFI事業者から提案を受けた公園計画に基づく公園内の整備に進捗が見られず、本事業契約の目的を達成することができないと判断したことから、本町は、令和8年2月1日付でPFI事業者との事業契約を契約解除いたしました。

今後、本町は、みさき公園の整備運営を行っていただく新たな民間事業者を公募する方針としており、ご指摘のあったみさき公園駅前の整備も含め、再検討のうえ、公募したいと考えております。なお、この新たな民間事業者が決定するまでの間は、本町が公園管理者としてみさき公園の維持管理・運営を行います。

また、みさき公園駅の特急停車駅の問題については、担当部署としては必要と考えております。そのため、住民の生活に必要な公共交通のあり方その実現方法を協議検討する岬町地域公共交通会議が設置されておりますので、特急停車駅としての存続を要望してまいりたいと考えております。南海電気鉄道株式会社とは、「新たなみさき公園」の整備状況を踏まえつつ、当該事業に対する協力や交通結節点としての機能の維持・向上など必要な協議を進めてまいります。

以上

## 〈政策予算要請 用語集〉

### 1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

#### \*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

#### \*2024年問題

「働き方改革」にともない2019年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として5年間の適用が猶予されていたが、2024年4月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

#### \*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

#### \*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

#### \*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001年7月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることでできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。

その後、2006年に一部改訂を経て、2011年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

#### \*性暴力救援センター・大阪SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。

当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

#### \*特定妊婦

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約8,000人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

#### \*LGBTQ

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」、「Queer（クィア）／Questioning（クエスチヨニング）」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもある。

#### \*SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

### \*大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024年4月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、大阪狭山市 ※2025年11月時点

### \*ビジネスケアラー

仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える2030年時点では約318万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

## 2. 経済・産業施策・中小企業施策

### \*中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

### \*技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えるとともに、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則23才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

### \*BCP: Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

### \*BCP策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年7月からBCP策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を令和元年12月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『BCP策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等のBCP策定率向上、災害対応力向上を図る。

### \*サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

### \*パートナーシップ構築宣言

連合会長、経団連会長、日商會頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

### \*公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

### \*総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

### \* 中核的労働基準

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

### \* 人権デュー・デリジェンス

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

### \* 関西蓄電池人材育成等コンソーシアム

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目処に工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

## 3. 福祉・医療・子育て支援

### \* 生活困窮者自立支援制度

2013（平成25）年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、2015（平成27）年4月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱えており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

### \* 改正住宅セーフティネット法

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月から開始。

大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

### \* ホームレスの自立支援等に関する特別措置法

平成14年に施行。ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。現在、令和9年までの時限立法。

### \* 口腔機能評価

人間の生命と生活を担う口腔の様々な働きを評価すること。運動機能、咀嚼機能、嚥下機能の3つの側面から行われる。

### \* ベースアップ評価料

令和6年の診療報酬改定の際に新設された新しい評価料。医療業界における職員（看護師や薬剤師含む）の賃金改善を目的とした制度で、これによって得られた診療報酬は対象となる医療職員の賃上げに使用される。

### \* 地域医療介護総合確保基金

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。

このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。

#### \*第8次大阪府医療計画

2024年度から2029年度までの大阪府における医療提供体制を確保するための計画。計画の基本的な方向性は2つ。

①新興感染症発生時や災害時などの有事に備えた医療体制の整備。②超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築。

#### \*介護職員等処遇改善加算

介護サービス事業者に雇用される職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられた制度。介護職員の賃金向上や職場環境の改善を図る目的で旧来から運用されてきたものの、手続きの簡素化や処遇改善効果の向上を実現するため、2024年6月より新制度に移行。

#### \*こども誰でも通園制度

保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が、時間単位で保育施設を利用できる新たな給付制度。すべての子どもの健やかな成長と、保護者の育児負担軽減を目的として、2026年度(令和8年度)から全国で本格的に実施される予定。

#### \*保留児童・隠れ待機児童

保育施設への入園を希望しているにもかかわらず、待機児童の定義から外れてカウントされない児童のこと。待機児童は、保育の必要性が認定されているにもかかわらず、保育施設を利用できていない子どものことを指す。保留児童は、保育の必要性があり入園資格を満たしているにもかかわらず、入所できていないすべての児童を指す。

保留児童は、特定の施設のみを希望している、または認可外保育所やベビーシッターなどの他の保育サービスを利用しているなどの理由で、待機児童数としてカウントされない場合がある。保留児童の存在は、待機児童問題の実態を見えにくくする要因の一つとなっている。

#### \*ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。

### 4. 教育・人権・行財政改革施策

#### \*スクールカウンセラー(S C)

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

#### \*スクールソーシャルワーカー(S S W)

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

#### \*大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業

物価高騰の中で奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減し、大阪府内事業者の人材確保・定着につなげることを目的としている。この事業では、従業員等に対し奨学金返還に係る手当などを支給する、または従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に対し、大阪府が支援金を支給する。

#### \*my door OSAKA(マイド・ア・おおさか)

大阪府が提供する住民のQOL(生活の質)向上を目的とした総合行政ポータルサイト。ORDEN(大阪広域データ連携基盤)を活用し、個人に合わせた情報発信やオンライン行政手続きを提供、2024年8月29日にサービスを開始。

#### \*マイナンバー制度(運転免許証との一体化)

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

また、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるよう、2025年3月24日から運用が開始されている。

## 5. 環境・食料・消費者施策

### \*おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

### \*3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後 30 分は席を立たずに料理を味わい、お開き 10 分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

### \*食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019 年 5 月 24 日成立、同 5 月 31 日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

### \*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

### \*カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

### \*「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとしている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を「脱炭素社会」と称する。

### \*脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

### \*2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

・エネルギー関連産業…①洋上風力・太陽光・地熱 ②水素・アンモニア ③次世代熱エネルギー ④原子力  
・輸送・製造関連産業…⑤自動車・蓄電池 ⑥半導体・情報通信 ⑦船舶 ⑧物流・人流・土木インフラ  
⑨食料・農林水産業 ⑩航空機 ⑪カーボンリサイクル・マテリアル  
・家庭・オフィス関連産業…⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント ⑬資源循環関連  
⑭ライフスタイル関連

### \*「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を 2021 年 3 月に策定。

なお、本計画は気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

### \*再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

#### **\*スマートグリッド**

I T技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

### **6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

#### **\*避難行動要支援者**

2013年6月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

#### **\*大阪スマートシティパートナーズフォーラム**

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（C i v i c T e c h）：シビック（C i v i c：市民）とテック（T e c h：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。

以上

発行  
住所

〒59010076  
③ 連合大阪大阪南地域協議会

大阪府堺市堺区北瓦町2丁3番8号

堺東北條第2ビル6階 ユニオンセンター堺